

ニ二、三ヲ除クノ外ハ中小工業ニ屬スル小規模ノモノ多ク是等ノ要求スル技術者ハ多ク専門學校若クハソレ以下ノ卒業者ニアリテ現下ノ非常時局ニ際シテハ殊ニ其ノ傾向顯著ナルモノアルニ鑑ミ本學ハ窯業技術員ノ短期養成施設ヲ爲サントスルモノナリ

此の趣旨は文部省でも容認する所となり、昭和十五年四月一日より臨時工業技術員養成所窯業科として其の設置を見る豫定となつた。

第四項 臨時工業技術員養成所の開設

斯くて本學には臨時工師養成部、臨時化學分析工員養成部、及び新設豫定の臨時窯業工員養成部の三部の附設を見るに至つたので、寧ろその課程に於て似通つた此の三部を綜合することが望ましくなつた。斯くて昭和十五年四月一日より臨時工業技術員養成所を設置することとなり、既設の臨時工師養成部は當所機械科に、臨時化學分析工員養成部は化學分析科に改組され、新設豫定の臨時窯業工員養成部は當所の窯業科として新生した。そして昭和十五年四月一日には「東京工業大學臨時工業技術員養成所規則」が制定された。比較的重要な條文を摘記すると次の通りである。

東京工業大學臨時工業技術員養成所規則

第一章 總 則

第一條 臨時工業技術員養成所ハ工業ニ從事セントスル者ニ須要ナル學理及技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二條 臨時工業技術員養成所ニ左ノ學科ヲ置ク

- 機械科
- 化學分析科
- 窯業科

第三條 臨時工業技術員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス

第二章 學年、學期及休業

第四條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル(中略)

第三章 學科課程

第六條 各學科ノ學科目及每週授業時數左ノ如シ

學科目	學 期		機 械 科
	第一學期	第二學期	
修 身	隔週	隔週	一
體 操	隔週	隔週	一
國 語	二	二	三
外 國 語	二	二	二
數 學	二	二	三

第二章 現在の附設機關(臨時工業技術員養成所)

體修 操身	學科目 學期	窯業科											
		計	分析	化學工業大意	特殊分析化學	定量分析化學	定性分析化學	分析化學第一	分析化學第二	無機化學第一	無機化學第二	有機化學	理論化學
隔週 一	第一學期	四四	三	〇	〇	〇	〇	二	二	〇	四	〇	〇
隔週 一	第二學期	四八	三	〇	〇	三	三	〇	〇	四	二	二	〇
隔週 一五	第三學期	四八	二	二	一	四	〇	〇	〇	二	二	三	四

化學分析科

獨體 逸語	學科目 學期	第二編後史											
		計	特別講義	電氣工業一般	機械工業一般第二	機械工業一般第一	工場實習	機械設計製圖	機械設計講義	工作機械	機械工作法	金屬材料	
隔週 三	第一學期	四四	〇	〇	〇	二	二	四	四	二	二	三	二
隔週 三	第二學期	四八	〇	二	四	三	二	二	二	三	二	二	二
隔週 二	第三學期	四八	二	二	二	三	一	二	二	三	二	二	二

英文研究抄録	一		一	
無機化學	二		二	
分析化學	二		〇	
礦物及地質學	〇		〇	
X線及顯微鏡實驗法	一		一	
燃料及燃燒	二		〇	
耐火材料	〇		二	
硝子及珐瑯	〇		一	
セメント	二		〇	
機械製圖	〇		四	
建築施工及製圖	〇		〇	
化學分析實驗	二		五	
窯業實習	一		六	
計	四八	四四	四四	四四

第四章 入學、在學、休學及退學

第八條 臨時工業技術員養成所ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良志望鞏固ナル滿十七歳以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當

シ且入學檢定ニ合格シタルモノトス

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ一般專門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

入學檢定ハ之ヲテ學科試験、身體檢査及人物考査トス

學科試験ハ國語、英語、數學、物理學、化學及用器畫ノ中三科目以内ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

そして昭和十五年度には機械科約三十名、化學分析科約五十名、窯業科約三十名を募集され、機械科三十四名、化學分析科四十七名、窯業科二十八名、計百九名が入學を許可せられた。最後に昭和十五年度の教官並擔任科目を次に掲げる。

主 事	大學教授 中村幸之助	金屬材料	同	横山 均次
事務主事	事務官 石井 茂助	英 語	同	中田 孝
講 師		水 力 學	同	板谷 松樹
機械科長	大學教授 淺川 權八	特別講義	大學助手 原田 幸夫	
工作機械	同 海老原敬吉	機械工作法	同 林 則行	
數 學	大學助教授 原 正健	機構學、機械製圖	同 山田 治雄	
機械設計	同 川田 正秋	電氣工學	大學講師 小澤 省吾	

第二章 現在の附設機關(臨時工業技術員養成所)

熱機材料強弱、製圖及實習	齋藤 繁喜	窯業 實驗	大學助教	榎本 修二
工作機械	大學助手 淺枝 敏夫	同	同	末野 悌六
化學分析科長	大學教授 永海佐一郎	X線及顯微鏡實驗法	同	山内 俊吉
修身、無機化學第一	大學教授 永海佐一郎	耐火物	大學助教	河島 千壽
無機化學第一	大學助教 箱守新一郎	英文研究抄錄	豫備部教授	稻生 謙次
定量分析化學、獨逸語	同 加藤多喜雄	修身	豫備部教授	石井 信二
化學工業大意	大學助教 野田 稻吉	體操	豫備部助教	高橋重太郎
定性分析化學	同 山村 金保	無機化學理論化學	豫備部教授	村山 梅吉
有機化學	豫備部教授 海野 正	分析化學實驗	大學助手	三島長太郎
分析實驗	加藤 文夫	囑託		
獨逸語	橋口 貞幹	窯業科實驗指導		田中 洗
窯業科長	大學講師 平野 耕輔	同		宮川愛太郎
硝子及珪那燃料及燃焼	大學教授 田端 耕造			

第八節 寄 宿 舎

第一項 藏 前 時 代

修養園と手島校長

當校生徒は地方からの來學者が多く、全生徒の約半数以上を占めてゐたが、當校構内には寄宿舍を建設すべき餘地はなく、又建築費を支出する餘裕も無かつたので、寄宿舍の必要を感じながらも未だその設けが無かつた。然るに手島校長が修養園の蓮沼門三氏を識るに至つて寄宿舍の建設を見るに至つた。

修養園運動に關しては此所では詳述を避けるが、當校と關係ある事項を「修養園三十年史」に據つて略述して見よう。修養園は當時東京府青山師範學校の一生徒に過ぎなかつた蓮沼門三氏が明治三十九年二月十一日の紀元節の佳辰をトして青山師範學校食堂に於て發會式を挙げたものである。其の趣旨は發會式に於て蓮沼氏に依つて吟じられた旗揚の歌にも示されてゐるが、

誠の我に歸りなん
汗を流さん國のため

を中心とするものであり、「我等に血と靈とを賜へる皇天皇土」を「意義あり力ある一大精神の團結」たらしめ、

「暗き人生」をして「清く明るく光榮ある樂園」たらしめることを理想として、「同胞相愛」「流汗鍛鍊」を説くものであつた。蓮沼氏は明治四十年三月に青山師範卒業後赤坂小學校に赴任して此所から社會に向つて唱導した。當時は日露戦勝後の輕兆浮薄の風がみなぎつてゐたので、心ある人は此の運動に支援を惜しまなかつた。而して我が手島校長もその一人であつた。明治四十一年に手島校長と蓮沼氏とが會見したが、その前後の事情に關しては次の如く述べられてゐる。

赤誠の同志、岸田軒造氏……君は、手島校長の愛弟子である。

校長は夙に、青年の風儀、漸く廢れんとするの兆あるを慨歎し、之が救済について心痛せられし折とて、愛弟子岸田氏から、修養團のことを聞き、痛く感激して蓮沼主幹を引見された。

校長が「予は、修養團員の熱誠と努力を多とする者である。老軀を挺して諸君と共に、活動しよう。」と激勵されたとき、主幹は感激に泣いた。

當時は、決まつた物質的援助者なき創業時代のこととて、諸般の費用は悉く同志の自辨であつた。これを見た校長は、賛助員募集の計畫を指示された。其は月額一圓づゝの賛助員二十名を集める案である——この計畫は成就するに到らずして、校長は渡歐された。その後、瀧澤、森村兩翁が本團の爲に特別の援助を承引されたのも、人格者手島校長が本團顧問となつたその信用に基くといつても過言ではない。

校長は、職工徒弟の知識技術をすゝめ、徳操品性を高めんとするの至情より、毎月一回（東京高工に）斯道の大家を招じて通俗講話會を開いて居られた。明治四十三年六月十五日、この講話會の壇上に、未だ黄口の一書生に過ぎなかつた主幹を講師として立たしめられた。修養團の精神が工業者の修養の一助となるに違ひないといふ期待と、又修養團の計畫を廣く社會に知

らしめんとする厚意とからである。

前大蔵大臣阪谷芳郎博士の講演終るや、二十五歳の青年蓮沼主幹は徐ろに壇上に足を運んだ。（中略）

響き出づる朗々の聲、茫々たる人生の海に漂ひつつ、朝に東奔し夕に西走し孜々として物慾を充たすべく奔命し疲れ果てる人の如何に多き、彼等は悉く迷へる者である。眞の幸福は永遠に彼等のものではない。然らば人生に於ける眞の生活とは何ぞ？一言は一言より、一句は一句より熱と力を加へる。

演題の主眼「青年の自覺」を説き終へて降壇する頃、滿堂の聽衆、恍惚として一青年の熱辯に酔つた。（修養團三十年史）斯る經過を経て當校生徒中にも漸次に修養團員が殖えて來た。

第二向上舎の設立

修養團では豫てより四谷左門町に同志の宿泊所を設けて向上舎と名付けたが、當校生徒の會員加入増大に伴ひ第二の向上舎が設けられる原因となつた。第二向上舎こそ我が東京高工初代の寄宿舎である。此の第二向上舎に關し「深見氏の手記」、當時の「當校一覽」、「修養團三十年史」は次の如く報じてゐる。

修養團第二向上舎……の初めは、三井洋行に奮闘されつゝある坂本勲氏、小林茂氏及び當時の修養團員の熱心なる運動と苦心によりて明治四十五年三月淺草區三筋町に向上舎の前身とも言ふべきものは設けられたるなり。

而して舎生の眞摯なる修養と潑瀾たる意氣によりて舍風益々治まり其の實態々あがりて眞に都下の寄宿舎乃至下宿の好模範たるものなり。茲に於てか其の實を先輩ならびに知名の人々に認めらるゝに至れり。然るに此の寄宿舎たるや借家にして二十人を入るに足らず尙設備の不完全なる點もありたれば再び修養團主幹蓮沼先生、及び熱心なる舎生の東奔西走の勞により萬有る故障を透して、前校長手島先生よりは高工所有地を無代にて貸與せられ、幾多の蟬りのありし一高所有の土地は買入れら

れ濫澤、故森村兩翁よりは一萬二千圓の費を快く貸與せられ、現在の南元町の地に第二向上舎の工事は起されて、遂に大正二年九月十三日入舎式を舉行するに至れるなり。其の當時の向上舎生は悉く自覺の上に立ちて、切磋琢磨、意氣衝天の勇を以て日々の生活を送りしなり。

一面當時の舎生は、本校に修養園高工支部を設け部員二百數十名を募り、修養會、春秋二回の大會を講堂に於て開催し、吾が蔽前の校風に一段の良風を興へたるなり。(深見氏、盲人の叫び、自治、大正八年九月)

明治四十五年本校在學生ニシテ修養園團員タル十數名相謀り淺草區三筋町ニ借家シ共同生活ヲ營ミ第二向上舎ト名付タリシカソノ成績頗ル佳良ナリシヲ以ツテ濫澤森村兩顧問ハ之カ爲メニ一萬七千圓(内五千圓全額寄附)ヲ提供シ本校團員ノ爲メニ寄宿舎並ニ主幹住宅ヲ建設セン事ヲ建議セルニ本校モ之ヲ贊シ本校ヨリ僅カニ二町距ル東京電燈會社ニ隣接セル蔽前南元町二十八番地ノ地ヲ新ニ購入シ敷地トシテ提供セリ修養園賛助員清水滿之助氏ハコレ亦篤志ヲ以ツテ寄附的ニ工事ヲ請負ヒ大正二年九月竣功シ三筋町ノ第二向上舎ハ此處ニ移轉セリ此ノ地ハ隅田川ニ臨ミ頗ル閑靜ニシテ建物ハ九十六坪ノ二階建ニシテ修養室圖書室食堂浴場電話室等アリテ全生徒ハ六疊ニ各二人寄宿生定員五十名ヲ收容ス舎生ハ皆修養ヲ目的トスル同主義ノ者ナレハ温情濃ニシテ生活ニ規律アリ勉學ト人格陶冶ニ資スル所少カラサリキ(大正時代の「當校一覽」に據つて羅記)

向上舎の成績ます／＼良好で、入舎希望者の日に多きを見て、いよ／＼本團所有の新築宿舎を建設せんとし、小林、坂本氏等と共に、森村、濫澤兩顧問に諮つたところ、兩顧問は、雙手を擧げて賛成し、金五千圓を支出することを承諾された。

特に舊くより本團を信愛せられつゝあつた手島高工校長、杉田教授等は、如何にもして、第二向上舎建設の敷地を求めて、これを修養園に貸與し、一は、修養園の援助となし、一は濫澤、森村兩顧問の厚志に報ひ、更に高工團員の向上と校風の作興を圖らんとの眞情より百万奔走せられ、遂に蔽前南元町なる百七十餘坪の土地を、高商より求めて本團に貸與せらるることゝ

なつた。

本團賛助員にして、都下一流の建築業者清水釘吉氏は義弟一雄氏と謀り、實費で之が建築を請負はるゝことになり、幾回となく設計圖を訂正工夫されたが、敷地が狭いので、各室を日當り好くし換氣を十分にすることはなかなか面倒で、並大抵の苦心ではなかつた。

天の恵みであらうか、この敷地に續いて、千二百坪ばかりの一高艇庫の敷地があり、そのうち八百坪ばかりは、雜草の茂るにまかせて放つてあつた。高工から正式に一高、不要地讓渡の申込みを、熱心に交渉し、修養園でも、本團顧問たる、新渡戸一高校長に、衷情を披瀝して、理想的な「學生修養鍛錬所」建設の爲に、たとひ幾坪でも讓渡されたいと、幾度か懇願したが一高には別に計畫があり、修養園の求めはなか／＼容れられるに至らなかつた。

斯くて一高空地讓渡の件は、手島校長の盡力も、修養園の努力も、凡て水泡に歸し、止むなく前記百七十坪の敷地に建築することゝしたが、工費豫算は五千圓から八千圓に増額したので、森村濫澤兩顧問に追加支出を願ひ、その快諾を得たのであつた。

折角建築するものならば、その内容に於ても、理想的のものでなければならぬと、苦心に苦心を重ねた甲斐もなく、意に満たない宿舎を造つて、憾みを後日に残すといふことは、何としても忍ぶことの出来ない苦痛であつた。

この時、團外に在つて、本團の後援に任せられつゝあつた、松岡子誠氏や杉田教授は、主幹に向つて尙ほ一縷の望みあるを説き、再度眞劍の交渉を爲すべく勸告した。

主幹も亦たその勸告に奮起し、再び新渡戸校長を訪問して、その眞情を吐露した。

引續き眞劍な折衝を重ねること幾度、濫澤、森村兩顧問、手島高工長の斡旋や、文部省の助力に依つて局面は好轉し、遂に高工が、一高所有の土地八百坪を買受け、これを改めて修養園に貸與することゝなり、大正二年三月高等工業學校校長手島精一

氏の名を以て、濫澤、森村兩顧問保證の下に、該敷地の無償貸與を受けることになった。

斯くて大正二年十月には、第二向上舎を開舎し、手島校長、杉田教授、大槻高工幹事等の盡力に依り、多數希望者中より、定員四十六名を選び、本團が多年唱道した來た流汗鍛鍊、同胞相愛の二大主義の實行に依る家庭的寄宿舎を營むことになった。爾來、舎生諸君の躬行實踐が、克く本團精神實現の證となり、後援者先輩諸氏の聲援と相俟ち、向上舎の増設さるゝあり、團勢も追々に擴大強化を遂げるに至つた。(修養團三十年史)

向上舎の生活

此の寄宿舎の完成に依つて當校生徒の精神生活は強化された。向上舎の生活に關し、大正八年頃の「自治」は次の如く報じてゐる。

向上舎設立の目的

修養團の二大主義たる「同胞相愛」「流汗鍛鍊」の實行によりて、心身の修養を圖り、和氣藹々たる家庭的共同生活の裡に親和盟契を堅くし、他日活社會に出づるに及び、相呼應して理想郷建設の中堅となり以て皇國の進運に貢獻せんと期するにあり。理想郷とは優良村の意義にあらず、感謝の生活を營む集團を謂ふなり、即ち父子相愛の眞情を擴大して、一族、朋友、同胞に及ぼし、其の福祉を念願し努力して止まざる時、他も亦我至情に感激して、報國的犠牲的活動を希ふに至る、(人は感滿の誠を致さんとする時、最全最大の精力を發揮し、而も疲勞倦怠を覺えざるに至る)斯くて互に敬愛し、共に歡喜に滿ち常に職分を精勵するを樂しむに至る、吾人は此自他一體的の集團を理想郷と名づくる也。されば永久に「求めざるの愛」即ち絶體愛を以て犠牲的努力を繼續する時は、會社、學校、商店等、往く處止る處を善化美化して理想郷を實現するを得、他を福し己を福し國を福するを得べし。

向上舎の設備

一、所在地、高等工業學校を距る三町隅田川に臨み四隣人家に遠く、餘地多くして閑靜也。敷地八百六十坪、高等工業學校より無賃貸與せられたるもの也。

一、建築物、二階建和式にして、堅牢清潔也。建坪三百三十四坪。棟を分ちて修養團事務所道場物置等あり。

一、居室、舎生室は六疊間二十二室あり、室毎に床間二ヶづゝありて二人同居に便す。

居室の外に、修養室、圖書室、接室、食堂、浴場、洗面場、地方團員止宿所あり。

本舎は大正二年濫澤、森村、手島三顧問の出費援助によりて成立したるものにして、阪田校長、吉武、三守、波多野、石井村上教授を始め、各教授の特別の御指導を受く。

向上舎の生活

午前五時起床(冬期六時)

△五時——五時半 掃除。冷水浴。

△六時半——七時 朝禮。息心調和。

△七時——八時 朝食。登校。

△午後四時——五時 歸舎。運動。

△五時——六時 入浴。夕食。新聞一覽。

△六時——九時 默學自習。

△九時——十時 默想其他。

△十時 就寢。

舎主の下に舎兄一人寮兄四人會計係、圖書係、運動係、庶務係、外交係（選舉）等ありて、向上舎設立の趣旨に従つて自治的生活となす本校の大槻、外川、宮本、古澤助教は嘗て第二向上舎の中堅として活動せられたるなり。

向上舎の修養

肉體的修養

血液の循環を良好ならしめ筋骨鍛錬を圖るに在り

イ、呼吸器の衛養鍛錬

正息法（胸腹式呼吸及無息呼吸）

朝起の勵行、禁煙

ロ、消化器の衛養鍛錬

腹壓増進、正食法（穀七分菜二分肉一分の麥飯或は半搗米飯常用）過食間食の慣制

ハ、筋骨の衛養鍛錬

筋肉震動、槽槽運動、正姿、隔日に劍道、柔道、角力の練習

ニ、皮膚の衛養鍛錬

一、冷水浴（或は摩擦）氣浴

ホ、住處の潔淨拂拭

居室廊下の拂拭日曜日には舎内舎外の大掃除（居は心を移す。清潔にして整頓せる居室は心情を清淨にす。而して最上の清潔は自ら拂拭するによりて實現せらる）

二、精神的修養

愛育の本性を發揮し意志の鍛錬を圖るに在り。

イ、感謝禮拜

祖神の禮拜。偉人の展墓。

ロ、情念の清淨

息心調和。反省靜慮。聖經朗誦。

ハ、禮節の齊正

朝禮。言語動作の節度。

ニ、責任の遂行

時間の嚴守。當番の勵行。規約の遵奉。約束の貫徹。

ホ、制裁の嚴正

華奢、淫靡、朝寢、放縱、喧嘩、不作法、懶惰、不潔、不整頓、無責任、違約の戒飭。

ヘ、修養會

名士の講話。相互の懇談。各舎聯合會。大自然の接觸此の修養を積むによりて體胖に廣く、興國的氣分を旺にし、興德感謝の聖念奮勃として正義仁愛の國民的本性を發揮し、國家の爲め君父同胞の爲めに、犧牲的活動を祈願するの紳士たるを得べし。斯くて互に恭謙勤勉となり、互に敬愛の至情を濃かにして歡喜に満てる、平和清樂の理想郷を實現するを得べきなり。

向上舎の經費

一、金拾五圓也

但し一箇月分食費及舎費の一切を含む當分は物價騰貴の爲め、寮内外の追加を要す

第二章 現在の附設機關（寄宿舎）

備考

本舎は修養の目的を以て建設されたるものなるが故に、心身の修養鍛錬上完全なるのみならず、實費を以て舎生の便宜を計り居るを以て下宿屋生活よりは經濟的なり。目下東京の下宿屋に於ては少くも十六七圓の下宿料のみに諸種の費用を要すと聞く。

入舎希望者の注意

一、本舎は創立日淺きを以て、未だ理想的生活の状況に至らざるを遺憾とするも、相互の努力によつて、學生生活の完全を期せんと祈願しつゝあり、依つて只單に便利と經濟的なるを目的とする者の入舎を謝絶し、皆に修養鍛錬を實行せんとする篤志者を歓迎するものなり。故に入舎希望者は先づ左の諸項を實行するの覺悟を有せざるべからず
朝起。居室の拂拭。冷水浴。息心調和の實行。麥飯の常用。隔日の武道練習。域香の勵行、勉學自修時間及起床時間前就寢時間後の靜肅。舎内禁酒禁煙。日曜日の大掃除。修養會相談會の出席。
入舎手續は、電燈會社の北隣なる修養團第二向上舎に問合すべし(須藤彌氏、第二向上舎希望者に告ぐ、自治、大正八年四月十一日)

第二項 大岡山時代

關東大震災と新寄宿舎の建設

第二向上舎は當校の重要な精神的根據地となつたが、唯收容人員が僅に五十名であつて當校の希望に遠く、

従つて寄宿舎の増設は多年の懸案であつた。而して此の懸案の解決しない内に大正十二年の大震災火災に會つて第二向上舎も烏有に歸し、又下宿の大半も災害を被り、生徒の宿所を解決することが要望せられたので、「臨機ノ策トシテ府下巢鴨町ニ凡百五十人ヲ收容シ得ル家屋ヲ賃借シテ假寄宿舎ニ充テ一時ノ急ニ備ヘ」たのである。(當時の當校一覽に據る)

今大正十三年五月一日制定の「寄宿舎規程」の内主要なものを挙げると、次の通りである。

寄宿舎規程

- 第一條 寄宿舎ハ左ノ五箇ヲ以テ綱領トス
- 第一、規律ヲ尙ヒ自治ノ心ヲ養フ
- 第二、禮儀ノ徳ヲ守リ共同ノ風ヲ養フ
- 第三、廉恥ヲ重シ公明正大ノ氣ヲ養フ
- 第四、浮華輕佻ヲ誠メ堅實質素ノ志操ヲ養フ
- 第五、衛生ニ注意シ清潔ノ習慣ヲ養フ
- 第二條 入舎セントスル者ハ生徒監ヲ經テ學校長ノ許可ヲ受クヘシ退舎ノ場合亦同シ
- 第三條 寄宿生ハ生徒監又ハ特ニ學校長ノ命ヲ承ケタル職員ノ指揮監督ヲ受ケ舎内ニ關スル諸規程並命令ヲ遵守スヘシ(中略)
- 第七條 寄宿生ハ生徒監又ハ特ニ學校長ノ命ヲ承ケタル職員ノ許可ヲシテ外泊スルコトヲ得ス
- 第九條 寄宿生ニシテ本規程ニ違背シ又ハ其ノ本分ヲ失フ行爲アリト認ムルトキハ本校規則第三十條ニ依リ之ヲ處分ス

當校規則第三十條とは「生徒本校ノ規則命令又ハ職員ノ命令指示ニ背反シ若ハ學校ノ内外ヲ問ハス風紀秩序ヲ紊

ス等ノ行爲アルモノハ其ノ情狀ニ依リ戒飭ヲ加ヘ又ハ停學退學ヲ命ジ、成業の見込なき者、課業に怠慢なる者正當の理由なくして引續き三十日以上缺席したる生徒を除籍することである。

其後更に新校地に假校舎の新營と同時に約百七十五人を收容し得る寄宿舎を建設して、生徒の訓育並に衛生上の便宜を圖り且つ其監督の徹底を期せんとし、當初は現在の本館附近に設けたが次いで昭和五年十月丸山現地に移築完了、同十一月開舎以來面目を一新し、名も「向獄寮」と命名し、益々自治の精神涵養に努めしむる傍、舎監副舎監、各一名を置き之れが指導監督に任せしめた。在舎生は開始當時大學生四十三名、専門部及養成所生徒計四十三名、特設豫科生徒十五名合計百一名を擁した。

民國留學生も多數入舎し、本邦學生と共同生活を營むことに依り日華學生間の交情を温め其親善に裨益する處は誠に多なるものがあつた。校内の新寄宿舎に關し當時の藏前新聞は次のやうに報じてゐる。

過ぐる春移轉改築のため、舎生を下宿に追ひだし以來委員の手によつて着々改築の準備が進められて八月末には工事着手とまでになつた寄宿舎はいよいよ十一月一日より新裝成つて入舎の學生を迎へることになつた、寄宿舎委員會は去る二十二日學校當局内諾の下に開かれ、今までに至る経過報告に次で、炊事、一般入舎準備、現委員、その他の事項について協議した、新寄宿舎は部屋數百十八、一部屋四疊半押入付で内、外からカギがかかる様になつてゐる、以前の二、三人で一室を有つことを改めて一人一室になつたのも便利である、學生の入舎希望者も可成不足と見られてゐたが之も委員の努力により百十三名に達し既に二十四、五、兩日江川舎監の下で抽籤を行つてそれぞれ部屋の割當も定まつた。又五つの空部屋に對して新募集を行ふ部屋代は三圓で従前通りであるが、食費は値上げを行つて從來の十八圓を十六圓五十錢となした、舎費としては他に自治費毎月五拾錢を加へて月合計二十圓で下宿住ひに比べて經濟的に學生は大助りになる譯である。又今度の機會に舎生約定改正を

行ひ、健全なる自治團體として完全を期するさうである。向入舎及炊事は來る十一月一日からであるが荷物搬入はなるべく一日より三日の間に終へられたい由である。(工業大學藏前新聞、第百六十一號、昭和五年十月二十七日)

移轉改築して本月一日より舎生を迎へた寄宿舎では去る十五日午後四時より開舎記念と創立記念を兼ねて學式、學長各科職員の來賓を招じて幹事の開會の辭に始まり次いで學長の挨拶があり、この際北寮を北斗寮、南寮を日章寮、二つを併せて向獄寮なる名稱の發表があつた、次で江川舎監、奥田主事、加藤教授三氏の感想談があつて食事をなし引續き餘興に移つた。舎生の尺八謡曲、ハーモニカ等、ある外留學生の胡弓を弾じ又奇術、落語萬歳に斯道の人を呼んで哄笑を爆發させる等、和氣あい／＼のうちに一夕を送つて午後九時頃會を閉じた。(工業大學藏前新聞、第百六十三號、昭和五年十一月二十四日)

向獄寮規則

向獄寮の寮生約定は昭和六年三月に定められたが、その内容は次の通り。

第三條 委員ノ事務分擔ハ左ノ如シ

- 一、炊事委員 炊事ニ關スル諸般ノ事務ヲ掌ル
 - 二、會計委員 自治費及ビ臨時費ノ徵收支出ヲ掌ル
 - 三、保健委員 運動、衛生ニ關スル一般事務並ニ新聞、雜誌、圖書ノ購入管理ヲ掌ル
 - 四、整理委員 寮内ノ整頓、火氣、戸締、電氣ニ關スル事務並ニ注意ヲ爲ス
- 第四條 幹事及ビ委員(炊事委員ヲ除ク)ハ毎年十月全寮生

第二章 現在の附設機關 (寄宿舎)

ニ於テ互選シ十一月ヨリ就任ス、任期ハ何レモ一ケ年トス
炊事委員ノ任期ハ半ケ年トシ十月及ビ二月寮生全部ニ於
テ互選シ十一月及ビ四月ヨリ就任ス

第五條 幹事及ビ委員ノ選舉ハ無記名ニ依リ投票數ハ全寮
生數ノ三分ノ二以上ナルコトヲ要ス

第六條 幹事及ビ委員ハ病氣ソノ他止ムヲ得ザル事情ノタメ
辭任セントスルトキハ委員會ノ承認ヲ求ムベシ後任者ハ第
五條ニ準ジ全寮生ニ於テ互選ス

第二章 委員會及ビ寮生會

第七條 寮務ヲ評議スルタメニ委員會及ビ寮生會ヲ置ク

但シ緊急事項ニ就キテハ幹事之ヲ處理シ事後委員會ノ承
諾ヲ求ムルモノトス

第八條 委員會ハ幹事及ビ委員ヲ以テ寮生會ハ全寮生ヲ以テ
組織ス

第九條 委員會ハ隨時幹事之ヲ招集ス

第十條 委員會ハ委員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ之ヲ
開クコトヲ得ス

第十一條 委員會決議事項ハ職員ノ許可ヲ得テ之ヲ發表ス

第十二條 寮生會ハ委員會ノ決議若クハ寮生二十名以上ノ提
議ニヨリ幹事之ヲ招集ス

第十三條 寮生會ニ於テ事項ヲ決議セントスル場合ハ全寮生
ノ三分ノ二以上出席スルヲ要ス

第三章 會 計

第十四條 寮生ハ毎月寮費金參圓及食費金十六圓五十錢ヲ定
日ニ職員ニ納入スベシ、滞納セルモノハ身許引受人ヲシテ
納入セシムルコトアルベシ

第十五條 寮生ハ自治費トシテ毎月金五十錢ヲ會計委員ニ納
入スベシ

第十六條 自治費收支決算ハ職員及ビ幹事ノ承認ヲ經テ會計
委員毎學期之ヲ公表ス

第十七條 臨時費ノ收支決算ハ職員及ビ幹事ノ承認ヲ經テ其
ノ都度之ヲ公表ス

第四章 炊 事

第十八條 炊事ハ寮生ノ自營トス

第十九條 炊事委員ハ互選ニヨリテ委員長一名ヲ定メ委員長
ハ炊事ニ關スル一般事務ヲ統轄ス

第二十條 毎週一回定例會ヲ開キテ次週ノ獻立ヲ定メ委員ハ
決定セル獻立ニ從ヒテ各自分擔セル品物ノ調辦ヲナスモノ
トス

第二十一條 缺食セントスルモノハ缺食日ノ二日前迄ニ炊事
委員ニ申し出ツベシ

第二十二條 二日以上十九日間引續キ缺食シタルモノニハ缺
食費トシテ一日ニ付金四拾錢ヲ支拂フ

二十日以上引續キ缺食シタルモノハ一日ニ付金五拾錢ヲ
支拂フ

第二十三條 毎月ノ收支決算ハ職員及ビ幹事ノ承認ヲ經テ之
ヲ公表ス

第二十四條 剩餘金ヲ生ズルモ拂展セズ
但シ其ノ金額貳百圓以上ニ達シタル場合ハ委員會ニ於テ其
ノ使途ヲ決定スルコトヲ得

第二十五條 缺損金額百圓ニ達シタル場合ニハ各自ノ負擔金
額ヲ徴收ス

第二十六條 缺損金額百圓ニ達スル以前ト雖モ退寮セントス
ルモノハ各自ノ負擔金額ヲ支拂フベシ

第二章 現在の附設機關 (寄宿舎)

第五章 入退寮並ニ部屋更へ

第二十七條 入寮ノ許可ヲ得タルモノハ入寮費トシテ金貳圓
ヲ職員ニ納入スベシ

第二十八條 退寮セントスルモノハ二日前マデニ幹事ニ申出
ツベシ

第二十九條 部屋更へハ春秋二回抽籤ニ依リテ之ヲ行フ

第三十條 所定ノ部屋ヲ變更セントスルトキハ豫メ整理委員
ヲ經テ舍監ノ許可ヲ受クベシ

第六章 非常警備

第三十一條 本寮、本學又ハ其ノ附近ニ大災ノ起リタル場合
ハ全寮生ヲ以テ警備隊ヲ組織ス

第三十二條 警備隊ヲ分チテ左ノ四係トシ各主任ヲ置ク
各主任ノ任期ハ一週間トシ毎週土曜日正午ニ交替シ各寮部
屋號順ニ服務スルモノトス

一、警備係 主任二名

二、唧筒係 主任四名

三、消火栓係 主任四名

四、傳令係 主任二名

第七章 雜 則

第三十三條 寄宿舎規定並ニ寮生約定ニ悖リ又ハ寮生ノ本分ヲ失フ行爲アルモノニハ委員會ノ決議ニヨリ制裁ヲ加フ

第三十四條 各寮ハ室號順ニ戸締當番ヲ定メ毎夜交替ニ午後

十二時ヲ以テ戸締リヲナスヘシ

第三十五條 本約定ノ改廢ヲナサントスルトキハ寮生會ニ於テ決議スルヲ要ス

寮生歌の制定

次いで本學學友會では寮生歌を制定することとなり、昭和十三年十二月から歌詞を募集してゐたが、四篇の應募があり、教授松本容吉、助教授加藤多喜雄、同中原虎男三氏の審査に依り、電氣科學生高島君の作品が寮生歌として通過した。その歌詞は次の通りである。

東京工大向嶽寮寮生歌

一、入學の春

櫻吹雪を角帽に
受けし 喜び 告げんとて
綠ヶ丘に 我れ立てば
残雪淡き富士の峰

二、親睦の夏

多摩の川風 爽やかに
大岡山の 夏の宵
にほふ 小草に 褥して
誼みも深し寮庭に

三、勉學の秋

灯影の揺らぐ 南北寮
松が枝 高く 月見えて
誰が すさびの トレモロか
書 讀む窓に 秋深し

四、希望の冬

友と團樂ふ 冬の宿
若き 希望に 火は燃えて
我も渡らん 大陸に
文化の 理想は 華と咲く
五、卒業の晩

うましの床よ さらば 今

白聖の塔を 仰ぐとき

爆音 高く 鵬翼は

富士が 高嶺に 向ふかな

現在の寄宿舎規則

次いで昭和十四年六月十九日に文部大臣の許可を経て本學寄宿舎規則が次の如く制定された。

東京工業大學寄宿舎規則 (昭和十四年六月十九日 文部大臣許可)

- 第一條 寄宿舎ハ自治協同ノ精神及質實剛健ノ志操ヲ涵養シ學風振作ノ源泉タラシムルヲ以テ其ノ目的トス
- 第二條 寄宿舎ハ毎年七月十六日より八月三十一日ノ間之ヲ閉鎖ス
- 第三條 入舎セントスル者ハ舎監ヲ經テ大學長ノ許可ヲ受クヘシ退舎ノ場合亦同シ
- 第四條 寄宿生ハ寄宿料トシテ毎月金參圓ヲ前納スヘシ但シ七月ハ半額トシ八月ハ之ヲ徵收セス
既納ノ寄宿料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス
- 第五條 寄宿生ハ舎監ノ指導監督ヲ承ケ諸規則及命令等ヲ遵守スヘシ
- 第六條 寄宿舎監理上必要アルトキハ大學長ハ全部又ハ一部ノ寄宿生ニ對シ退舎ヲ命スルコトヲ得
- 第七條 本規則施行ニ關スル細則ハ大學長別ニ之ヲ定ム

附 則

本規則ハ昭和十四年六月十九日ヨリ之ヲ施行ス

東京工業大學寄宿舎規則施行細則 (昭和十四年六月十九日 東京工業大學長制定)

- 第一條 入舎又ハ退舎セントスル者ハ所定ノ入舎願又ハ退舎願ヲ提出シ舎監ヲ經テ大學長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二條 入舎ヲ許可セラレタルトキハ別ニ定ムル身元引受證書ヲ提出スヘシ
身元引受人ハ父兄其ノ他舎監ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル
- 第三條 寄宿料ハ毎月五日迄ニ納付スヘシ但シ納期後入舎シタル者ハ其ノ際之ヲ納付スヘシ
- 第四條 寄宿生ハ舎監ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外泊スルコトヲ得ス
- 第五條 寄宿生故意又ハ過失ニ因リ設備品其ノ他ノ物件ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ヲ辨償スヘシ
- 第六條 本細則ニ定メナキ事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

附 則

本細則ハ昭和十四年六月十九日ヨリ之ヲ施行ス

第三編 關係團體

第一章 藏前學友會

第一節 前身校時代

校友會の起原

校友會が古くから存在してゐたらしいことは古い當校一覽其他の文献でも見られるのであるが、何時如何なる動機如何なる規定を以て出現したかに關しては、「東京高等工業學校四十年史」に「藏前校友會は明治二十三年を以て創立せられ、本校生徒・卒業生及職員を以て組織せられ、其目的は會員相互の親睦と身體の健康を保全するにありき」と記載されてゐる。

初期の活動

初期の活動や規則に關しては明瞭ではないが、例へば明治二十八年度の「東京工業學校一覽」に據れば、本會の目的並に會費に關して次のやうに記されてゐる。

校友會ハ本校生徒卒業生並職員ヲ以テ組織シ其ノ目的ハ會員相互ノ親睦ヲ旨トシ兼テ身體ノ健康ヲ保全スルニ在リテ會員ハ會費トシテ金四拾錢ツツ毎年二、九ノ兩月本會會計係ニ納付スルモノトス

次に校友會が如何なる事業を營んだかに關しては、一例として明治二十七年の「化學工藝會誌」第二輯に次の記事が載つてゐる。

修學旅行 十一月一日我が校友會々員ハ千葉縣下佐倉ニ向テ一泊旅行ノ修學旅行ヲ催フス。今其景況ヲ記サンニ、此日午前六時新大橋ニ會シ一同汽船ニ乗ジ行徳ニ至ル。時ニ午前八時ナリシ。直チニ同所ヲ出發シ大和田ニ於テ休憩シ午後四時佐倉ニ着ス。行程十里。則チ同町ニ一泊ス。翌二日各自隨意ニ不動尊ニ參拜シ、午後二時佐倉發ノ汽車ニ依リテ市川ニ着シ、此ニ於テ散會シ思ヒ々々ニ歸舍ス。

祝捷大會 茲ニ一度ヒ宜戰ノ詔勅下ルヤ、陸ニ海ニ戰ヘバ勝チ攻レバ取リ、今ヤ進ンデ東洋ノジブラタル燕京ノ關門タル旅順ノ要港モ一撃ノ下ニ陥落シ、北京城頭旭旗ノ飄ルモ將ニ來春ヲ俟タザルベシ。我が帝國臣民此盛運ニ遭遇シ豈ニ一大白ヲ擧ゲテ祝セザルモノアランヤ。仍テ校友會員諸氏奮ツテ十二月一日ヲトシ祝捷大會ヲ校内ニ開會スルコトニ決ス。此日午前八時本校生徒及ビ職工徒弟學校生徒一同整列、兩陛下ノ御眞影ヲ拜奉リ君ガ代ノ合唱ヲ奏シ、終テ九段坂上靖國神社ニ參拜シ、再ビ運動場ニ集リ旗壽ヒ綱引壘柑投及ビ日清大激戰ニ模シタル三年生一同ノ餘興アリ。時好ニ適シ實ニ目覺シク眞ニ其情ヲ穿チ得テ擬戰杯トハ見エザリキ。夫レヨリ一大祝宴ヲ教員養成所工場前芝生(元ノ米裏地ニシテ大川ニ面シタル廣場)ニ於テ催フス。來會者無慮四百有餘名ニシテ、終日煙火打撃ゲ及ビ奏樂等アリ。以テ益々興ヲ盛ニシ各醉顏踰躍ノ間ニ散會セシ時ハ已ニ午後五時ナリシ。(化學工藝會誌・第二輯・明治二十七年十二月)

猶明治二十七八年戰役終了直後ポートを作つたらしい。當時手島校長は次の草案を書いてゐる。(明治二十三年より三十年まで在職された神作濱吉氏所有)。又此に據つて從來校友會の事業として陸上運動會が行はれてゐたこと

とも示される。

曩ニ我國清國ト交戦スルヤ海々陸々連捷ヲ占メ遂ニ彼ヲシテ講和ヲ乞ハシメ新版圖ヲ拓キ遠ク武威ヲ耀シ東洋ハ勿論西洋諸國ヲシテ畏懼仰慕ノ念ヲ生ジ風靡響動ノ餘彼レ列國ヲシテ益競争ヲ激烈ナラシムルニ至レリ是ニ於テ陸海事的ノ擴張ヲ促スコト實ニ焦眉ノ急務タリ而シテ之ガ方策ヲ講セント欲セバ須ラク先ヅ立國ノ基礎タル工業ノ進歩ヲ計ラザル可カラズ之レガ進歩ヲ計ラント欲セバ須ラク之ニ任ズルノ人士ヲ養成セザル可カラズ之ヲ養成スルノ路タル他ナシ唯教育ノ與ル所ニシテ専ラ學術練磨ノ勞ヲ積ムヲ要スルコト勿論ナリト雖モ而モ之ト相須ツテ運動馳驅ノ擧ヲ設ケ活潑有爲ノ氣力ト體力トヲ發育涵養スル事ハ素ヨリ至要ノ方法タリ我祖先輩ノ諸氏夙ニ茲ニ見ル所アリ爾ニ校友會ヲ設ケ専ラ陸上運動ノ擧ヲ催スモ憾ラクハ春秋二季ニ止リ剩サヘ水上航動ノ一擧ハ絶無ナルヲ以テ活氣發育ノ目的ハ未ダ充分ノ目的ヲ達スルヲ得ズ然ルニ備々本邦人ノ將來ヲ考フルニ此二力ノ健強ヲ計ルハ最大ノ良務ニシテ之ガ發育ノ法タル單ニ陸地ノ動作習慣ノミヲ以テ定ルベキニ非ラズ必ズヤ水上否海事的素養ノ訓練ヲ要スルヤ智者ヲ待タズシテ明ナリ何トナレバ本邦ハ純然タル海國ニシテ將來ニ於ケル同胞ノ運動場裏ハ遙ニ洋海上ニ占メザルヲ得ザル可ヲ以テ豫メ此機會ニ應セシムルノ教養ヲ施サマルヲ得ザルヲ以テナリ試ミニ英國ノ情況ヲ叙ベテ本邦海事的訓練ノ急ヲ證センニ彼國海事的教養ノ旺ナル眞ニ豫想ノ外ニ出ヅト云フベシ聞ク所ニヨレバ同國沿岸地方ノ學校ハ必ズ短艇競漕ノ一事ヲ施サマルモノナク加之近年ハ一層其面目ヲ改メテ専ラ帆艇競争ヲ行フニ至レリト今本邦ノ形勢ヲ案ズルニ恰モ英國ト境遇ヲ同クセリ況シテ今度東洋ノ覇權ヲ握リ列國ト輪贏ヲ競フニ及ンデハ一般ノ教育ヲシテ専ラ海事的素養ヲ含蓄セシメザルヲ得ズ故ニ今日ヨリ從來各學校ニ於ケル此擧ノ施設ヲ評價スル時ハ實ニ此先見ニ感服セザルヲ得ズ然ルニ唯リ我ニ於テ此設ナキハ所謂白壁ノ一斑ニシテ實ニ遺憾ニ堪ザルモノナリ思フニ我國ヲシテ從前ノ國勢タラシメ我工業界ヲシテ十年以前ノ境遇タラシメバ敢テ今俄ニ之ヲ疾呼スルヲ要セザルモ膨脹後ノ新日本ニ在テハ假令如何ナル費途ヲ擱クモ短艇競漕會ノ新事業ハ興サマルヲ得ザルニ至レリ是レ實ニ時勢ノ然ラシムル所已ヲ得ザルモノト云フ可シ

加フルニ本校ノ位置タル隅田川ニ沿ヒ剩サヘ二條ノ溝渠ハ天然ニ競艇ノ船渠ヲナシ其形勝ノ便ナル遠ク他ノ學校ノ比ニ在ラズ
 既ニ此形勝ヲ占メツ、アリナガラ尙其利用ヲ計ラザルハ密ニ時勢ニ遅ル、ソ愚タルノミナラズ又天府ノ利ニ背クノ愚ニ陷ラザ
 ルヲ得ズ豈ニ遺憾ノ極ナラズヤ是ヲ以テ今回校友會ノ一新事業トシテ茲ニ短艇競漕會ヲ創設シ以テ從來ノ陸上運動會ト唇齒相
 助ケ一ハ工業教育上有爲活氣ノ人士ヲ輩出セシメ一ハ以テ膨脹的新日本ノ光彩ヲ添ヘ併セテ凱旋祝賀ノ記念トナサント欲ス而
 シテ本年度ニ於ケル一着手トシテ廣ク校友諸君ノ助力ヲ仰ギ概ネ七百七十圓許ノ釐金ヲ得テ本年九月ヲ期シ三艘ノ短艇ヲ製造
 セントス先輩ノ諸君願クハ余輩一同ノ微意ヲ推察シ陸續應分ノ資ヲ投セラレシコトヲ敢テ一同ニ代リ蕪言ヲ呈スルコト爾リ
 四月二十六日

校友會々長 手 島 精 一

惟ふに、當時の校友會の行事としては、春期の陸上運動會並に修學旅行等が主なるものであつたが、當校が隅田川岸に位置して居た關係上、當校創立當初より端艇一艘が用意せられて居り、生徒はこの端艇を學校より借り隅田川上を漕ぎ廻つて居たやうである。明治廿七年冬に至つて、第一學年の生徒は廣く校内の同好の者に呼び掛け、端艇同好會を創設し會員を募集した處、續々と集まり、その數百有餘名になつたので、廿八年春期陸上運動會の後、この端艇同好會を校友會に合し、水上運動部を設け、端艇一艘を製造する爲に、廿九年春期舉行すべき陸上運動會を中止して、その費用に充用する事を決議した。然し、手島校長は、この舉を耳にし、別掲の如き趣意書を以つて、廣く校友先輩に端艇建造の費用の寄附を依頼したのであらう。

初期の規則

校友會の規則に關しては我々が發見した最初の規則として明治三十六年の分を擧げる。(當時の當校同窓會機關紙たる「帝國の工業」に據る)

東京高等工業學校校友會規則(明治三十六年二月改正)

總 則

- 第一條 本會ハ東京高等工業學校々友會ト稱ス
 - 第二條 本會ハ校風ノ發揮會員相互ノ親睦智識ノ交換ヲ旨トシ兼テ身體ノ健康ヲ保全スルヲ以テ目的トス
 - 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ數部ヲ置キ且ツ毎年春秋二季ニ於テ遠足旅行若クハ運動會ヲ行フモノトス
 但時宜ニ依リ委員會ノ決議ヲ經テ行ハザルコトアルベシ
 - 一、水上運動部
 - 二、陸上運動部(庭球野球其他陸上遊戲ヲ含ム)
 - 三、文藝部
- 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ許可ヲ受クルモノトス
- 會 員
- 第四條 本會ハ本校及工業教員養成所學生卒業生及現舊職員ヲ以テ組織ス
 - 第五條 本會々員ヲ分チテ左ノ三種トス
 - 一、通常會員(本校及工業教員養成所學生)
 - 二、特別會員(本校職員)
 - 三、贊成會員(舊職員及卒業生)
- 第一章 藏前學友會

本校及工業教員養成所學生ハ本會通常會員タルノ義務アルモノトス

役員

第六條 本會ニハ左ノ手續ニ依リテ役員ヲ設ク

會長一名 校長ニ請托ス

幹事長一名 會長之ヲ囑託ス

幹事四名 内三名ハ通常會員中ヨリ(本校二名工業教員養成所一名)委員之ヲ選舉シ他ノ一名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

會計掛三名 内二名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託シ他ノ一名ハ通常會員ヨリ選舉セラレタル幹事中ニ於テ互選ス

委員 各級會員約二十名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ互選ス

但端數ヲ生ズルトキハ十捨十一入トシ二十名未滿ノ級ニ在ツテハ一名トス

各部委員 部長一名(特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス) 副部長一名(通常會員中ヨリ部長之ヲ囑託ス)

其他ノ部役員ハ各部ニ於テ便宜設クルコトヲ得

第七條 通常會員中ヨリ選舉セラレタル役員ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年九月ニ於テ選舉ス 但再選スルコトヲ得

第八條 本會役員ノ職掌ヲ定ムルコト左ノ如シ

會長 本會ヲ總理ス

幹事長 會長ヲ補佐シテ本會ノ事務ヲ掌理ス

幹事及會計掛 幹事長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ庶務會計ニ從事ス

委員 會員ヲ代表シテ議事ニ參與ス

各部役員 各部細則ノ規程ニ從フ

第九條 本會委員ハ各部役員ヲ兼ヌルコトヲ得サルモノトス

會費

第十條 通常會員ハ會費トシテ一ケ年金壹圓五拾錢ヲ特別會員ハ一ケ年金貳圓ヲ毎年各學期ノ始メニ本會々計掛ヘ分納スルモノトス

別ニ新入通常會員ハ入會金トシテ金壹圓ヲ納ムルモノトス

第十一條 臨時ニ費用ヲ要スル時ハ委員會ノ決議ヲ經テ徵集スルコトアルヘシ

第十二條 各部ハ次學年ノ豫算案ヲ調製シテ毎年五月限リ幹事長ニ提出スルモノトス

第十三條 幹事長ハ各部提出ノ豫算案ヲ審査シ原案ヲ定メ毎年六月ニ於テ委員會ヲ開キ各部ニ配當スヘキ金額ヲ定ムルモノトス

各部ハ配當セラレタル金額以外ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

會議

第十四條 規則改正其他本會ニ關スル重要ノ事件ハ委員會ニ於テ之ヲ決議シ會長ノ許可ヲ受クルモノトス

第十五條 會議ノ議長ハ幹事長之ニ當ル幹事長事故アルトキハ幹事之ヲ代理スルモノトス

第十六條 會員若シ委員會ノ議ニ附セント欲スル事項ヲ認メタルトキハ二十名以上ノ同意者ヲ得テ其案ヲ幹事長ニ提出スヘシ

第十七條 本會役員ハ議案ヲ委員會ニ提出スルニ當リ同意者ヲ要セサルモノトス

第十八條 委員會ハ委員半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第三編 關係團體

九五八

第十九條 本會ノ議事ハ出席委員ノ過半数ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
第二十條 各部役員ハ委員會ニ出席シ發言權ヲ有スト雖モ可否ノ數ニ加ヘサルモノトス

自治團の起原

自治團の起原は明治三十六年頃であつて、當時本校並養成所生徒全體に依つて成立し、自治の精神を發揮し向上の精神を涵養することを努めた。當時の規則は次の通りである。(帝國の工業、第五號、明治三十六年四月十六日發行に據る)

東京高等工業學校生徒自治團規程(明治三十六年)

第一章 目的及組織

- 第一條 本校生徒間ニ自治ノ精神ヲ發揮シ向上ノ品性ヲ涵養スル爲自治團ヲ設ク
 - 第二條 自治團ハ本校規則ノ範圍内ニ於テ規約ヲ制定ス
 - 第三條 自治團ハ本校生徒全體ヨリ成立ス
 - 本校職員ハ自治團員タルモノトス
 - 第四條 自治團ハ學校長之ヲ總理ス
 - 第五條 自治團ノ機關トシテ委員會及評議員會ヲ置ク
- 第二章 委員會
- 第六條 委員會ハ本校各科(分科アル各科)ニ設置シ各其科名ヲ冠スルモノトス
 - 第七條 委員會ニ委員長一名委員若干名ヲ置ク
 - 委員會ハ生徒ノ互選ニ依リ委員長ハ尙該科職員中ニ就キ委員之ヲ依屬ス

- 第八條 各委員ノ定員ハ二十名トス但學校長ノ見込ニ依リ減員スルコトヲ得
- 第九條 委員長及委員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年十月始ニ於テ改選ヲ行フ但再選スルコトヲ得
- 第十條 各委員ハ規約及評議委員會ニ於テ議決シタル事項ノ實行ヲ督勵スルノ責ニ任ルモノトス
- 第十一條 委員會ニ於テハ自治精神補助ノ爲其施設方法ニ關シ評議委員會ニ提議スルコトヲ得
- 第十二條 委員會ハ隨時必要ニ應ジ開會スルモノトス

第三章 評議委員會

- 第十三條 評議委員ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス
- 一、本校職員中ニ就キ學校長ヨリ依屬シタル者三名乃至五名
- 二、各科委員長
- 三、各科委員ノ互選ニ係ル者一名但機械科ニ在テハ二名ヲ互選スルモノトス
- 第十四條 評議委員會ニ於テハ左ノ各號ノ事項ヲ掌理ス
- 一、規約ヲ制定スルコト
- 二、委員會ヨリ提議スル事項ヲ審議スルコト
- 三、學校長ヨリ諮問ノ事項ヲ審議スルコト
- 四、第十條各委員ノ職責ヲ監督スルコト
- 第十五條 評議委員會長ハ評議委員中ニ就キ學校長之ヲ依屬ス
- 第十六條 定期評議委員會ハ毎年一回十月ノ初ニ於テ開會ス但學校長ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ臨時開會スルコトアル

第一章 藏前學友會

九五九

第十七條 本規程ハ評議員會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

當時の自治團の實況に關し、後に起つた自治團の調査掛は次の如く記述してゐる。

當時の自治團たるや決して今日（後述第二回の自治團）の如き形式のものではなかつたのであります。即ち、今日の自治團は本校全部を以て一箇の機關を組織して居るのに、當時は各分科で各々小自治團を有し、互に獨立して居つたものと見えます。然も今日は生徒の自治團であるのに當時は教官も生徒も共に一團となつて居り、各科長は其科の自治團の委員長で、其の下に生徒より選出せられた委員及評議員があらはれてあります。……要するに是れ官民合同の自治で、同年の一覽に學校長の報告として次の一節があります。——即ち品性修養の一助として自治團なるものを組織し生徒相互に非行を誡め自重自治の精神を涵養せしめん事を期せり。翌る三十七年には曰く「——然して其の成績は漸次良好の効果を收むるに至れり、若し假すに年所を以てせば庶幾くば善良の校風に馴致し品性の修養に資するを得んか」と。（自治、第二號、大正六年十二月二十二日）

自治團・校友會の合併

斯くして當校には校友會・自治團が併立することとなつた。本來校友會は社交的愉快的な意味が強く自治團は修養的意義が多く兩者その趣旨とする所は分れてゐたのであるが、兩團體共に全校生徒を會員とするものであつたので二つの會が併立することは繁雜に感ぜられた。且又愉快の内に品性を修養することが出来たら更に便宜が多い、斯る理由に基き、明治三十八年に自治團は校友會に合併せられた。合併の事情に關し明治三十八年度の當校一覽には「會は社交の爲、團は品性の爲に成立してゐる。若し双々愉快の間に品性を修養するを得ば、其の便更に多きものがあらう」なる意味の記述をなしてゐる。合併と同時に明治三十八年六月校友會はその規則を變更し、

次の如く道義的意義をも含有することとなつた。

東京高等工業學校々友會規則（明治三十八年六月改正）

總則

第一條 本會ハ東京高等工業學校々友會ト稱ス

第二條 本會ハ左ノ綱領ニ依リ自治ノ校風ヲ發揮スルヲ目的トス

- 一、謹嚴修養ヲ尙ヒ以テ紳士タルノ品性ヲ蓄フヘシ
 - 一、慇懃生理ヲ守リ以テ志人タルノ體軀ヲ保ツヘシ
 - 一、敬愛同學ニ接シ以テ朋友タルノ信義ヲ厚クスヘシ
 - 一、恭順校規ヲ奉シ以テ生徒タルノ本分ヲ完クスヘシ
 - 一、忠良社會ニ處シ以テ市民タルノ義務ヲ盡スヘシ
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ數部ヲ置キ且毎年秋季ニ於テ遠足ヲ行フ

- 一、文藝部
 - 二、端艇部
 - 三、庭球部
 - 四、武藝部
 - 五、音樂部
- 第四條 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ許可ヲ受クルモノトス

第一章 藏前學友會

第五條 本會ハ本校及工業教員養成所學生卒業生及現舊職員ヲ以テ組織ス

第六條 本會々員ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一、通常會員（本校及工業教員養成所學生）
 - 二、特別會員（同上職員）
 - 三、贊助會員（舊職員及卒業生）
- 本校及工業教員養成所職員學生ハ本會々員タルノ義務アルモノトス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 校長ニ請託ス
- 副會長 一名 會長之ヲ囑託ス
- 幹事 六名 内四名ハ通常會員中ヨリ本校機械科一名電氣科一名化學部一名工業教員養成所一名ノ割合ヲ以テ評議會ニ於テ之ヲ選舉ス他ノ二名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス
- 會計掛 二名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別委員 五名以下 特別會員又ハ贊助會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

各科委員 各科各分科七名(機械科十三名)

内一名ツ、ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス他ハ通常會員中ヨリ各科各分科ニ於テ互選ス

各部役員 部長一名(特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス)

副部長 一名(通常會員中ヨリ部長之ヲ囑託ス)

其ノ他ノ役員ハ各部ノ細則ニヨリ定ムルモノトス

第八條 通常會員中ヨリ選舉セラレタル役員ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年九月ニ於テ選舉ス 但再選スルコトヲ得

第九條 役員ノ職掌ハ左ノ如シ

會長 本會ヲ總理ス

副會長 會長ヲ補佐シテ本會ノ事務ヲ掌理ス

幹事及會計掛 副會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ庶務會計ニ從事ス

特別委員 各科ニ屬セサル會員ヲ代表シテ評議會ニ參與シ兼テ本會全般ノ事業ヲ補佐ス

各科委員 規約ノ實行ヲ督勵シ其一部ハ評議會ニ參與ス

各部役員 各部ノ細則ニ依ル

第十條 幹事ハ各部ノ役員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

評議會

第十一條 本會全般ニ關スル重要ノ事項ハ凡テ評議會ニ於テ決議シ會長ノ許可ヲ受クルトモノス

第十二條 評議會ハ副會長・幹事・特別委員・各科委員・各部長及副部長ヲ以テ組織ス

但通常會員ノ互選ニ係ル各科委員ハ各科ニ於テ更ニ互選シ半數出席スルモノトス

第十三條 評議會ノ議長ハ副會長之ニ當ル副會長事故アルトキハ其指名者之ヲ代理ス

第十四條 評議會ハ半數以上出席スルニ非レハ開會スルコトヲ得ス

第十五條 評議會ノ議事ハ出席員ノ過半數ニ依ツテ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

但基本金ニ關スル件及規約改正ニ於テハ三分ノ二以上之ヲ可トスルヲ要ス

第十六條 各會員ハ十名以上ノ贊成者ヲ得サレハ評議會ニ提

出スルコトヲ得ス

第十七條 評議會ハ副會長ノ見込ニヨリ隨時開會シ又會員百名以上ノ同意アル提案アルトキハ時ニ開會ス

會費

第十八條 通常會員ハ會費トシテ一ケ年金三圓ヲ毎年各學期ノ始ニ分納スルモノトス

別ニ通常會員ハ入會金壹圓五拾錢ヲ納ムルモノトス

特別會員ハ會費トシテ俸給年額二百五十分ノ一ヲ納ムルモノトス

モノトス

第十九條 臨時ニ費用ヲ要スルトキハ評議會ノ決議ヲ經テ徵集スルコトアルヘシ

第二十條 各部ハ次學年ノ豫算案ヲ調製シテ毎年五月限り副

會長ニ提出スヘシ

第二十一條 豫算ハ毎年六月副會長・幹事・部長・副部長協議ノ上之ヲ決定ス

基本金

第二十二條 本會基本金ハ特定收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 通常會員ハ卒業ノ際基本金トシテ各金壹圓ヲ納付スルモノトス

第二十四條 基本金ハ當分ノ内之ヲ通常經費ニ流用スルヲ得ス

第二十五條 基本金ハ會長之ヲ保管ス(東京高等工業事務例規・發行年代不詳)

新しき自治團の出現

前述の如く明治三十八年に自治團は校友會と合併して消失したが、明治四十二年に有志の生徒達に依つて新しき自治團が誕生した。設立の理由は生徒の一部より「外部よりの干渉に依つてのみ行動する時は小人に陥り易く、寧ろ自治團を組織して自治的に向上するに若かず」と切望せられたるに依るのである。(宮川竹馬氏、自治團設立

當時を追懐し學友諸君の奮起を促す、自治、第三二號、大正八年七月五日）
 斯くして起つた自治團は生徒各自が種々の方面に自治的な生活を送ることに努力した。大正四年度の學校長報告に於ては、自治團に關し次のやうに報告されてゐる。

自治團 本團ハ去ル明治四十二年ニ生徒カ自發的ニ組織セシモノニシテ其目的ハ生徒タルヘキ日常ノ行爲ニ關シテハ可成學校ノ指揮命令ヲ待タス自治的ニ發動シテ本校ノ美風ヲ發揮セムトスルニアリテ全校生徒ヲ團員トシ會合ヲ別ツテ大會・委員會・特別委員會ノ三種トス何レモ隨時開會スルモノナルカ其ノ役員トシテハ各科各級ヨリ委員ヲ選舉シ其ノ中ヨリ二名ノ理事ヲ互選シ一切ノ事務ヲ總括ス毎學期一回大會ヲ開キ相互ノ意見ヲ交換シ自治ノ氣風ヲ養成スルヲ勉メ必要ニ應ジテ生長會ノ如クニ諸教官ノ出席ヲ請フコトアリ其ノ議題ハ各級ノ小自治團ニ於テ豫メ提案スルモノニシテ眞面目ナル會合ナレハ議題ニ上リタル事項ハ能ク積極的ニ實行セラル例ヘハ授業料納付期限ノ嚴守・服裝規程ノ勵行・生徒控所ノ整理・自由販賣等ノ如キ凡ソ生徒間ノ自治制裁ニヨリ履行シ得ル事柄ハ本團ノ講究スル所タレハ校友會役員・生長・修養團員等ト相待ツテ生徒ノ訓練修養ニ資スルコト少ナカラス此外遠足・端巖競争・記念日ノ如キ年中行事或ハ本年ニ於ケル御大禮ニ際シテ奉送迎・提燈行列・觀兵式陪觀等全校生徒カ校外ニ向ツテ一致ノ行動ヲ取ルカ如キコトアル場合ニハ之レカ秩序ヲ維持スルニ當リ貢獻スル所少ナカラス余ハ本來本團ノ有益ナルヲ感スルト共ニ時々之カ實際ヲ見聞シテ役員諸子ノ眞面目ナル勞ヲ多シ將來益々自重以テ其ノ發展ヲ希望スルモノナリ（東等高等工業學校一覽、從大正四年—至大正五年）

猶自治團の自治生活の一端を示すものとして、大正五、六年頃制定されたいらしい次の團員注意事項を擧げて見たい。

團員注意事項
 服裝

一、服裝制服制帽たるべきこと

已むを得ずして制服以外の服裝をなす時は其の旨届出づべ



自治團會議

- きこと但し願出の當日より許可さるゝことあるべし
- 一、制服には制帽以外の帽子を用ひざること
 - 一、外套は中學校に於て使用せる者を其儘ボタンを變へて用ふるも妨げなし通例「オーバーコート」を着用すること、マントは之れを禁ず
 - 一、襟章に常に之れが注意して佩用すべきこと
 - 一、夏期麥藁帽子を使用する時は横徽章を附すること
 - 一、但し縁の扁平にして周圍に垂れ下らざる者を使用する事
 - 一、靴は通常黒靴を用ふる者とす、赤色又は白色のものは之を禁ず、
 - 一、袴を着せずして制帽を用ひざる様すべし
 - 一、一般に服裝は質素にして整齊なる美風を永遠に持續せられんことを希望す
- 登校及退出
- 一、授業は午前八時十分より開始す、されど一般諸君は可成八時迄に登校ありたし、
 - 一、退出時間は制規の時間を嚴守ありたし、但し授業終結五分前なる中は優に出門證を要せずして退出し得

- 一、授業終結後は生長の申出に依り教務掛の承諾を得て直ちに出門證を交付することを得るものとす
- 一、晝休外出する時は必ず門衛に自身の出門札を提出して外出せられたし

廊下及教室

- 一、廊下は左側通行のこと
- 一、教室に入る時は必ず出る人を先にして後入るものとす
- 一、教室内にては可成清潔にしてありたし
- 一、授業時間に教室に入る時は豫め設備硝子窓より室内を見、而る後静に入ること

控所及喫煙室

- 一、控所及喫煙室は清潔に保ち火氣に注意ありたし
- 一、控所内には實習服にて出入せざること
- 一、授業中は控所及喫煙室に出入することを禁ず、

- 一、喫煙は必ず控所及喫煙室にてせられたし、中庭・教室に於ては之を禁ず

- 一、控所内賣店は午前十一時十分前より一時十分過ぎまでなり

掲示

- 一、玄關(教務會計)控所内(公衆)、緊急掲示は常に之を注意するものとす

自由販賣

- 一、自治團は其の趣旨を徹底せしむるために自由販賣を經營す
- 一、場所 控所内(販賣品 葉書・封緘葉書・切手〔三錢及一錢五厘〕及ペン)
- 一、金錢は其の代金を各自自由に所定の箱中に入れ釣錢必要の時はこれを自由に取るべし
- 一、自治團は其の金錢の過剰なることを欲せざると同時に又其の不定をも望まず(自治、附録、大正八年四月十一日)

自治の發刊

大正六年十一月より自治團にて機關紙「自治」を發行することとなり、同月二十五日に第一號が發行された。發行の趣旨は團員の意志疏通を圖るためであつて、「發刊の辭」の一節に次の如く述べられてゐる。

(前略) 如何に協力一致とか團結融合とかを望むとも此れが綜綴すべき一の連絡なく、個々別々何等内部的交渉なければ決して其の目的を達し得る者でない、即ち此處に意志疏通の必要を認める所以である。

本校は他の専門學校に比して極めて忙しいのである。教官と生徒とは接觸する機會は極めて少ない。従つて生徒としても教官に對し教義に就いて疑ひもあらうし、又教官としても生徒に對し通すべき事柄が多々あらう。又師弟の關係として學問其者に就てのみといふよりもつと溫情的修好的な交渉があつてほしいが然し依然として切つまんだ様な忙しい時間なので到底其の目的を達する餘裕がない。

生徒も随分忙しいのではあるが、如何に専門が異るとは云へ將來共に提携して行く可き者たる以上、相互の意見交換も最も必要とする所である。時としては團員の一人として又は團體としての希望もあらう、不平もあらう。これを常に胸に藏して發表することなからんか、決して團體として意志疏通協力一致の實を上げ又少なくとも團體としての進歩と云ふ様な事は決して見られないのである。缺けたる所は補ひ良點は益々良くするのは其の團體の一人としての吾人の義務であり、又斯くあればこそ進歩の跡も見ることが出来る。校友會の懇談會は毎年一回行はれ居る。其の目的は校友の意志疏通親睦を計るにあるのだから、然し事實奈邊迄其の目的を達しつゝあるのであらうか疑ふところである。吾人等はかねてより其がもつと有効ならしむべく當事者によりて改良せらるゝ様期待して居たが、却つて琵琶を聞き、芝居を見、以て一夜の享樂を得て満足して居る様に見える。

以上を満足せしむる目的を以て今度本誌を發行した。此の故に本誌は校内一般的使用機關たらしめたいと同時に、其の刊行も頻々にしたいのである。(以下略)(自治、第一號、大正六年十一月二十五日)

此時の編輯の實狀に關して、當時の編輯者は次のやうに回想してゐる。

その頃を思ふ

九電 大谷 元 夫

民主々義!! 解放!! 吉野作造!! 福田徳三!! こんな事が青年學徒の頭にしみ込んでゐた大正七八年頃生れて間もない全く搖籃時代の「自治」(藏前新聞の前身)に關係した。當時發行部數一千二百、大きさは今の藏前新聞の二頁大、一回の印刷代三十圓前後であつて、時に二百號を迎へんとする今日の藏前新聞の發展振とくらべては全く隔世の感がある。何しろまだ二千圓の保證金も積んでない頃なのに、唯かが時事問題を論じて問題を引起し、泉先生(現京城帝大教授)が顧問の職をやめられたり、三省堂から戦時時報を發刊してゐた佐伯先生(現明大教授)が其の廢刊を機會に自治の印刷を三省堂にたのんでくれ、從來三十何圓の印刷費が二十五圓計りになつて委員はほつたりした。

その頃編輯事務室は生徒控所の二階の物置同然の所であつたが、時々先輩の自治團理事たりし人々と教官食堂の二階で集つて、議論に花をさかせ時の過ぐるを知らず、小使に追拂はれ河窪・中村等の諸君と更にその續きを隅田河畔を歩きつ戻りつ夜更くる迄論じた事もあつた。

編輯をやつたり新入生歓迎の辭を書いたりポート合宿訪問記を書いたりするため三月の休みを棒に振つたのもその頃、何でも化學部の合宿に兩國の相撲部屋、端巖部(電建)は閻魔堂であつたと思ふ。

大正八年四月校友會と自治團が合併して藏前學友會ができた。自治團の理事であつたのが、今度は學友會幹事として又編輯にあつた。その頃色染の田沼君(現三越仕入部)の奔走で記念日の各料賣上中より寄附金を得てフアニチユアを整へ、どうやら控所の二階も事務室らしくなり、辯論部も出来て吉野作造氏を招き發會式をあげ翌九年より巡回講演を始めた。

新聞編輯室即ち學友會事務室は昇格運動の策源地ともなり、文部省や中橋文相邸に押かけ靖國神社前で報告演説をやつたのも今は唯思出の種、現在の様な名實共に立派な工業大學が生れた。竹内先生は當時より「自治」紙上に靈筆を振られた。

要するに從來技術一點張りで来た藏前の學生が、當時盛に社會生活に關心を持ち始め、これに言論機關としての「自治」が生れ、互に城壁のあつた科と科との間に横の連絡がとれてきて、好況時代であつた時代相にもよるのであらうが、學生一體の

空氣は積極的であつた。(藏前新聞、第二〇〇號、昭和七年七月廿八日號)

校友會と自治團との合併

大正八年四月二十九日永年の懸案たりし校友會と自治團との合併が實現した。合併の事情に關して當時の理事達は次の通り述べてゐる。

合併に際して

舊理事 大谷 元 夫

正 田 貞 治

永年の懸案であつた校友會と本團との合併も、目出度四月二十九日午後三時之が實施を見るに至つた。校友會自治團は共に其の歴史は古く、次第に變遷發展して今日に至つた。兩者共に基礎を生徒全體に置き、其目的事業等も大分共通の點がある。故に何とかして此兩者を合併したいものであるとは、大正六年以來兩方委員の希望であつて、其の後今日に至るまで、絶えず我が先輩は此の方面に努力されて、遂に今日の實施を見るに至りたる、之實に先輩諸賢の努力の賜と深く感謝する次第である。同時に陰に陽に之を御援助下さいました諸先生の御好意を謝する次第である。右様の經過を経て自治團も校友會と共に解散して、是に兩者の長を取りて一丸となし、藏前學友會なるものが生れた。其の構造は先般發表せし如くである。従つて從來本團のやり來りたる仕事の一部分は、辯論部の仕事となり、他は本部の仕事となり、此の自治も藏前學友會より發行致す事となる。どうか新會員諸君特に委員諸君は大いに自治の校風を發揮して、其の會の發展に努力せられん事を希望する。又本紙のため一層奮つて學友諸君の御投稿を希望する。社會評論可なり、校風論可なり、隨筆感想可なり、詩歌可なり、何でもよろしいのである。意見交換のため大に利用して頂きたい。

我々二人不肖にして、身至らずと雖も大過なく自治團の終を全ふする事を得たるは、凡て之熱誠なる生徒諸君の御援助と御親切なる教官の御指導による事と、深く感謝する次第である。

こゝに辭任に當り、諸賢の御好意を謝し、益々本紙の發展を祈る次第である。(自治、第廿九號、大正八年五月廿五日)

同時に藏前學友會規則が次の通り改正せられた。(自治、第三十號、大正八年六月七日)

藏前學友會規則

總則

第一條 本會ハ藏前學友會ト稱ス

第二條 本會ハ會員ノ心身ヲ鍊リ親睦ヲ厚ク自治ノ校風ヲ發揮スルヲ以テ目的ス

第三條 本會ハ前號ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ八部ヲ置ク

文藝部 端艇部 庭球部 柔道部 劍道部

弓術部 音樂部 辯論部

尙別ニ左ノ事業ヲ行フ

「自治」發行 修學旅行 懇談會 其他

第四條 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ許可ヲ受クルモノトス

會員

第五條 本會ハ東京高等工業學校及ヒ同附設工業教員養成所

生徒卒業生及現職職員ヲ以テ組織ス

第六條 本會々員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常會員(本校及工業教員養成所生徒)

二、特別會員(同上職員)

三、贊助會員(舊職員及卒業生)

本校及工業教員養成所生徒ハ本會々員タルノ義務アルモノトス

役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 校長ニ請託ス

副會長一名 教務部長ニ請託ス

特別幹事四名 庶務部長生徒監教務掛主任庶務掛主任ヲ推

ス

各部々長八名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別委員九名 特別會員中各科一名宛囑託ス

會計係二名 特別會員中ヨリ之ヲ囑託ス

幹事二名 委員中ヨリ互選ス

常務委員八名 委員中各科一名宛互選ス

監查委員二名 通常委員中ヨリ互選ス

委員若干名 本科各組特別豫科選科等ニ於テ五十名以下

ノ組ハ一名、五十一名以上ノ組ハ二名宛選

出ス

生長及各副部長ハ之ヲ兼任セサルモノトス

但第一學年第一學期ニ於テハ生長ニ之ヲ

委託ス

各部副部長一名宛 各部委員中ヨリ互選ス

各部委員 各部細則ニヨリ之ヲ定ム(中略)

會員

第二十一條 通常會員ハ左ノ會費ヲ納ムルモノトス(未定)

一、通常會費一ケ年金

二、修學旅行費

第一章 藏前學友會

三、入會金

四、端艇新造基金

第二十二條 特別會員ハ俸給二百分ノ一ヲ會費トシテ納ムル

モノトス

第二十三條 臨時ニ費用ヲ要スル時ハ評議會ノ決議ヲ經テ徵

收スル事アルヘシ

第二十四條 本會ハ每學期一回適當ノ方法ヲ以テ收支決算ヲ

會員ニ報告ス

第二十五條 各部ハ毎年十二月ニ當該年度ノ收支決算報告及

ヒ次年度ノ豫算案ヲ作製シ幹事ノ手ヲ經テ副會長ニ提出ス

ヘシ

第二十六條 豫算ハ毎年三月副會長・特別幹事・部長・幹事・

常務委員・副部長・監查委員協議ノ上之ヲ査定シ評議會ニ

於テ決定ス

基本金

第二十七條 本會基本金ハ特定ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十八條 通常會員ハ卒業ノ際基本金トシテ金壹圓ヲ納付

スルモノトス

第二十九條 基本金ハ當分ノ内之ヲ通常經費ニ流用スルヲ得ス

第三十條 基本金ハ會長之ヲ保管ス

各部の創設概況

校友會の各部が何時創設せられたかは、古い時代のものは正確には判らないが、客觀的な資料に依つて判明するものは、明治三十六年の當時の水上運動部と陸上運動部と文藝部とであつたらしい。高工時代の教官村上氏は大正九年に二十年前のことを回想してゐる一節に「校友會に於ては庭球、端艇の二部だけありまして、僅に三隻のボートとテニスコートとも稱すべきものが一箇所あつたのです」と述べてゐる。(村上先生、今昔の感、自治、第四十五號、大正九年五月二十六日)。大正九年より二十年前と言へば明治三十五年に當るから、明治三十五年頃の校友會の運動的な活動はボートとテニスが行はれたに過ぎなかつたのかも知れない。前述明治三十六年の校友會規則にも水上部、陸上運動部(庭球野球其他陸上遊戯を含む)、文藝部を掲げてあるに過ぎないことを以ても傍證されるのである。然るに時勢の進運は續々と必要なる部の設置を見るに至つた。其後各部が増設された。概要を記すと次の通りである。

- 一、明治三十六年二月 校友會規則を改正し、1.水上運動部、2.陸上運動部(庭球其他陸上遊戯を含む)、3.文藝部の三部に分けた。
- 一、同三十八年六月 自治團を校友會と合併し、同時に校友會規則を改正した。之の改正により校友會に左の

五部を置く事となつた。即ち、1.文藝部、2.端艇部、3.庭球部、4.武藝部、5.音楽部である。

- 一、同四十四年頃從來の武道部を柔道部、劍道部、弓道部の三部と各々獨立した部とした。
- 一、大正三年四月 柔道劍道の道場の新築が落成した。新道場は、四ヶ月の日子と工費數千圓を費し、舊道場の約二倍の積古場を有し、その他觀覽席、更衣所、師範室、洗面所等を設備した完全な道場であつた。

- 一、同年六月 弓道部道場の新築成り、同六日に道場開きを舉行了た。
- 一、大正八年 第二次自治團を再び校友會に併合して、校友會の名稱を藏前學友會と改め、辯論部を設け前述八部と爲し、雑誌「自治」を發刊した。

- 一、大正十一年 野球部を設けた。
- 一、大正十三年 陸上競技部を設けた。

- 一、昭和二年 從來の辯論部を改組し、講演部とし、その他藏前自治、蹴球の二部を設け、十二部とした。



ボート部の活動

(大正九年秋第一回大下都門專門學校對抗)
設に於て八艇の差で大早に勝つた時)

- 一、昭和三年 共済部設置。
- 一、同三年四月 従來の藏前自治は其の四月廿日附第百二十二號より紙面を擴張して名稱を藏前自治新聞と改めた。

第二項 東京工業大學時代

新聞名の改稱・學友會規則の制定

自治團創立以來長く新聞の題字となつてゐた「藏前自治新聞」は本學昇格を期して自治といふ語が抹消せられ、昭和四年五月二十六日附第百卅五號より「藏前新聞」と改稱せられた。此の理由に關して新聞部では次の如く洩してゐる。

新聞名の改稱

かねてより傳統的に承繼して來た「藏前自治新聞」なる當部發行新聞の題字に關して、當新聞部の意向としては、題字中の「自治」なる二文字を削除する方が、呼稱の點からも、又對外的にもその存在の意義を明にしかつ「自治」なる文字のため色々と誤解を招く恐れがある見地よりして、寄り寄り協議して居たが、愈々具體的にこれが實現を期する事となり、去る十七日の學友會本部の常務委員會にこれを語つた。同會議においては當部の眞意を諒とし之を認める事となり。(以下略)(藏前自治新聞、第一三三號・昭和四年四月二十四日)

大學昇格と同時に學友會規則も當然改善せられねばならないので、委員達は種々案議を重ね昭和四年七月より

改正した(東京工業大學一覽、昭和四年度)。昭和四年の改正の主要なる點に關し當時の幹事は次の如く報道してゐる。

今度の改正において注目すべき點は全體を通し學友會本部と學友會各部の關係が明瞭になつた點である。

即ち學友會本部と對立して存在すべきものでなく、學友會各部の事業は本部の事業であり各部の事件は間接に本部の事件でなければならぬ。従來はその點において本部の事業は全く各部との關係がなく獨立してゐるかの觀があつた。改正案における好例は次の如き點に見ることが出来る。

- 一、豫算の決定は假委員會において行ひ副部長は全く決議権および發言權なきこと
 - 一、通常評議員會、常務委員會において監査は全くたづさわることが出来ない、又幹事は議決權なし。……
- 新制規則は全部を通じて鳥瞰すれば大體従前通りであるが、大學制による名稱の差異等により相當語句の訂正があり且つ既報の如く豫算會議における副部長の決定權の項削除及び特別監査の撤廢等學友會本部の決斷的な處置に新鮮味を持つてゐるものである。(工業大學藏前新聞、第百三十八號、昭和四年七月十五日)

其後の變遷

其後學友會にも種々の發展が行はれたが、今主なるものを摘記すると左記の通りである。(東京工業大學學友會十年史より引用)

- 一、昭和五年四月、山岳部を置いた。
- 一、昭和五年十月、文藝部機關紙として多年活躍した「淺草文庫」が「藏前文學」と改稱された。此は淺草

なる語句の持つ不適當なひびきに對して名稱變更が要望された結果である。(「藏前文學」は五十九號で消滅し、昭和九年十一月「工大文藝」として復活した)

- 一、同年十二月、航空機研究會が生れた。
- 一、昭和六年、共濟部食堂賣店を經營。
- 一、昭和六年四月、雜誌部設置。
- 一、昭和六年六月、航空研究會はモーターサイクルと合併。(昭和九年にモーター研究部として學友會に編入)
- 一、同年九月、雜誌部より機關誌「工業」發刊せらる。
- 一、昭和七年一月、音樂部應募中の第一回の學生歌詞決定。
- 一、昭和七年五月、乘馬部設置。
- 一、昭和八年四月、射擊部設置。エスベラント研究會誕生。
- 一、昭和九年四月、卓球部・排球部・水泳部設置。
- 一、昭和九年十一月、工業研究會結成せらる。(昭和十二年秋學友會に編入)。
- 一、同年同月「工大文藝」發刊。
- 一、昭和十一年一月、音樂部第二回學生歌詞決定。
- 一、昭和十一年十月、ラグビー部誕生。

- 一、昭和十二年二月、陸上競技・水泳兩部廢止。
- 一、同年十一月、工業經濟研究部設置。
- 一、昭和十四年一月、工業經濟研究會より機關紙「工業經濟」創刊。
- 一、昭和十四年四月、陸上競技部復活。
- 一、昭和十五年四月、グライダー部・空手部設置。

現在の學友會規則

最後に昭和十五年度の學友會規則及び各部の部長名を挙げると次の通りである。

東京工業大學藏前學友會規則

會則

- 第一條 本會ハ東京工業大學藏前學友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員ノ心身ヲ鍊リ親睦ヲ厚クシ、自治ノ學風ヲ發揮スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ二十六部ヲ置ク
 - 共濟部、端艇部、庭球部、柔道部、野球部、劍道部、弓道部、陸上競技部、蹴球部、ラグビー部、籠球部、山岳部、乘馬部、水泳部、卓球部、排球部、モーター研究部、

第一章 藏前學友會

- 射擊部、新聞部、雜誌部、文藝部、講演部、音樂部、工業經濟研究部、グライダー部、空手部
- 尙別ニ左ノ事業ヲ行フコトヲ得
- 記念祭 其他

- 第四條 會則ヲ變更セントスルトキハ特別評議會及通常評議會ノ決議ヲ經テ會長ノ許可ヲ受クルモノトス
- 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クルモノトス
- 會員

第三編 關係團體

第五條 本會ハ本學學生生徒、卒業生及現職職員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本會會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常會員（本學學生生徒）

二、特別會員（同上職員）

三、贊助會員（舊職員及卒業生）

本學學生生徒ハ本會會員タルノ義務アルモノトス

役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 學長ヲ推戴ス

副會長 一名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別幹事 二名 學生主事、事務官ヲ推舉シ會長之ヲ囑託ス

部長 二十五名 特別會員中ヨリ推舉シタル者ニ就キ會長之ヲ囑託ス

特別委員 若干名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別常務員 若干名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

幹事 二名 通常會員中ヨリ選出シタル者ニ就キ會

長之ヲ命ス

監 査 三名 通常會員中ヨリ選出シタル者ニ就キ會長之ヲ命ス

常務委員 十二名 級委員中ヨリ毎科一名宛ヲ互選ス

級委員 若干名 各科各學級ニ於テ其人員十九名以下ナルトキハ一名、二十名以上ナルトキハ二名宛ヲ選出ス

部委員 一名宛 部員ニ於テ之ヲ選出ス

部會計係 若干名宛 部員ニ於テ之ヲ選出ス

幹事以下ノ役員ハ互ニ他ノ役員ヲ兼任セサルモノトス

幹事及監査ノ選出方法ハ其都度通常評議會ニ於テ之ヲ決議シ會長ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム

第八條 幹事以下役員ノ選出期日及任期ハ左ノ如シ

幹事 每年十一月二十日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一年トス

監 査 每年十一月二十日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一年トス

級委員 每年十一月二十日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一年トス

一般ノ會務ニ從事ス

部委員 部長ノ命ヲ受ケテ部ノ事務ヲ掌リ通常評議會ニ出席シテ發言ヲ爲ス 但採決ニ加ラス

部會計係 部ノ會計事務ニ從事ス

會議

第十條 本會全般ニ關スル事項ヲ審議スルタメ特別評議會、通常評議會及常務委員會ヲ置ク

特別評議會ハ副會長、特別幹事、部長及特別委員ヲ以テ之ヲ組織シ議長ハ副會長之ニ當ル副會長事故アルトキハ其指名者之ヲ代理ス

通常評議會ハ級委員ヲ以テ之ヲ組織シ議長ハ幹事之ニ當ル常務委員會ハ幹事、監査、常務委員ヲ以テ之ヲ組織シ議長ハ幹事之ニ當ル

第十一條 特別評議會ハ會長之ヲ招集シ通常評議會及常務委員會ハ幹事之ヲ招集ス

特別評議會ハ通常評議會ノ決議ヲ以テ會長ノ許可ヲ願出タル事項ニ就キ會長ニ於テ審議ノ必要アリト認メタルトキ、其他會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

第九條 役員ノ職掌左ノ如シ

會長 本會ヲ總理ス

副會長 會長ヲ補佐シテ會務ヲ監督シ會長自ラ會務ヲ執ル能ハサルトキハ之ヲ代理ス

特別幹事 會務ヲ指導ス

部長 部ヲ監督シ兼テ會務ニ參與ス

特別委員 特別會員ヲ代表シ會務ニ參與ス

特別常務員 會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ一般事務及會計事務ニ從事ス

幹事 本會ノ一般事務ヲ掌ル

監査 豫算ノ支出及其決算ヲ監査ス

常務委員 幹事ヲ佐ケテ本會ノ一般事務ニ從事ス

級委員 通常會員ヲ代表シ會務ニ關スル決議ヲナシ及

第一章 藏前學友會

九七九

第三編 關係團體

九八〇

通常評議會ハ經常費豫算ヲ編成スルトキ、二部以上ニ渉ル事務ニ關スル事項ヲ審議スルトキ、第三條第二項ニ關スル審議ヲナストキ級委員十名以上ノ要求アリタルトキ、其他幹事ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス、常務委員會ハ通常評議會ノ議ニ付スベキ事項ヲ審議スルトキ、其他幹事ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

第十二條 會議ハ半數以上ノ出席ヲ得ルニ非レハ決議ヲナスコトヲ得ス

但シ評議會ニアリテハ已ムヲ得サル事故ニ因リ自ラ會議ニ出席スル能ハサルトキ、其ノ權限ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第十三條 會議ノ議決ハ出席員ノ過半數ニ依ル、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條 特別評議會及通常評議會ノ決議ハ會長ノ許可ヲ得テ其効力ヲ生ス

第十五條 通常會員ハ通常評議會ヲ傍聽スルコトヲ得

會費

第十六條 通常會員ハ左ノ會費ヲ納ムルモノトス

一、通常會費 一ケ年拾圓

二、入會金 入學年金三圓

三、端艇新造基金 入學ノ年金一圓

四、本學創立六拾周年記念特別積立金 入學ノ年金二圓

第十七條 特別會員ハ會費トシテ俸給ノ二百分ノ一ヲ納ムルモノトス

第十八條 通常會員ヨリ臨時ニ費用ヲ徵收セントスルトキハ通常評議會ノ決議ヲ經テ會長ノ許可ヲ受クヘシ

豫算及決算

第十九條 豫算ノ收支決算ハ毎年一回適當ノ方法ニ依リ之ヲ會員ニ報告ス

第二十條 各部ハ毎年十二月十日マテニ當該年度ノ收支決算報告及引繼ヲ行ヒ一月廿日マテニ次年度ノ豫算案ヲ作成シ幹事ノ手ヲ經テ之ヲ評議會ニ提出スヘシ

基本金

第二十一條 基本金ハ特定收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 入會金本學創立六拾周年記念特別積立金及經常費剩餘金ハ之ヲ基本金ニ編入ス

第二十三條 基本金ハ會長之ヲ保管ス

第二十四條 基本金ハ當分ノ内之ヲ經常費ニ流用セス

附則

本規則ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則實施ノ際現ニ會員タル者ノ會費ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ據ル

東京工業大學藏前學友會

各部會計施行細則

一、部ノ會計ハ左ノ各號ニ據リ之ヲ取扱フコト

(1) 部割付配當豫算中ヨリ所要金額ヲ支出セントスルトキハ當該部會計係ニ於テ豫メ之ヲ幹事ニ通知スルコト

(2) 幹事ニ於テ部所要金額ノ通知ヲ受ケタルトキハ監査ト共ニ支拂金額ヲ定メ之ヲ本部會計係(監査)ニ通知スルコト

(3) 本部會計係(監査)ハ支拂ヲナスヘキ決定額ニ基キ第二號書式ニ據リ其金額ノ支拂ヲ特別常務員ヲ經テ會長ニ請求スルコト

(4) 總テ金額ノ支拂ヲ受ケタルトキハ第三號書式ニ據リ部會計係ハ本部會計係(監査)ニ本部會計係(監査)ハ特別

第一章 藏前學友會

常務員ニ受領證ヲ提出スルコト

(5) 總テ受領證ハ三ケ年之ヲ保存スルコト

二、部ノ會計ハ左ノ各號ニヨリ之ヲ公告スルコト

(1) 部ノ會計ハ第一號書式ニ據ル割付配當豫算差引簿ヲ備ヘ收入、支出及殘高ヲ明ニナシ置クコト

(2) 部會計係ハ每學期末ニ於テ割付配當豫算差引簿ヲ監査ニ提出シ會計報告ヲナスコト

(3) 監査ハ部會計係ヨリ會計ノ報告ヲ受ケタルトキハ第四號書式ニ據リ翌學期ノ初メニ於テ之ヲ公告スルコト

昭和十五年度學友會役員名簿

會 長	中村 幸之助
副 會 長	加藤 與五郎
特 別 幹 事	石 井 信二
	石 井 茂 助
共 濟 部 長	梶 島 二 郎
端 艇 部 長	齋 藤 俊 吉
庭 球 部 長	末 定
卓 球 部 長	小林 良之助

柔道部長	小林 政一	文藝部長	中原 虎男
野球部長	久末 啓一郎	講演部長	内 田 壯
劍道部長	山田 良之助	音樂部長	加藤多喜雄
弓道部長	棚橋 啓三	乘馬部長	窪島 新七
陸上競技部長	内田 俊一	射擊部長	窪島 新七
蹴球部長	木下 正雄	山岳部長	永 廻 登
排球部長	久末 啓一郎	水泳部長	富田 久三郎
籠球部長	木下 正雄	ラグビー部長	木下 正雄
モーター研究部長	淺川 權八	工業經濟研究部長	川 西 正 鑑
新聞部長	松本 容吉	グライダー部長	大 槻 喬
雑誌部長	竹内 時男	空手部長	内田 豊作

第二章 藏前工業會

第一項 前身團體

序説 藏前工業會は東京職工學校・東京工業學校・東京高等工業學校・同附設工業教員養成所・東京工業大學卒業生の聯絡・協助・研究等を目的とする同窓團體である。現在の定款に據れば「會員相互ノ親睦ヲ圖リ併テ工業ノ發展ニ資スルヲ以テ目的」とし、此の目的を達成するために「(1)會員相互ノ聯絡並共助ニ關スル施設、(2)母校トノ聯絡ニ關スル施設、(3)工業及工業教育上ノ研究調査並獎勵ニ關スル施設、(4)工業知識ノ普及ニ關スル施設(5)其他必要ト認ムル諸般ノ施設」等を行ふことに規定されてゐる。

その設立は明治三十九年三月であるが、その母體となつたものは機械工藝會と化學工藝會と工業教育研究會である。

藏前工業會の前身團體に關しては、「藏前工業會史」には次の如くに記載されてゐる。(藏前工業會誌、第貳百八拾壹號乃至第貳百八拾七號)

本會創立の起原に就ては先づ順序として其以前に於ける母校内の諸團體より叙せざるべからず。即ち明治十四年母校の創立せられし以來、生徒及卒業生間に成美會・循誼會・寔業會・工業會・同窓會等種々の團體あ

り。降つて明治二十八九年の交に至り、此等従前の諸團體は化學工藝會及機械工藝會の二團體の下に綜合せられ、又附設工業教員養成所の生徒及卒業生間には別に工業教育研究會なるもの組織せられたり。爾來此等の團體は何れも健全に發達しつつありしが、時勢の推移は永く各團體の並立を許さず、各科聯携輯睦の要は早くも出身有志者間に唱導せられ、遂に明治三十九年三月に至り三者合同して名を「藏前工業會」と改め、時の母校長手島精一先生を會長に推戴し、烏谷部末治・山口務（貴雄）の兩君を幹事長とし、茲に始めて本校及養成所の各科出身者を打つて一丸とせる全校同窓會を形成するに至れり。之を本會創立の起原と爲す。以上に據つても知らるる如く、藏前工業會は明治三十九年に突如として開會せられたものではなく、機械工藝會・化學工藝會・工業教育研究會等を有力なる母體として結成されたものである。以下開會の順序に従ひ化學工藝會・機械工藝會・工業教育研究會の順にその前身團體を記して見よう。

化學工藝會

發會 化學工藝會は明治二十四五年頃に當校化學工藝部在學生を中心として設けられた。後述の如く明治二十七年六月に初めて會誌「化學工藝會誌」が發行されたが、その「會誌發刊ノ主旨」の中に「曩ニ我校化學工藝部學生諸彦ガ彼我ノ親睦ヲ厚ウシ相互ノ知識ヲ交換スルノ目的ヲ以テ本會ヲ組織セラル：爾來物替リ星移リ茲ニ三年有餘」と述べられてゐる所を以てすれば、會誌發行の明治二十六年より三年有餘以前に化學工藝部在學生が此會を創設したものらしい。

創設當時の狀況は詳細には判らない。當時の會則も見當らない。然し當時の狀況は餘り振はなかつたものらしい。前掲「會誌發刊ノ主旨」には當時の狀況に關し「曩ニ我校化學工藝部學生諸彦ガ：本會ヲ組織セラルヤ其勢未ダ容易ニ振ハズ會員諸君ノ熱心ト忍耐トヲ以テ僅ニ其命脈ヲ維持スルニ過ギズ」と述べられてゐる。又、土居川佐一郎氏は當時の本會の事業に關して、僅に「我會ハ夙ニ此ニ見ル所アリ、之ヲ内ニシテハ在生ノ交誼ヲ暖メ、之ヲ外ニシテハ卒業生トノ連絡ヲ計リ、専ラ統一ヲ旨トシ、中堅ノ將帥ヲ以テ自ラ之ニ處ル」と記述してゐる。「化學工藝會誌、第一輯、明治二十七年六月」。

従つて創設當初の狀況は化學工藝部在學生中心の親睦團體に過ぎなかつた。例へば明治二十七月十九日に化學工藝會の第二十五回通常會が開かれてゐるが、會合の狀況は唯親睦會程度のものに過ぎなかつた。（化學工藝會誌・第一輯・明治二十七年六月）。

當時は全校在學生を會員とする「校友會」の化學工藝部會の如き觀を呈してゐたものであつて、後に會誌發行の際に定められた「會則」に於て在學生を通常會員とし、卒業生を特別會員と定めたのも、斯る歴史に基くものであらう。

會則の制定 然るに年月の経過と共に此會の擴大強化が考へられ、明治二十六年に至り化學工藝部會の卒業生並に在學生の大同團結が要望せらるるに至り同年六月新に「化學工藝會會則」を設け、機關誌「化學工藝會誌」の發行を企劃さるるに至つた。平野耕輔氏は明治二十七年七月に當時の狀況に關して「爰ニ本會有志者諸君ノ熱心ニ依リ卒業生並ニ在校生ノ一團合成ラントシ機關タル會誌ノ發行アルヲ聞キ欣快措ク能ハズ」

と祝してゐる。(化學工藝會誌、第一輯、明治二十七年六月に據る)。

斯くて新しき會則が制定せられ、本會會員を通常會員・特別會員に分ち(註、此は以前からさうであつたらしい)、通常會員は東京工業學校化學工藝部生徒を、特別會員は同部卒業生及同部に關係ある者を以て組織し、別に本邦化學工業に關係ある者を贊助員に請ふことにした。そして會の目的は「主トシテ會員相互ノ親睦ヲ計リ傍ラ化學工業ニ關スル諸般ノ問題ヲ研究スル」こととした。その主なる事業は會合及び會誌の發刊で、會合は七、八月を除き毎月一回通常會を開き六月十二月に大會を開くことであつた。會誌に就ては後述する。當時の「化學工藝會則」の全文を擧げると次の通りである。(化學工藝會誌、第一輯、明治二十七年六月)

化學工藝會々則

- 第一條 本會ヲ化學工藝會ト稱ス
- 第二條 本會ハ東京工業學校化學工藝部生徒(通常會員)卒業生及ヒ同校化學工藝部ニ關係アルモノ(特別會員)ヲ以テ組織シ又特ニ本邦化學工業ニ功勞アルモノヲ請フテ贊助員トナス
- 第三條 本會ノ目的ハ主トシテ會員相互ノ親睦ヲ計リ傍ラ化學工業ニ關スル諸般ノ問題ヲ研究スルニアリ
- 第四條 前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ會合ヲナシ會誌ヲ發刊ス
通常會毎月一回(七八ノ二ヶ月ヲ除ク)開會ス
大會 六月十二月ノ兩度開會ス
但シ會誌ニ關スル條項ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五條 本會ノ庶務ヲ整理スルタメ理事三名ヲ置キ各年級ヨリ一名宛選舉スルモノトス

但シ其ノ任期ハ六ヶ月トシ再撰スル事ヲ得

- 第六條 通常會員ハ通常會ニ出席ノ有無ヲ問ハズ特別會員ハ出席ノ都度會費トシテ毎會金六錢ヲ納ムルモノトス
 - 第七條 本會ヘ入會又ハ退會セント欲スルモノハ其旨理事ニ申込ムベシ
 - 第八條 會員中輩々會則ニ違反シ或ハ本會ノ體面ヲ汚スカ如キ所行アル時ハ全會協議ノ上除名スル事アルベシ
 - 第九條 總テ此會則ハ會員五名以上ノ同意者アル動議ニシテ出席員過半數ノ贊成ヲ得ルニアラザレバ變更加除スル事ヲ得ズ
- 會誌の發刊 明治二十七年六月に會誌を發行することとなり、六月二十八日附を以て「化學工藝會誌」第一輯が發行された。「會誌發行ノ主旨」を擧げると次の通りである。(化學工藝會誌、第一輯より)

會誌發行ノ主旨

物集リテ萬象茲ニ形ヲ成シ事合シテ森羅茲ニ體ヲ表ス見ヨ澎湃タル彼ノ蒼海其源只ダ點滴ノ溪水ノミ又見ヨ巍峩タル彼ノ泰山之ヲ分テバ一塊ノ土壤ノミ蓋シ我化學工藝會ノ沿革之レニ類スアル乎曩ニ我化學工藝部學生諸彦ガ彼我ノ親睦ヲ厚フシ相互ノ知識ヲ交換スルノ目的ヲ以テ本會ヲ組織セラル、ヤ其勢未ダ容易ニ振ハズ會員諸君ノ熱心ト忍耐トヲ以テ僅ニ其命脈ヲ維持スルニ過キズ當時ノ形勢所謂彼ノ點滴ノ溪水一塊ノ土壤ノミ爾來物替リ星移リ茲ニ三年有餘其間泣テ業ヲ卒ユルノ舊相識ヲ送り笑ツテ校ニ入ルノ新知己ヲ迎ヘ新陳代謝幾多ノ變遷アリト雖モ而カモ嚴然トシテ其志ヲ屈セズ以テ今日ニ至ル先進諸君ノ本會ニ盡ス亦多ナリト謂フベシ今ヤ會員愈加ハリ會務益其歩ヲ進メ化學工藝會ノ名ハ化學工藝部ノ名ト共ニ其榮ヲ競ヒ曩々乎トシテ日ニ月ニ盛ナナ域ニ進ム之巒蒼海ノ澎湃トシテ天地ヲ捲キ泰山ノ巍峩トシテ雲表ヲ突クモノニアラズヤ此ニ於テ乎本會ハ百尺竿頭更ニ一步ヲ進メテ茲ニ一ノ雜誌ヲ發刊シテ相互研究ノ事項ヲ報告シ合セテ各自ノ動靜ヲ審ニシ以テ其智見ヲ戰ハシ其親睦ヲ圖ラント欲ス請フ聊カ其主旨ヲ辯ゼン

熟々眼ヲ我國工業界ニ注ギ之ヲ現在ニ鑑ミ未來ニ考フル時ハ吾人ヲシテ喜バシメ悲マシムル者一ニシテ足ラズ夫レ社會ノ進歩

スルヤ進歩スルノ日ニ進歩スルニ非ズシテ必ズヤ之ヲ生ゼシムル處ノ原動力アツテ存スル事歟々贅言ヲ俟タズ泰西文物ノ今日アル所以ノ者其由來スル所固ヨリ一朝ノ事ニ非ズ然リ而シテ我國維新以來星霜僅ニ廿十七而カモ泰西ノ科學一瀉千里ノ勢ヲ以テ輸入セラレ就中化學工藝ノ如キハ大ニ本邦實業界ニ萬鈞ノ力ヲ添ヘ事々物々改良ヲ加ヘ且ツ嘗テ夢想セザル新事業ヲ現出シ其進歩更ニ底止スル所ヲ知ラザルモノ、如シ之レ吾人ノ最モ喜ブ所ノモノナリ翻ツテ本邦從來ノ習慣ヲ見ルニ學者ト實業家トハ全ク相隔離シ實業家ハ苟メニモ學理ノ如何ヲ顧ミス學者亦實地ノ重ンズベキヲ察セズ此ニ於テカ學者ハ空論ニ走り實業家ハ迂遠ニ失ス之レ事業ノ進歩未ダ顯著ナラザル所以ニシテ現今尙ホ住々此ノ惡習ノ存スルアルヲ見ル豈悲シムベキノ現象ニアラズヤ凡ソ如何ナル事業ト雖モ實條ト學理ト相伴ハザルベカラザル故ニ復説ク事ヲ要セズ若シ夫レ此ノ惡習ニシテ速ニ洗滌スルニアラズンバ工業ノ進路ハ爲ニ杜絶セラレ國富ノ發達ハ得テ望ムベカラザルニ至ラン

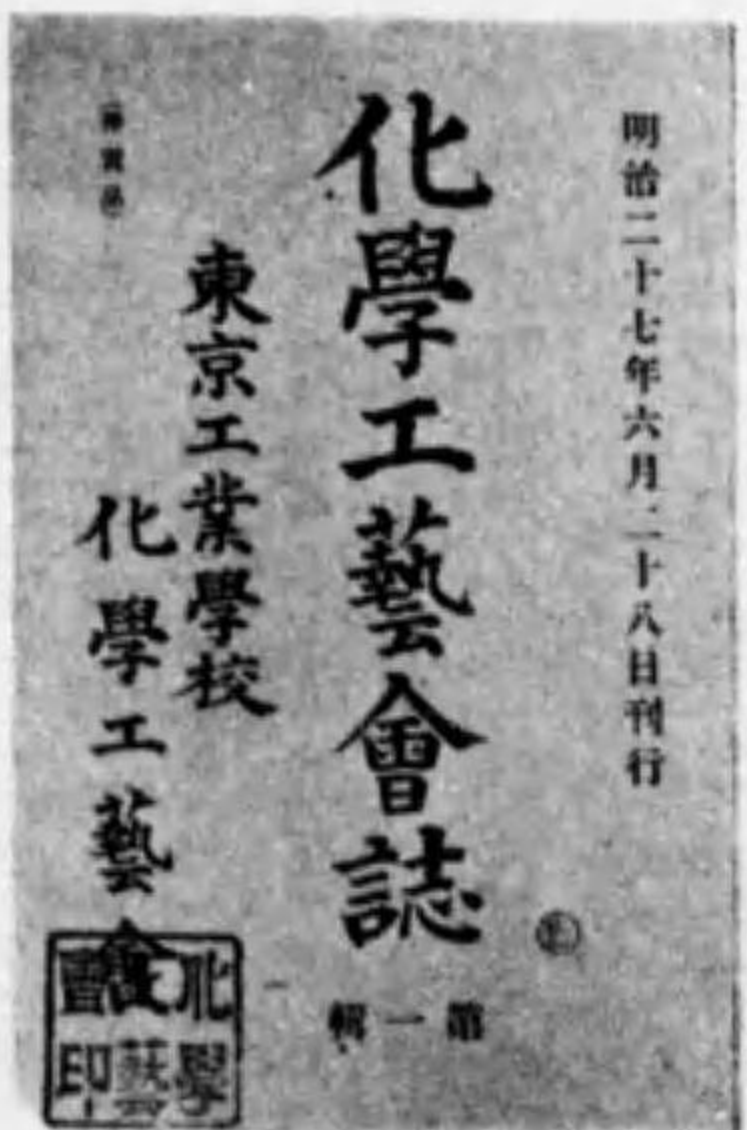
以上述ブル如ク現時ノ工業界ニ於テハ喜悲反對セル二個ノ現象ヲ呈セリ此ノ時ニ當テ茸ヲ刈リ蒙ヲ啓キ兩々調和以テ實業界ノ活氣ヲ促ガシ舊來ノ面目ヲ一新セン事將タ誰ノ責任ゾヤ吾人不甘ナリト雖モ亦身ヲ斯學ノ研究ニ委ヌ奮進提起辛ニ諸賢ノ職尾ニ附シ聊カ卑見ノ存スル所ヲ披瀝シテ以テ迴瀾ヲ既倒ニ反サント欲ス只憾ム其己ニ本校ノ業ヲ卒ヘタル諸彦ニシテ或ハ北海ノ濱ニ海草ヲ嘗メ物事ノ幻理ニ幾多ノ感ヲ浮ベラル、モノアリ或ハ山野ニ草花ヲ摘ンデ色素ノ妙奧ニ拍手快哉ヲ覺ヘラル、モアラン是等皆岳千里處ヲ異ニシ親シク其高説ヲ叩クヲ得ズ又其動靜ヲ知ルニ由ナカラシム而シテ亦本會ノ盛衰汚隆ニ關シ諸氏ノ謀議ヲ要スルモノ少シトセズ之レ即チ此ノ報告ヲ發刊シテ與ニ謀リ俱ニ鑑ミ彼我相助ケ有無相通ジ一ハ以テ智識ヲ交換ヲ謀リ

一ハ以テ相互ノ親睦ヲ厚フシ聊カ我實業界ニ補スル所アラント欲スル所以ナリ吁枯木花ヲ咲カシメ化石言ハシムルハ現時ノ狀勢ニアラズヤ然ルヲ況ンヤ斯道ニ熱心ナル會員ノ集合體ヲ以テ許スモノ豈枯木化石ニダモ如カズシテ可ナランヤ諸氏夫レ之ヲ諒トシ幸ニ一臂ノ力ヲ借スニ吝ナル勿レ聊カ卑意ヲ陳シテ主旨ニ換ユト云爾

「化學工藝會誌發行規則」に據ると、同誌は當分毎年三月十月の二回發刊され、編纂のため六名の委員を置かれた。「化學工藝會誌」第一輯は、會誌發刊の主旨・論說・雜錄・雜報、本會記事・會告の諸欄に分れてゐる。「化學工藝會誌」發刊の中心となつたものは、當時の二、三年在學生であり、富田榮太郎氏(當時化學工藝部二年生)などが中心となつてゐる。

其後の變遷 明治二十八年頃より本會の革新が議せられたらしく、翌明治二十九年一月十八日には新年宴會を兼ねて大會が開かれ、岡本金一郎氏が有志を代表して「本會ヲ革新シ立脚ノ地ヲ固メ將來益々親睦ヲ結ビ相提携シテ事業ヲ成サンコト」を述べ滿場の賛成を受け卒業生在校生から整理委員が選定された。その結果同年六月には會則が改正せられ、從來の在校生中心が改められて卒業生在校生共に通常會員とすること、化學工藝關係の工業教員養成所在學生卒業生を加ふること、地方部會を設くること等が決定した。(化學工藝會誌・第五輯・明治二十九年六月)

同時に東京部會を設け「東京化學工藝會規則」を定め、次いで各地に部會を設け、明治二十九年十月名古屋部會では大會を開いて「名古屋化學工藝會規則」を制定し、又翌三十年一月には「兩毛地方では兩毛部會」を設立された。(當時の化學工藝會誌)



第一輯 化學工藝會誌

其後、明治三十二年當校同窓會の設立に伴ひ、同年六月三十日に化學工藝會は解散された。之に關しては後述する。

機械工藝會

發會 之より先、明治二十九年に機械工藝會が結成された。機械工藝會は當校機械科在校生を通常會員とし、當校職員及卒業生を特別會員とし、「會員相互ニ氣脈ヲ通シ協同シテ工業ノ振起並ニ交互ノ智識ヲ交換スルヲ以テ目的」として設立された。その設立の時期は「機械工藝會誌」が發刊された明治二十九年三月頃であつたらしい。(機械工藝會誌・第一號)發會と同時に會則の制定と會誌の發行が行はれた。

會則制定 當初の會則は、化學工藝會と同じく在校生を中心とするものであり、卒業生は特別會員となつてゐるし、後述の如く役員も幹事・庶務員・編輯員・會計員共に在校生で當つてゐた。當初の會則を次に掲げる。(機械工藝會誌、第一號に據る)

機械工藝會規則

- 第一條 本會ヲ機械工藝會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ニ氣脈ヲ通シ協同シテ工業ノ振起並ニ交互ノ智識ヲ交換スルヲ以テ目的トス
- 第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メニ雜誌ヲ發行シ之ヲ會員ニ頒ツ
- 第四條 本會ハ東京工業學校内ニ設ク

第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

- 一、通常會員 本校機械科在校生
- 二、特別會員 本校職員並ニ卒業生

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 但科長ヲ推ス
- 幹事 三名 但職員中ヨリ一名通常會員ヨリ二名(兼務)
- 會計係 二名 但主任一名(職員中ヨリ)通常會員ヨリ一名
- 編輯員 五名 但主任一名(職員中ヨリ)通常會員ヨリ四名
- 庶務係 四名 但主任一名(職員中ヨリ)通常會員ヨリ三名
- 地方委員 若干名

第七條 通常會員ヨリ左ノ役員ヲ互選ス

- 三年生ヨリ五名 二年生ヨリ二名 一年生ヨリ一名

第八條 會長ハ本會ニ關スル事務ヲ總理ス

第九條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第十條 會計係ハ本會ニ關スル會計ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 編輯員ハ雜誌ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 庶務係ハ通信並ニ雜誌ノ配布及ヒ會員移動ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 地方委員ハ便宜各地ニアル會員ニ囑託シ其地方ノ通信並ニ會費ノ收集ヲ掌ル

第三編 關係團體

第十四條 役員ノ任期ハ滿一ヶ年トシ毎年六月之ヲ改選ス但シ再選スル事ヲ得

第十五條 會員ハ入會ノ際各住所姓名及ヒ住所ヲ詳記シ幹事ニ差出ス事

但シ移動アル時ハ直ニ通知スル事

第十六條 本會々員ハ左ノ會費ヲ納ムルモノトス

通常會員 一ヶ年六拾錢 但入會ノ際入會金トシテ金拾五錢ヲ納ムルモノトス

特別會員 一ヶ年壹圓 但在地方ノモノハ郵券代用不苦

第十七條 毎年六月及ヒ十二月ノ二回ニ於テ會計決算ノ報告ヲ誌上ニ掲載スル事

第十八條 本會ハ毎年一回東京ニ於テ總會ヲ開ク

但其期日幹事之ヲ定ム

第十九條 本會規則ハ改正ヲ要スル時ハ會員五名以上ノ賛成ヲ得テ之ヲ幹事ニ提出シ役員會ノ決議ニヨリ定ムルモノトス

但決議ハ半数以上ノ賛成ヲ要スルモノトス

第二十條 會員ニシテ其義務ヲ怠リ若クハ本會ノ體面ヲ汚スモノハ役員會議ノ上除名スルモノトス

此の規則に於て注目すべきことは、(1)當初の會が機械科在學生中心になつてゐたこと、(2)特別會員は機械科卒業生のみならず他科の卒業生をも包容して單に「本校卒業生」として規定してゐる點である。そして(2)の特色は後述の如く明治三十九年に更に強化されて機械工藝會の門戶開放に基く藏前工業會の誕生となつて結實してゐる。當時の役員は阪田教授を會長とし助教・書記が庶務會計の主任となり在校生が之を助けてゐる。(機械工藝會誌、第壹號)

會誌の發刊 同時に會誌「機械工藝誌會」第壹號が明治二十九年三月附を以て發刊された。發刊の趣旨は次の通りである。(機械工藝會誌、第壹號)

發行ノ趣旨

回天事業奈空擧トハ吾人ノ常ニ口ニスル所管ニ之ヲ口ニスルノミナラズ眞ニ其然ルヲ知ルナリ凡ソ社會ニ立テテ事ヲサントスルニハ獨力ノ能クスベキ所ニアラズ故ニ協同ノ聲團結ノ叫ハ常ニ聞ク所ナリ而テ吾人同窓ノ者ノ如キハ社會ニ立ツニ方リテハ終始相提携スルニアラサレハ一モ満足ノ結果ヲ得ル能ハサルハ吾人ノ疾ニ認知スル所ナリ而テ昨年戰勝ノ結果ハ實業ノ必要遽カニ迫リ來リテ其勃興ヲ促カシ今年ノ社會カ吾人ヲ見ル事實ニ昨年ノ比ニアラス吾人ノ責任愈々重キヲ加ヘ來レリト謂フヘシ是ニ於テ乎遠近相應シテ惜ニ提携扶助スルニ非サレハ此ノ重任ヲ負テ以テ能ク社會ノ希望ヲ滿タスニ足ラサルハ亦吾人ノ疾ニ認知スル所ナリ

熟ラ我校ノ状態ヲ案スルニ生徒ノ校内ニアル事日ニ八時間之ヲ他校生徒ニ比スルニ多キ事二時間餘ナリ校ニ在ルノ時多ケレハ互ニ相見ルノ時亦多キカ如クナルモ食事時間三十分ノ他ハ皆枚々トシテ其業ニ就クヲ以テ同シク校内ニアリト雖モ異級ノモノ相會シテ互ニ相談シ相親ムノ機ハ之ヲ他校生徒ニ比スレハ實ニ尠少ナルナリ春秋二期ノ運動會修學旅行ハ實ニ唯一ノ好機會ナリトス校ニ在ルノ日既ニ此ノ如シト雖モ猶互ニ相圖リ相談シテ互ニ裨補スルノ機會全ク之レナシト謂フヘカラス然リト雖モ一旦三年ノ業ヲ卒リテ各地ニ散在スルヤ皆專心其職ニ從事シテ容易ニ相會スルヲ得ス而シテ後進諸輩ニアリテハ先進諸輩ノ扶助指導ヲ受クルノ必須ナル事ハ歴々事實上ニ感スル所ニシテ其之ヲ得ント欲スルノ熱望タル豈ニ尋常一様ノモノナランヤ而シテ其學ヲ所ヲ同シクシ又其師ヲ同クスルニモ拘ハラズ唯一覽ノ上ニ其姓名ヲ讀ムノミニシテ其人ヲ知ル事ヲ得ス是レ後進輩カ常ニ憾トスル所ナリ故郷忘レ難キハ是レ人情ノ常況ンヤ誰カ其家ヲ忘ル、モノアラシヤ一タヒノ業ヲ卒ヘテ此ノ校ヲ去ルト雖モ東京ハ實ニ吾人カ學業ノ故郷ニシテ工業學校ハ是レ吾人カ家ナリ恩師此ニアリ後進ノ輩亦是ニアリ故ニ工業學校ノ盛衰ハ即チ是

レ我カ家ノ休戚ニシテ常ニ其消息ニ耳ヲ傾ケ須臾モ忘ル、能ハサルハ是レ卒業生ノ眞相ナリ而シテ常ニ之ヲ得ルノ機ニ乏シキハ是レ先進輩ノ常ニ憾トスル所ナリ夫レ此ノ如クニシテ今日ノ工業界ニ處スルヲ以テ往々隔靴搔痒ノ嘆アルハ吾人ノ常ニ耳ニスル所ナリ是ヲ以テ曩ニ工業會ノ設立アリシカ種々事情ニ制セラレテ一タヒ廢滅ニ歸スルノ止ムヲ得サルニ至レリト雖モ豈ニ是レ其眞相ナランヤ其必要ヲ感スル事ハ日ニ益々其度ヲ加ヘ來レルナリ此ニ於テ乎本會ノ設立期セスシテ成ル希クハ之ニ由テ以テ先後ノ師弟相會シ内ハ以テ互ニ益々相親ミ相磨キ外ハ以テ吾人ノ意思技術ヲ社會ニ表明シ社會ヲシテ我カ校ノ眞價ヲ了知セシムルト共ニ益々進テ其眞價ヲ發揚セン事ヲ

汽罐アリト雖モ汽管ノ以テ汽機ト連絡スルナクハ其用ヲナス事能ハサルハ吾人ノ熟知スル所ナリ願フニ今ヤ機械工業會ノ設立アリト雖モ其會員タルヤ皆各地ニ散在シ若クハ散在セントスルモノニシテ其見ル所其得ル所モ亦各相同シカラス而シテ吾人同窓ノ子弟其意見ヲ叩キ或ハ見聞スル所ヲ述ヘテ扶助提携セント欲スト雖モ工業界ハ益々多忙ニシテ加フルニ各地ニ散在スルニ於テハ容易ニ相會スルノ機ヲ得サルハ亦喋々ヲ要セサルナリ乃チ工業會ノ設立アリト雖モ恰モ汽管ナキノ汽罐ノ如ケン是レ雜誌發行ノ必須ナル所以ナリ假令ヒ先後ノ諸輩相離シテ相見ルヲ得スト雖モ互ニ誌上ニ其見聞ヲ吐露シ其思フ所ヲ述ヘテ以テ相包藏スル所ナクハ誠心ハ互ニ相見ユルモノナリ誠心ノ注ク所其影彷彿トシテ紙上ニ見ルヘシ希クハ之ニ由テ以テ未タ相見サルノ輩モ亦同窓ノ下ニアルガ如ク内ハ胸襟ヲ開キテ相談シ相圖リ以テ互ニ其知ヲ深奧ニシ外ハ遠近相呼應シテ一體ナル事恰モ一タヒ辨ヲ開ケハ凡百ノ機械整ヲトシテ運轉スルカ如ク優ニ其任務ヲ悉シテ工業界ヲ睥睨シ社會ヲシテ我カ校ノ眞價ヲ了知セシメ愈々進テ其眞價ヲ發揚セン事ヲ



「機械工藝會誌」第壹號の目次は論説・記事・雜錄・雜報・廣告に分れ、就中、如竹生氏の論説には當時の實業界の欠陥を指摘し、日本工業精神の樹立を叫んで侃諤の雄辯を振つてゐる。

斯くして當校には化學工藝會と機械工藝會の二つの大きな團體が生じ夫々機關誌「化學工藝會誌」「機械工藝會誌」を發行することゝなつたが、共に當校の在校生卒業生の組成するものであり、やがては大きな使命の下に統合せらるべき運命を胎み、この事は機械工藝會誌創刊の當初より叫ばれてゐた。例へば同誌に於て如竹生は「雜誌發刊ニ際シ一言ヲ寄ス」に於て左の如く述べてゐる。

筆ヲ收ムルニ臨ンデ校長手島先生ノ餘輩ニ演說シテ「機械工藝ト化學工藝トハ車ノ兩輪ト一般決シテ離ル可カラス」ノ言ヲ特記シテ百尺竿頭一步ヲ進メテ兩部工藝會ノ合同ノ速カニ結成センコトヲ庶企ス
 そして同年十二月二十五日には、上野松源樓で「在京化機兩科卒業生有志忘年會」が催されたが、化學方面十六名、機械方面十二名、計二十八名の卒業生が參集し、席上「何時まで化學の機械のとわけへだてを付けてゐる、ソナ目玉の小さいことでは困るじやない乎」と憤激する者が多かつた。(化學工藝會誌、第七號、明治三十年二月) 斯る希望は後述の如く藏前工業會の發會と共に達成されたのである。

其後の變遷 次いで同三十年五月八日役員會に於て電氣機械分科・工業教員養成所金工科關係者を包容することを議せられたが(機械工業會誌、第七號、明治三十年六月)。同年十月十七日に機械工藝會の總會が兩國の村樓に開かれ、規則改正の件が議せられた。そして従來の在校生中心主義より卒業生中心へ、即ち卒業生を正會員とし、在學生を准會員とすること等が提案された。之に關しては議論は出てゐないが、單に機械科卒業生だけ

とするか電気機械分科卒業生をも含めるかに關して議論を生じ、結局多數を以て電気機械分科卒業生を含めることとなつた。即ち第四條の會員に關し、正會員としては「東京工業學校機械科及電気機械科卒業生」とし、准會員としては「東京工業學校機械科及電気科在學生」と改めたのである。(機械工藝會誌、第九號、明治三十年十二月)

同窓會の成立(附、化學工藝會の解散)

同窓會の發會 明治三十二年一月十日に愈々待望の同窓會が設立せられた。

之より先、化學工藝會と機械工藝會との統合は、卒業生有志の熱烈なる希望となり、前述の如く明治二十九年十二月二十五日には上野松源樓に於て「在京化機兩科卒業生有志忘年会」が催された位であつたが、當時は兩會の外にも種々の團體があり、雜然と併立してゐた。即ち當時當校出身者の團體としては化學工藝會・機械工藝會の外にも甲午同窓會・藏前染織同級會・工業教育研究會・織物見木蒐集會・上毛同窓會・機械圖銅版同志會・窯業科同窓會・愛工會・岐阜縣工友會・三重縣同窓會等々の會があつた。

斯る小團體の大同團結は愈々明治三十年頃から企畫されたやうである。同年二月發行の「化學工藝會誌」第七號には「新團體將さに起らんとす」との見出しで次の記事が掲げられてゐる。

機械化學兩科聯合論は久しき以前より唱導せられて、而して容易に行はれず、荏苒今日に至りしが、時機漸く熟したるもの歟。某會と稱する新團體は遠からずして組織せられんとする風説あり、今組織の概要を聞くに

- 一、會員は舊東京職工學校及東京工業學校卒業生に限る事
 - 二、本部を東京に支部を大阪に置く事
 - 三、會誌を發刊して會員に頒つ事
 - 四、時々會合して交誼を温むる事
- なりといふ。果して此會にして成立するに至らば、化學科卒業生諸氏は化學工藝會よりして、機械科卒業生諸氏は機械工藝會よりして、袂を連ねて脱會することとなるべければ自然兩工藝會に渺からざる影響を及ぼすこととなるべし

而して斯る計畫は明治三十二年一月十日、東京工業學校出身者新年宴會が、英國留學の藤井龍藏、小池熊吉兩氏の送別會を兼ねて、江東の中村樓で開かれたが、開會に先ち「兼テ計畫アリシ東京工業學校同窓會ノ組織ニ關シ」機械工藝會員谷崎安太郎氏が有志十數名を代表して同窓會設立の必要を説いた處、滿場の喝采を得て容れられたので、豫て準備した會則略案を朗讀し、且つ會長として阪田貞一氏を推し(註、手島精一氏は明治三十一年一月十八日から翌年二月十日まで病氣で退官し、其間は阪田氏が校長になつた)會務の進行は會長に一任する事等を諮つて、此亦滿場の賛成を得た。(機械工藝會誌、第一四號、明治三十二年二月)その後、評議員は評議員會の會務を進めた。(東京工業學校同窓會報告、第壹回、明治三十二年)

會則の制定 斯くて愈々五月十四日午後二時に日本橋俱樂部で發會式が擧げられた。(同窓會報告、第壹回)。そして「東京工業學校同窓會規則」が制定されたが、最初の會則は「東京工業學校出身者並ニ同校縁故アルモノ」を以て組織し「同窓ノ友誼ヲ保全スルヲ以テ目的」とすることに定められた。工業教員養成所卒業生も含まれる

ことは、前掲第一回評議員會に於ける「本校職員及工業教員養成所卒業生は總て會員たるを得ること」なる決議に依つても知られる。(東京工業學校同窓會報告、明治三十二年)。當時の會則を次に掲げる。(當時の機械工藝會誌に據る)

東京工業學校同窓會規則

- 第一條 本會ハ東京工業學校出身者並ニ同校ニ縁故アルモノヨリ組織シ同窓ノ友誼ヲ保全スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會事務所ヲ東京工業學校内ニ置ク
- 第三條 本會ニ名譽會員ヲ置キ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ推薦ス
- 第四條 本會ニ會長一名幹事四名評議員二十名ヲ置ク
- 第五條 會長ハ評議員ノ協議ニヨリ名譽會員中ヨリ推薦ス
- 第六條 評議員ハ投票ニヨリ在京會員中ヨリ選舉シ幹事ハ評議員中ヨリ互選ス
但評議員及幹事ノ任期ハ一ケ年トシ重任スルヲ得
- 第七條 毎年一回總會ヲ開キ會務ノ報告役員ノ改選其他重大ナル事件ヲ協議シ又必要ニ際シ評議員會ヲ開ク
- 第八條 會員ハ會費トシテ毎年金六拾錢ヲ前納スルモノトス
- 第九條 會員ノ動靜及會務ノ報告等ヲナサンタメ毎年四回以上報告書ヲ發刊ス

化學工藝會の解散 斯くの如く東京工業學校卒業生の大同團結成りし結果、化學工藝會は卅二年四月一日福田亭に於ける總會に於て同會解散の決議をなし、六月卅日を以つて解散する事となつた。當時の記録は次の如く傳へてゐる。(前掲同窓會報告、第壹回)

化學工藝會の解散

同會多數の會員は兼て化機兩科合同の會合を希望し居りしが今回幸に我同窓會の成立せし上は最早同會を併存せしむるの必要なしとの意見を抱く者多く去四月一日福田亭に於ける總會に於て決議の結果終に來る六月卅日を以て解散する事となれり尙同會にては解散前終刊として雜誌を發行する筈なりと云ふ

因に化學工藝會誌第十二號は、六月卅日までに發行する豫定ではあつたが、遂に發行の運びに至らなかつたものらしい。

猶ほ此時、機械工藝會の方は解散せずして存続し、後述の如く漸く明治三十九年藏前工業會發會の際に之に統合されたが、機械工藝會が何故解散しなかつたかに關しては、先般内村達次郎氏より次の回答を得た。

化學工藝會が解散したるに機械工藝會が何故解散しなかつたかの御質問に對しては、化學工藝會は資産としては一文もなく、極めて身輕なるに對し、機械工藝會は相當の基金を有し然も其基金は俱樂部株の事務所を建設する爲めとて募集したるものなるが爲め、當局者が輕々に取扱兼ねたるに因る。

會誌の發刊 是より先、當校同窓會は會誌を發刊することとなり、明治三十二年五月十二日に「東京工業學校同窓會報告、第壹回」が發刊された。發刊の辭は次の通りである。

發刊の辭

本會規則第一條に云く、「本會ハ東京工業學校出身者並ニ同校ニ縁故アルモノヨリ組織シ同窓ノ友誼ヲ保全スルヲ以テ目的トス」又その第九條に云く「會員ノ動靜及會務ノ報告ヲ爲サンガ爲メ毎年四回以上報告ヲ發刊ス」と、嗚呼、報告發刊の趣旨たる、概ね實に此の如きのみ、若未成文以外の感懷は、以心傳心、自から吾人同志の間に首肯せらる、

ものあらん、此を發刊の辭と爲す、

同誌には手島校長の「同窓會員ニ寄ス」なる挨拶の外（註 此時には手島氏は校長復任）に、本會記事・會員動靜・各地通信・雜報、會告・廣告欄に分たれてゐる。次に手島校長の挨拶を掲げる。

同窓會員ニ寄ス

手島 精一

東京工業學校同窓會ハ明治三十二年一月組織セラル而シテ其目的タル同校及工業教員養成所出身者並ニ同校ニ緣故アルモノ、友誼ヲ保全スルニ在リ惟フニ朋友相會スルハ實ニ親睦ヲ温ムルニ止マラス切瑳ノ効益亦多シ況ヤ同一學窓ノ下ニ在テ苦樂ヲ共ニシタルモノニ於テオヤ現今同校出身者ハ其數少カラス全國到ル所燦々有シ若クハ苟クモ工場會社ノ體裁ヲ具フル所ニハ出身者ノ業務ヲ執ラサルモノ幾ト希ナリ又工業教員養成所出身者ニ在テハ地方工業學校ノ教職ニ從事シ將來ノ工業者ハ亦是等諸君ニ依テ養成セラル故ニ同校ノ教育ヲ受ケタルモノハ主トシテ實務ト教職トニ從事スルニアレハ我國工業界ノ原動力中大部分ヲ占メ我工業ノ進否ヲ左右シ得ルト云フモ敢テ誇張ノ言ニアラサルヘシ豈亦盛ナラストセンヤ然レトモ此等多數出身者中其專修セシ所ヲ異ニスルニ依リ自ラ專修ノ科目ニ偏倚スルノ傾向ヲ生シ易キハ遺憾ナキ能ハサルナリ若シ夫レ同一專門ノ學術ヲ修メタルモノ互ニ切瑳スルノ有益ナルハ勿論ナレトモ縱ヒ專門ヲ異ニスルモノト雖互ニ知識ヲ交換シ相貢獻スルノ利益アルハ復タ疑ヲ容レサル所ナリ今ヤ先輩諸君ノ盡力ニ依リ廣ク同校出身者ヲ網羅シ一大團體ヲ組織セラレタルハ此目的ヲ達スル唯一ノ機關タラサルヲ得ンヤ余カ如キ職ヲ同校ニ執ルモノハ特ニ此舉ヲ祝スルノミナラス亦我國工業界ノ爲メ賀スヘキコトタルヲ以テ余ハ本會ノ隆盛ヲ切望シテ止マサルナリ然リト雖本會ハ未タ創始ニ屬スルヲ以テ其基礎ヲシテ益々鞏固ナラシムルト否トハ實ニ先輩諸君ノ奮發盡力ノ如何ニ存ス希クハ諸君カ本會ヲ組織セラレタル當時ニ於ケル勇氣ト忍耐トヲ永遠ニ繼續セラレテ以テ功ヲ一貫ニ缺クノ憾ナカラシメンコトヲ玆ニ抑カ所感ヲ述ヘ本會ノ成立ヲ祝シ併セテ其隆盛ヲ祈ル

「帝國の工業發刊」前掲「同窓會報告」は第何回まで發行されたか判らないが、明治三十五、六年頃から「帝國の工業」なる機關誌の發行に改まつたらしい。當時の「帝國の工業」には「東京高等工業學校同窓會は「帝國の工業」の下に大に活動せんと欲す。而して今や相互の關係を知らん爲毎月一回づつの雜誌を發刊し紀元節の前日を以て一新の期とす」と廣告されてゐる。「帝國の工業・第三號・明治三十六年二月十日」資料が無いので此間の經過は明確には判明しない。

其後の變遷 其後、本同窓會が如何なる變遷を辿つたか、「帝國の工業」誌が何時まで發行されたか、明瞭でない。明治三十九年に藏前工業會が發會された當時、同窓會がどんな状態であつたかを伺ふ資料は藏前工業會發會當時の資料には見當らない。我々の手許にある資料は、「帝國の工業」が明治三十六年七月十四日に第八號を出すまで引續き發行されてゐたことを知り得るに過ぎない。

然しながら此の同窓會は機械工藝會員が別に機械工藝會を擁立してゐる關係上同窓會に消極的な態度となり、爲に餘り振はなかつたらしい。内村達次郎氏は當時を回想して先般次の如く説明してゐる。（内村氏よりの書翰）

明治三十二年化學工藝會は解散して一時的に同窓會なるものが出来たが、實を申せば機械工藝會員の大半は一向乘氣がせず、在再七、八年を經過した。即ち同窓會は魂の無い空虚な會とでも申して然る



(號二第) 業工の國帝

べきか。

而して後述の如き手島校長の洋行不在も斯る衰退を強めたものであらう。

工業教育研究會

是より先、明治二十九年頃工業教員養成所在校生並に卒業生の中に工業教育研究會が結成され、機關誌として「工業教育研究會報告」(後に「工業教育」と題する會誌が発行された。此等に關しては、前掲「工業教員養成所」の項で述べたから再述を控える。(四六五頁参照))

そして前述の如く其後「工業教育」誌も發行が絶え、工業教育研究會も勢揚らざる状態にあつたが、愈々藏前工業會が結成され、「藏前工業會誌」が発刊されるに至つたので、此會も藏前工業會に統合された。

第二項 藏前工業會の結成

新しき大同團結結成

同窓會の設立後、化學工藝會は解散したが機械工藝會は依然存続した。そして其後同窓會も意氣が揚らなかつたので、機械工藝會に他の卒業生團體を包容することとなつた。斯くして機械工藝會は發展的解消をなすことと

なり、明治三十九年に藏前工業會の誕生を見るに至つた。

是より先、明治三十八年に手島校長が聖路易博覽會の要務を完了して歸朝するや、三月四日に卒業生並に當校教職員は校内に大歡迎會を開いた。席上次の諸氏から卒業生の大同團結に就て發言された。(機械工藝會誌、第四拾四號、明治卅八年四月)

石原君曰く、宜しく本校出身者の大同團結を圖るべし今日は誠に好時機なれば敢て發言すと。

互評に曰く、大同團結や善き事無論なり。今は其目的を論ずるの日にあらずして其方法如何にあり。其極秘を言へば其方法にあらずして斡旋者の人物を得るにあり。

斯くして同窓會設立方法調査委員を作ることとなり、その委員人選を手島校長に一任したので、手島校長は明治三十八年十月京濱居住の各科卒業生より委員を指名し、手島校長自らその委員長となつて研究を進めた。その結果、從來の東京高等工業學校同窓會の經過より見ても新しき大同團結が簡單に行かないので、寧ろ當時有力に活動してゐた機械工藝會を改組して當校出身者全部を包容せしむることを要望され、委員會は之を機械工藝會に交渉した。

機械工藝會では、重大問題であるから之を全國の會員に諮り明治三十九年一月十日までに回答を、纏めた結果幸に門戸開放説が多數を占めたので、改組することに決し、會名、會員、機關誌其他に關する意見を添へて前述同窓會設立委員會に回答した。傍ら改組後の規則改正に準備する爲、改正規則起草委員會を設けて改正規則を作り更に二月廿七日評議員會にかけて規則の試案を作つた。

當時の経過に關し機械工藝會誌第四拾九號は次の如く報じてゐる。

○本會門戶開放に關する経過の報告

本年五月手島校長の米國より歸朝歓迎會席上に於て端なくも我校出身者を網羅する同窓會を設立するは刻下の急務なりとの議湧出し滿場之に和し終に設立方法調査委員を選て其方法を講せしむへし而して委員指定のことに付ては手島校長に一任するの動議可決したり手島校長は此の囑託に基づき去る十月京濱に在住する各科卒業生中より設立方法調査委員十數名を指名し校長之が委員長となり設立方法を講したる結果終に左記の如き議決を齎して我機械工藝會に交渉し來れり

一時勢の必要に應じ本校出身者の大同團結を必要とすること

二新に大同團結を起さんと欲するも從來の經驗に徴し現今の事情に鑑みれば到底成立の見込なきを以て機械工藝會をして門戶を開放し本校出身者全體か正會員たるを得べき様適宜其會則を改められ度旨本委員會の決議を以て交渉すること

三新大同團結より發行する雜誌には機械以外の各科特有の事項をも掲載すること

四新會員は機械工藝會の例に倣ひ基本金を寄附すること

由て本會長は直に評議員會を開き右交渉に對する協議をなしたるに同窓の一大團體を必要とすることに關しては一人の異議者なしと雖も之を成立せしむべき方法手段に付き左の二説に分れたり乃ち

(一) 本會の門戶を開放して東京高等工業學校及養成所卒業生か正會員として入會し得る様なすこと

(二) 本會を其儘に現存し置き新に全校を網羅する會を起すこと

と言ふにあり而して此の事たるや本會に執りては未だ曾て有らざる重大問題なるを以て假令本會を代表せる評議員も雖も單に其決議によりて斯る重要事を執行するを憚りて寧ろ全國の會員に諮り其多數の賛否に依り兩説何れにか決定せんと議定し更に其方法に就て協議を爲したる結果總會を開くも集會者は常に殆んど京濱在住の會員のみに限られ到底全會員の意嚮を確むるこ

と能はず依て評議員會は愈愼重の態度を執り兩説の主張要點を印刷に附し全國會員に對し秘密親展の封書を以て其賛否を求むることに決し昨年末匆忙の際をも顧みず汎く全會員に其意嚮を尋ねたる次第なり

右の方法により本年一月十日の期限を附し發送したる書狀總數六百七拾餘通に及びり其數全會員に比較し甚だ尠少の感なしとせざるも歐米留學の諸君又は滿韓地方出張中の人士及び現今住居不分明の會員亦尠からず這は止むを得ざるを以て評議員は發送書狀六百七拾餘通に對しては期限内右全部の回答を期待せしにも拘はらず棄權、不着返戻、開封後大連滞等の事故にて一月廿三日迄に本會に到着したる回答數漸く三百八十八通に達したるに過ぎず斯の如く豫期の回答數を得る能はざりしは遺憾に堪へざる處なるも本會評議員は執るべき手段の總てを盡したり而して多數會員の意嚮亦た右回答によりて窺ひ知ることを得て一月二十三日評議員會を開き立會の上右回答を開封調査の結果非開放說百四十四通、兩説以外のもの五通に對し開放說二百三十九通の多數に及びたり於是乎本會は總會の決議以上に有效なる方法を以て多數會員の希望の如く門戶を開放する事に決定したり

本會の大方針右の如く開放に決したるを以て不取敢設立方法調査委員會に回答を與ふると同時に本會が門戶開放に付き執るべき方法を示すの要あるを認め以下の回答書を作成せり

同窓會設立方法調査委員會へ回答案

一本會の名稱を東京工業會と名付くこと

二本會の正會員を東京高等工業學校及工業教員養成所本科卒業生とすること

三本會の役員は會長一名、副會長二名、幹事二名、評議員若干名、主記主計編輯員若干名を置くこと但會長副會長は名譽會員より推薦し評議員は

一現に東京高等工業學校在職者中各科二名以内を互選するもの

一府下在住の正會員中より二十名を公選に依り擧ぐるもの
一會員中會長の指名に依り擧ぐるもの

との三種とし幹事主計編輯員若干名は評議員中より互選すること

四會誌の名稱を東京工業會誌と改め其の發刊を年六回以上となすこと

但號數は機械工藝會誌を繼續すること

五基本金は會員に於て寄附の義務あるものとする

六其他は從來の規則に變更を加へ法人組織に改め總會に於て決定すること

右の回答にし設立方法調査委員會に於ても異議なく是認するものとせば必然の結果本會規則に改正を施すの必要生ずるを以て豫め改正規則起草委員を選んで草案を起草することとなり同委員に左記の諸君を擧げたり

石原卯八君 鳥谷部末治君 遠山竹三郎君 齋藤孝君 志倉光繼君 淺川權八君 榎本勝三君 關口八重吉君 足立泰治

君右と同時に前記回答案は中原會長より正式に設立方法調査委員會に致されたり果然調査委員會は本會の希望に對し異議なかりしを以て本會と調査委員會との交渉は效一落着を告げれば更に本會は二月廿七日評議員會を開き改正規則起草委員に於て

起草せし規則案に就て遂條討議を爲し多少の修正を加へ決定したるものを即ち左記の新規則と爲す(規則省略)

本會が同窓會設立方法調査委員會の交渉に應じ門戸開放問題の始めより今に至る其間半年に亘り評議員會を開くこと三回に及び其成立の基礎漸く成りたり而も規則變更に關し三月十八日を以て臨時總會を招集し同會の議に附して確定議と爲し本會の門戸を全く開放するに至るものとす右報告す

臨時總會

斯くて愈々明治三十九年三月十八日機械工藝會は當校講堂に於て午後一時より臨時總會を開いて此案を討議した。集る者、會長中原淳藏氏を初め會員二十五名。議題は機械工藝會を他の科の卒業生にも解放して發展的解消をなさんとするものであつて、藏前工業會なる會名も此の時に原案として提出されたものであつた。その結果、機械工藝會は他科出身者をも包容することとなり、在學生は含めざることとし、會名も藏前工業會と改稱され、會長として手島校長が推薦された。當時の「藏前工業會誌」第五拾號(明治卅九年七月發行)は、臨時總會の狀況を報じてゐるが、以上の件に關して次の如く報じてゐる。

志倉幹事は(藏前工業會規則原案を)一章(朗讀の上舊規則(工藝會)と相違せる點を一々指示説明せられたるに對し早川氏より會の名稱に付て質問あり石原氏は起草委員の一人として藏前工業會と名付たるは敢て深き理由の存するに非らず大學に於ける赤門高等師範に於ける鳴溪と云ふが如く學校所在の地名を取りたるまでにて單に東京工業會とせば局外者より之れを見れば工業者の團體と目せらるゝの厭あり、是れ委員會に於て地名を取りたる所以なりと辨じ大石氏は新提議をなして東京高等工業會と爲さんと欲し鈴木氏は工業學會とせんと望み關口氏は藏前は今日に在つては殆んど本校の代名詞の如く殊に本校の名稱に數回の變遷ありたるも尙ほ藏前出身と言へば直ちに世間より本校とケ點せらるゝの風ありと原案を維持し兩案共に成規の贊成者なく自然消滅原案通り確定し二三章は一の異議なく第四章の二項四項に就て岡島氏の質問あり志倉幹事の答辯に次て大石氏は在來の准會員在學生の入會は更らに差支なしと思ふ故に在學生も准會員として入會の資格あるものとし別に一項を設けんと希望し是れに對し淺川氏は本會の性質より説起し從來の機械工藝會は學術研究を專一としたるものなるも本會は専ら重きを社交に置きたり然るに今一般學生の狀態を見るに甚だ社會の出來事に明かにして反て我々より俗事に通するの傾あり是等學生をして社交的の會に入會せしめんか或は恐る學事を疎するの惡風の生せんことと反對し齋藤氏大石案に賛し關口氏原案を維

持し淺川説を賛し阪田氏は別箇の質問をなし現在機械工藝會に籍を有する從來の准會員は如何處置せんとするやと石原氏は現在の准會員は其數は多からず而かも皆三年生のみにして本年の七月には當然正會員となる資格あるものなれば強て退會を迫るの必要も認めず甚だ姑息の手段なるが如きも從前の通り掘置かんと欲すと辯じ准會員を置くの項を設くるやに對し採決の結果四名の少數にて否決となり(以下規則原案に就ての討議況省略)。

茲に於て中原會長は別項記載の告辭を述べて會長を辭任せられたれば小林氏は會員を代表して中原會長の辭任を惜しみ本會に會長として永年の間盡力せられたるに對し感謝する旨を述べ藏前工業會々長としての適任者推薦を希望し其應せられんことを求めたるに中原會長も心善く承諾せられ本會も斯く門戸を開放し本校全部の團體となりたる上は理に於て學校全體を主宰せるものが尤も適任者なるべく手島君は本會の成立にも力を盡され殊に本校々長として全體を統轄せらる自分は新會長の推薦委囑を非常の榮譽あることとして手島精一君を最適任者と思ふとて同君を推薦せられたるに對し滿場一致を以て新會長を向ひたり

會則の制定

そして第一回の藏前工業會規則は次の如く定められた。(同上書)

藏前工業會規則

第一章 名 稱

第一條 本會ハ藏前工業會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ノ目的ハ專ラ同窓ノ友誼ヲ保持併セテ會員相互

ノ智識ヲ交換スルニアリ

第三章 位 置

第三條 本會ハ事務所ヲ東京高等工業學校内ニ置ク

但評議員ノ決議ニ依リ移轉スルコトヲ得

第四章 會 員

第四條 會員ヲ分テテ左ノ四種トス

一 名譽會員 名望學識アル人ニシテ本會ノ推薦ニ係ル

モノ

二 特別會員 東京高等工業學校ニ緣故アル人ニシテ評

議員會ノ推薦ニ係ルモノ

三 正會員 東京高等工業學校卒業生及工業教員養成

所本科卒業生

四 贊成員 東京高等工業學校ニ緣故アルモノ及其他

本會ノ趣旨ヲ賛成スルモノ

第五章 會 誌

第五條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ毎年六回會誌ヲ發兌シ之ヲ會

員ニ頒ツ

第六章 役 員

第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

一 會長一名 一 幹事長二名 一 幹事四名

一 評議員四十名以内 一 編輯員十名以内(内二名

ヲ主任トス)

第七條 會長ハ本會ヲ統轄ス

第二章 藏前工業會

第八條 幹事長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ監理シ會長不在ノ時ハ

其職務ヲ代理ス

第九條 評議員ハ本會ニ關スル重要事件ヲ評議決定ス

第十條 幹事ハ庶務、會計、編輯其他一切ノ會務ヲ整理ス

第十一條 編輯主任ハ會誌ノ編輯ヲ主幹シ編輯員ハ之ヲ分擔

ス

第十二條 會長ハ名譽會員中ヨリ推薦ス

第十三條 評議員ハ左ノ方法ニヨリ正會員中ヨリ之ヲ舉ク

一 東京高等工業學校在職者中機械科三名其他ノ各科ヨ

リ一名宛ヲ互選ス

二 選舉ニヨリ東京府下在任者中ヨリ二十四名ヲ舉ク

三 在京會員ニシテ會長ノ指名ニ依ルモノ

第十四條 幹事長ハ評議員中ヨリ互選ス

第十五條 幹事ハ評議員中ヨリ互選シ毎年改選ス

第十六條 編輯員ハ會員中ヨリ會長之ヲ囑托シ其任期ハ一ケ

年トス

第十七條 評議員ノ任期ハ二ケ年トシ毎年其半數ヲ改選ス

但第十三條第二項ニ該當スル評議員ハ重任ヲ許サス

第三編 關係團體

第七章

第十八條 會員ハ其地方工業ノ狀況會員ノ補益トナルヘキ事項及自己ノ經歷移動等ヲ本會ニ報告スルノ義務アルモノトス

第十九條 會員ハ左ニ定ムル會費ヲ納ムルモノトス

正會員會費 一ヶ年金貳圓

但正會員及贊成員ニシテ一時ニ金參拾圓以上ヲ納ムルモノハ終身會費納入ヲ要セス

第八章 基本金

第二十條 本會ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲メ基本金ヲ置ク

第二十一條 前條ノ趣旨ヲ贊成スルモノハ何人ヲ問ハス金員ヲ寄贈スルコトヲ得

第二十二條 基本金寄贈者ノ姓名ハ本會ノ記録ニ存シ永ク其厚意ヲ表彰ス

第二十三條 寄贈金員ノ納付方ハ即納、月賦又ハ年賦トス但期間ハ二ヶ年以内トス

第二十四條 基本金ハ會長之ヲ保監シ評議員會ノ認ムル確實ナル銀行ニ預ケ若クハ有價證券ヲ購入シ利殖スルモノトス

第二十五條 通常收支ニ剩餘ヲ生シタルトキハ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ基本金ニ繰リ込ムコトヲ得

第二十六條 基本金ニ關スル一切ノ件ハ基本金釀出正會員ニ非ラサレハ評議ニ加ハルヲ得ス

第二十七條 基本金ハ總會ニ於テ基本金釀出正會員ノ決議ニヨリ左ノ場合ニ限り支出スルコトヲ得

但一ヶ年ヲ通シテ貳百圓以内ハ評議員會ノ決議ニヨリ支出スルコトヲ得

一 本會事務所ノ地所建物及器具ノ購入費

二 本會ニ於テ必要ト認ムル研究并ニ調査費

三 本會員ノ有益ナル研究調査ノ獎勵費

四 會員ノ身上ニ關シ本會カ特ニ要スル費用

第九章 會計

第二十八條 基本金及通常收支ハ毎月一回證據書類ヲ添ヘ幹事長ノ監査ヲ受クルモノトス

第十章 集會

第二十九條 集會ハ分チテ總會・評議員會・編輯會ノ三種トス

第三十條 總會ハ毎年一回東京ニ於テ開ク

但重要ノ事故アルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

第三十一條 評議員會ハ幹事若クハ評議員五名以上ノ請求ニ應シ隨時開クモノトス

第三十二條 編輯會ハ幹事及編輯員ヲ以テ組織シ編輯主任ノ請求ニ應シ開クモノトス

第三十三條 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行ス

- 一 會務報告
- 二 役員選舉
- 三 議事
- 四 演說

第三十四條 評議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ評議決定ス

- 一 會務重要ノ件
- 二 細則ノ變更

一 會誌編纂ノ件

第十一章 議事及議決

第三十六條 本會規則ノ改正案ハ正會員三十名以上ノ贊成ヲ得テ之ヲ幹事ニ提出シ總會ノ決議ニ依リ定ムルモノトス

第三十七條 會員ハ正會員五名以上ノ贊成ヲ得テ評議員會又ハ總會ニ議案ヲ提出スルコトヲ得

第三十八條 總會ニ於ケル議事ノ動議ハ正會員五名以上ノ贊

第二章 藏前工業會

成者アラサレハ成立セス

第三十九條 議決ハ出席正會員過半數ノ同意ニ依ル

細則

第一條 會員タラントスルモノハ本會ニ申込みヘシ

但贊成員ノ入會ハ正會員ノ紹介ニ依リ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第二條 退會セントスル者ハ本會ニ届出スヘシ

第三條 會費ハ前納スヘシ

但新ニ入會シタルトキハ六月以前ナレハ一年分七月以後ナレハ半年分ヲ納ムヘシ

第四條 會費滯納一年以上ニ及フモノハ會誌ノ發送ヲ止メ又二年以上ニ及フモノハ之ヲ總會ニ報告スルモノトス

但前條ノ施行ハ評議員會ノ決議ニ依ル

第五條 會員中本會ノ體面ヲ毀損スルモノハ評議員會ノ決議ニヨリ除名ス

第六條 幹事及編輯員ニハ評議員會ノ決議ヲ經テ若干ノ報酬ヲ爲スモノトス

會長推薦

斯くて機械工藝會は解消し、前述の如く中原會長は「機械工藝會の範圍が擴大し母校全體の會となつた爲に云爲」の意味の告辭を残して退き、其後、手島校長が次の挨拶と共に就任した。(但し手島校長は旅行のため臨時總會には出席せず、電報で會長に推薦され、應諾した)。(藏前工業會誌、第五十號)

藏前工業會の前途

藏前工業會々長 手島 精 一

東京高等工業學校及同校附設工業教員養成所出身者の團結たる藏前工業會は頃日成立を告げたり吾人は其成立を歓迎すると同時に大に之を祝せざるを得ざるなり人或は謂はん同窓者の團結は尋常茶飯のことに屬すれば何ぞ喋々を須ひんやと然るに吾人が特に之を祝せんとするは抑々亦理由の存するものあり何ぞや元來同校専門學科は機械と化學とに止まらず機械・窯業・電氣建築・工業圖案等本邦に於ける重要な工業を網羅するを以て此等出身者の大同團結は専門の學術を修めたる人士が他の専門の同窓と會談し自己専門以外の事物を知悉するの機會を多からしめ又は會誌に依りて相互の知識を交換するの便を増し若くは同趣味の人士が相集りて社交の歡興を厚ふする等皆之より生ずるの利益にして猶ほ電話加盟者の増加するに従ひ相互の利便増進するが如きものあり是れ特に本會の成立を祝する所以なり。

是より先機械工藝會は設立後年を閲すること久しからずとせず會運も亦隆盛にして前途好望ならざるに非らずと雖も同會々員は大に時勢に鑑みる所ありて雅量以て同會を開放し他の同窓者を歓迎すると同時に他の同窓者も亦工業の趨勢を察知し坦懐以て之に呼應し相互提携したるの結果本會の設立を見るに至れり各種専門の學術を有する濟々多士を以て組織せられたる本會の

將來は工業界と工業教育界とに活動すべき一大勢力たるは蓋し疑ふべからざるなり。

夫れ然り既に工業界と工業教育界とに活動すべき勢力を有する本會たるものは前途に向て大に規畫するの抱負なくして可ならんや今や我工業は發達の域に進みたりと雖も將來に於ける規畫に對しては固より多種多様なれば之が施設に際しては能く時勢を達觀し會員意向の歸著する所に從ひ實行を期するのみ而して之を實行するに方では事或は一専門の範圍に屬するものあらん或は各専門に關係するものあらん故に前者の如きは當該専門の士其専門に就き之が上進の方法を講じ後者の如きは各専門の會員合同して之が發展を促すの途を案するの要あらん是れ實に本會員の當に盡すべきの天職にして其責任重大なりと雖も本會員は皆専門の教育ある人士なれば之を遂行するに於て綽々餘裕あるべきを信するなり凡そ事業は人を得ると否とに依り興廢あるは常數なるを以て不肖余の如き本會々長の任に堪へずと雖も本會々員は皆其人を得て上述本會の抱負を實行し其天職を盡すに足るの素養を具有せり是れ余の不肖を省みず敢て其任に膺りたる所以なり只今後益々會員の一致協力を以て之が遂行を期するあるのみ。(藏前工業會誌・第五拾號・明治三十九年)

次いで五月七日當校食堂に於て藏前工業會第一回評議員會が開催され、手島會長を初め會員二十五名參集し、「本會へ機械科以外の卒業者に入會を勧誘すること」、其他次の件を議了した。(同上會誌)

第一回總會

次いで五月二十六日上野公園内精養軒に於て藏前工業會の第一回の總會及懇親會を開かれた。當日の様を次に掲げる。(同上會誌)

藏前工業會第一回總會

第二章 藏前工業會

明治三十九年五月廿六日（土曜日）東京高等工業學校創立滿二十五年式典を擧げらるゝを機として同日午後六時より上野公園内精養軒に於て本會總會を開き引續き懇親會を催したるに紀念式參列の爲め地方よりの上京者多數なりしと時恰も好季節の折柄として百八十五名と云ふ未曾有の殷盛を見たるは吾人の歡喜措く能はざる處なり。

當日出席の會員は左の如し。（手島會長初め 七十九名出席、氏名省略）

午後六時三十分席を階下の議場に移し鳥谷部評議員長開會を宣し手島新會長は一場の告辭的演説を爲されたり左に其大要を摘記せん。

職前工業會は昨今生れ出てたる新會であつて其生れ出てたるに就ては別に深き理由の存する譯ではなく時の機運が其の成立を促進したとでも申しまじやうか現在の如き社會にあつては同一方向に向ふものは一層合同換言すれば力を一にするに云ふ必要がある近くは何種事業の合同何々會社の合併と云ふ様に事業統一の計畫が實行され或は實行されつゝあるのは畢竟前述の必要に基くので誠に慶すべき現象と思ふ凡そ同一趣味のものでありながら各々個々別々に働くと云ふ事程不經濟千萬のことはないのである若しも其分離せる力を一處に集める即ち一致結合して活動したならば總ての上に好結果を得るは容易であつて而かも奏功は眞に疑ひなきことである然るに従來本校には一方に機械工藝會と云ふ基礎の鞏固なる團體があり他方には化學工藝會（時に會運盛衰あり）が如き集合體があつて力が分れて居つた而し社會の趨勢は是等集合體の分離の理由なきを反明しつゝ日々夜々統一の必要を外より促がすあり内には熱心なる委員諸君の盡力あり二者相俟つて終に今回本會の成立を告げ茲に其第一回總會の盛典を擧ぐるに至つた次第である。

而して本會が現在有する會員は千七百七十一名内名譽會員四名賛成員五十七名前機械工藝會員七百九十名新たに入會を申込まれたるは本日までの所三百十一名であるが此外申込なき人々でも苟しくも本校に三ヶ年間通學せられたる諸君は均しく會員たるの義務あるものと思ふ近く是等の人々も入會の申近あることと信する尙ほ不肖今回推されて新會々長の任に當りたれば諸君

と共に力の能ふ限り本會の向上發展に屆むるは勿論なるも諸君に於ても此際本會の爲一層御補助あらんことを希望に堪へざる次第である云々。

夫より役員擧擧を行はんが爲め豫て印刷せる投票用紙を會員の間に配付したるに内村達次郎君は一の動議を提出して本會は成立後尙ほ日も淺く而も本日の總會は突然の際として本用紙を見るに在京會員にして洩れたるものもあるやに見受けらるれば擧る役員擧擧は見合はして會長に一任して指名にせんととの動議は満場の可決する所となり即ち役員擧擧は見合せ會長に一任することとなりたるに對し手島會長は不肖に一任の上は諸君の希望に背かざる様致す積りなるも而し本席に於て直に指名することは出来難きにより何れ熟考の上近日中に發表せん考なりとて心善く承諾せられたり。

次に山口務君は本會の成立を祝し且つは紀念として余は名譽會員を推薦せんと欲す其の人名を擧ぐれば高山、高松、平賀の三博士である諸君に於ても何卒御賛成あらんことを希望に堪へざる次第なりとの名譽會員推擧の件は満場一致を以て向ひたれば手島會長は本會が新たに三博士の如き名譽ある方々を會員として推戴することの出来たるは本會の社會に向つて漫するに足る次第なりとて即ち可決成立の旨を宣し三氏の許諾を求められたるに對し出席の高松博士は不肖を本會の如き盛大なる團體の名譽會員として推擧を蒙りたるは自己に在つては榮譽あることで感謝に堪へぬながら果して能く其任に堪へるや否や顧みて忸怩た

らざるを得ざる次第であるが専念諸君の豫望に叛かざらんことに勉むる積りなりとて謙遜なる挨拶ありたり。

最後に手島會長は當日地方會員より寄せたる祝電の披露をなし文意は大同小異なれば之を略し左記の人名を擧げて閉會を告げられたり時に午後七時。（氏名省略）

夫れより席を懇親會場たる階上に移し歡を盡して散會したるは九時過ぎなりし。（職前工業會誌、第五十號、明治三十九年）
猶當時の會員は正會員千七百七十一名、名譽會員七名（手島精一、中原淳藏、阪田貞一、三守守、高山甚太郎、高松豊吉、平賀義美の七先生）、賛成員五十七名、外に新入會申込者三百十一名であつた。又創立當初の役員は

左の通りであつた。(藏前工業會誌、第貳百八拾壹號に據る)

- 會長 手島精一
- 幹事長 山口務(貴雄) 鳥谷部末治
- 會計幹事 齋藤孝 小室信藏
- 庶務幹事 齋藤俊吉
- 編輯幹事 石原卯八
- 評議員 加瀬正太郎 小林懋 立石丑五郎 内村達次郎 北山一太郎 山内重馬 橋本増治郎 永井米藏 三宅叔藏 大石鏡吉 野村良一 橋本卯太郎 今景彦 更田信四郎 前田泰次郎 岡本金一郎 山越八郎 渡邊謙吉(不二郎)
- 高野淳治 田中敬信 早川繁雄 北村彌一郎 武藏三枝 早崎龜壽 中村康之助 關口八重吉 淺川耀八 瀨谷準造 相馬半治 平野耕輔 牧野啓吾
- 編輯主任 關口八重吉 牧野啓吾
- 編輯員 中島武太郎 瀨谷準造 小室信藏 稻垣秀定 江田鎌次郎 吉川良治 北村彌一郎 石川六郎 齋藤俊吉

會誌の發行

同年七月十一日、初めて機關誌「藏前工業會誌」が發行された。編輯兼發行者は石原卯八氏で、次の題目となつてゐる。猶ほ號數は之を初號としないで、「機械工藝會誌」の後を繼いで第五拾號とされた。

本會記事

論説及報告

藏前工業會の前途
告 辭

手島 精一
中原 淳藏
中島 武太郎

絹の強伸力及變色と練方との關係
抄 録

玻璃の腐蝕、滿洲の酒屋
通 信

創立滿廿五年紀念祝賀式舉行の景況、式辭、廿七日工場供覽の光景、臨時總會、藏前工業會第一回總會、戰死者追悼會、二十年紀念當日各地より着せし電報祝辭、中原先生の送別會、獎學資金寄附金現計表、各科近況、加藤重治氏より會長への書信、服部可一氏の書信、飯岡氏の書信、瀧の川たより、奥羽共進會雜記、大阪戰捷記念博覽會に於ける醸造品に就て、

雜 錄

「ザイリアム・バートン・ロシヤリス」氏の略傳、偶言數則、四鶴漫筆、ころばぬ先の杖、會員消息、紹介、會計報告、基本金報告、藏前工業會役員氏名及住所

猶ほ當初の會誌發行は年六回であつた。

第三項 其後の變遷

其後の沿革を記すと次の通りである。(「藏前工業會史」藏前工業會誌第貳百八拾壹號乃至第貳百八拾七號に據る)

第二章 藏前工業會



(號十五第) 誌會業工前藏

- 一、明治四十年六月、會誌『東京勸業博覽會記念號』を發行す。
- 一、同四十一年一月、東京以外の各地方在住會員を選び地方通信員を囑託す。
- 一、同年五月、當校創立記念日を機とし本會主催の下に會員の發明・發見・製作・監督及指導に成つた工業品の展覽會を前後五日間母校内に開催した。
- 一、同四十二年四月、全國染織技術官會議の爲め上京した會員を招待す。爾來此種の招待會は今日に至るまで機會ある毎に行はれて居る。
- 一、同年七月より會誌を月刊に改めた。
- 一、同四十三年十月、群馬縣の主催で一府十四縣聯合共進會が前橋市に開かれたのを機として、同縣桐生町縣立織物學校に於て關東北藏前工業會大會を開催した。
- 一、同年十一月、會員有志に依て京橋區材木町に『藏前工業會有志俱樂部』(後に藏前工業俱樂部と改稱)が設立された。圍碁・將棋・謡曲・撞球・集會・地方會員宿泊等の設備を有した。
- 一、同四十五年二月、評議員會に於て支部設立に關する内規を定めた。
- 一、大正二年一月、臨時總會を當校に開き、基本金募集の件を議決、且つ之に附隨して會則の一部を改めた。基本金の用途は(一)本會事務所の建設(二)基本金醸出會員の罹病又は死亡せる場合は、慰薪金若くは弔慰金を贈る等である。
- 一、同年四月、兵庫縣支部及福岡縣支部が成立した。(之を先驅として其後各地に支部が設けられた)

- 一、同年同月の總會に於て會則を改正し、全國各地方に商議員を設け、本會重要會務の諮問機關とした。
- 一、同三年二月、本會事務所を麴町區八重洲町一丁目一番地に移轉した。同時に藏前工業俱樂部は一切の設備品を本會に提供して、解散することゝなつた。
- 一、同年同月、會員より本會の徽章圖案を募集し、翌年一月その應募作品百四十九點については安田祿造氏に審査を依頼し、その結果

二等 檀 參 郎氏
 三等 宮木 與三次郎氏
 等外 (八 名)

と決定した。只一等當選の資格ある者が無い爲め、後日、本會に於て此等の諸作品を參照し、現在通りの徽章を立案實施されて今日に至れるものである。(猶翌月、本會徽章を基にして會員章ネクタイピンを製作し、會員に實費で頒つた)

- 一、同年五月、當校創立記念日を機とし、母校主催本會協贊の下に會員の手で制作された工業品を全国的に蒐集して、前後二週間に亘たる大規模な展覽會を校内に開いた。是れは當時の世界大戰に鑑み、國產獎勵の急務である事を一般公衆に知悉させ、同時に之に依つて工業知識の普及を圖らうとする爲であつた。同時に會誌「工業品展覽會記念號」を發行し、又工業明細地圖(東京及其附近)を編纂した。

- 一、同記念日の本會總會に於て將來本會を社團法人とする準備として會則全部を改正し、大阪高等工業學校の黨

業科が母校に合併された結果其卒業生を本會々員とすることを承認し、且つ改正規則に據り副會長に加瀬正太郎氏を推薦した。猶ほ同時に、會員との意志の疎通を圖る爲、本會役員(幹事)は毎週日時を定めて事務所に出頭し、親しく來訪會員に面接する事とした。

一、同年十月、臨時總會を開き當校構内に御即位記念標本陳列場建設の件を議決した。

一、是より先同年四月、特別調査委員會(委員十七名、委員長田中敬信氏)を設け工業教育に關する事項及當校の學制に就いて調査し、

一、同年十一月、右調査報告書を提出した。

一、同五年三月、常議員會に於て特別調査委員會提出の報告を審議し、其結果「時勢ニ適切ナル教育ヲ施サンガ爲メニハ東京高等工業學校ノ年限ヲ延長スルノ必要アルヲ認ム」と決議し、次いで此決議を當校長に提出した。

一、同年六月、當校卒業生を中央亭に招待した。是れは新卒業生招待會の嚆矢であつて、爾來今日に至るまで年々之を續行して居る。

一、同年十月、本會の名を以て當校修業年限延長の必要を縷述した陳情書を阪田校長の許に提出した。

一、同年同月、會則第四十四條第二項の人材養成費に關し臨時總會を開き、海外留學費を基本金より支出する事及其人選を當校に一任する事を議決した。

一、同年同月、手島前校長の工業及工業教育界に於ける功勞を表彰する爲、朝野の諸名士及本會發起の下に、其招待會を上野精養軒に開き、席上中野武營氏に依つて手島工業教育資金募集の件が發表された。因みに現在本會

事務所内に設けた「財團法人手島工業教育資金團」は實に此結果成立したもので、其定款によれば本會理事長は常に同資金團の理事たるべく規定せられて居るが、これに依つても明なやうに、本會と同團との間には特別の關係があるので、同團の基本財産の利子の運用に關しては特に聯絡をとつて本會の目的に副ふよう努力して居る。

一、同六年一月、過ぐる臨時總會に於て人材養成の爲め有爲の會員を海外に留學させる事、及其人選を當校に一任する事を議決した結果、當校より實驗工學材料の研究として當校助教杉村伊兵衛君を推薦し、六月に二ヶ年の留學豫定で米國に出發した。

一、同七年一月、臨時總會を開き、(一)本會を社團法人と爲すの件及(二)社團法人藏前工業俱樂部設立の件を議決した。

一、同年同月二十一日、本會長手島精一氏薨去す。

一、大正七年五月、本會總會に於て社團法人藏前工業會定款を附議決定した。手島精一氏薨去と共に會長は缺員となつてゐたが、爾後會長制を廢して理事長制とし組織を社團法人とし、又同年六月新制定款に依り小林懋氏が初代の理事長に就任した。

因に法人組織變更當初(大正七年五月)の役員は次の通りである。

理事長 小林懋
 理事 大石鉄吉 中村康之助 内村達次郎 梅田晋五郎 淺川權八 相馬半治 齋藤確 齋藤俊吉 疋田桂太郎
 監事 登阪秀興 山口武彦 淺村三郎

常議員

伊藤奎二 泉量一 池貝杉二 石川等 時友仙治郎 渡邊四郎 渡邊嘉政 海津一男 加藤重治 河合匡 金子預治 數原三郎 吉田直次郎 高橋綱吉 高山憲三 橋節男 田中昌龜 津田信良 永井定次郎 中川清 中島武太郎 永井源治 上野長雄 野田市三郎 久保進 熊澤治郎吉 山田三次郎 山田鑑雄 安田藤造 松下新作 小澤信次郎 手島淳藏 赤松元太郎 荒井谷吉 笹村吉郎 宮内初太郎 芝田理八 平井半 瀨谷準造 鈴木捨藏

編輯主任

市川忠一

一、同年六月、當校學年延長に關し實行委員は文部大臣を訪問して陳情書を提出し、且つ口頭を以て詳細に其の理由を開陳した。

一、同年十二月、當校學年延長問題に關する經過報告を全國支部及地方商議員に報告し併せて之に對する意見を諮問した。次で當校長を通じ當校昇格絶望の確報があつたので、急據支部代表者會及臨時總會を招集することに決し、同八年一月十七日午前本會事務所に於て全國支部代表者會を開き、次いで午後より臨時總會を開き先づ「(一)當校を單科大学に昇格せしむるの件を上議し、滿場一致を以て前掲決議案を可決した。次いで五月以降本會當校昇格實行委員長は學校側昇格調査委員と聯合協議會を開き、昇格に要する設備等を調査する事とした。

一、同年十一月會誌上始めて特殊の紹介欄を設け、會員の就職求人其他の便に供し、爾後其範圍を擴張して今日に至つて居る。

一、同九年五月、總會に於て定款の一部を改正し、正會員の資格を擴張して本科卒業生以外の出身者までに及ぼした。

一、同年十一月、政府豫算閣議の開期が切迫したので、文部大臣に對し曩の當校昇格に關する聲明を實現せらるる様上申書を提出した。

一、同年同月、全國工業學校長會議及地方技術官會議に出席の爲上京した會員の招待會を當校内に開いた。

一、同年一月、當校昇格問題に關する真相を社會に明かにする爲め、其起原經過及最近の情況等を録して一冊子と爲し、之を國務大臣・貴衆兩院議員・臨時教育會議委員・學會・協會・新聞社其他朝野の識者に頒布した。

一、同年二月、帝國議會に於て當校昇格に關する議員及政府側の質問應答を見ると「大學」の解釋が區區として一定しないので、大學に對する本會の主張及態度を明かにする爲宣明書を作製して前記同様の方面に頒布した。

一、同年七月、政府は「教育評議會」を新設したので、實行委員は此方面を歴訪して當校昇格に關し陳情した。

一、同年十二月、當校昇格に關聯し附設工業教員養成所及徒弟學校に對する處置研究の要を認め調査委員を設けた。

一、同十一年二月、教育評議會總會に於て當校を含める五校昇格案が決定したので實行委員は夫々部署して評議會委員及文部當局を歴訪し其實現期に就て請願した。

一、同年三月、昇格追加豫算案が衆議院へ提出せられたので本會は直ちに貴衆兩院議員に當校昇格に關する陳情書及本會多年の主張にかゝる應用を主とする工業大學の特色についての説明書を送致した。次いで右豫算案が衆議院を通過するや即日貴族院議員へ再び陳情書を呈し、尙ほ時期の切迫するに及んで同議員へ三たび陳情書を送り一意目的の達成に努めた。然るに該案は議會最終日に於て定則數を缺けるが爲め遂に審議未了となつた。

- 一、同年六月、政府の豫算編成期が切迫したので時の文部大臣鎌田榮吉氏へ陳情書を提出した。
- 一、同年十一月、政府に於ける昇格豫算閣議の上程期が切迫したので加藤首相以下各國務大臣へ陳情書を提出した。

一、同年同月、學制頒布五十年を記念する爲め當校に於て『東京高等工業學校四十年史』を編纂したので、本會は之を會誌に併録し『學制頒布五十年記念號』として會員に頒布した。

一、同年同月、工政會及本會等廿二團體發起の下に工業技術家大懇親會を東京に開催した。次いで大正十二年二月に工業技術家團體聯合會（昨秋開催した工業技術家大懇親會の決議による）成立、小林懋氏外四名は本會側代表委員となつた。

一、同年三月、當校附設工業教員養成所の存続に關して當校へ建議書を提出した。

一、大正十二年九月一日、關東地方に大震災火災突發し是が爲當校々舎及設備悉く烏有に歸し、其他會員の災に罹つた者が頗る多かつたが、本會事務所は幸に之を免かれる事が出來た。仍て直ちに全力を盡くして罹災會員の調査及弔慰間に努むると共に、一方本部及全國支部發起の下に罹災會員に對する弔慰及見舞金の募集に着手した。其他振替貯金局焼失した爲新に大阪に振替口座を設け、又印刷所が焼失した爲會誌九月號休刊する等應急の策を講じた。

一、同年十月、當校全焼に付全國會員に向つて教授用並生徒參考用圖書標本類の寄贈を乞ひ、爾後會員よりの寄贈品は隨時取纏めて之を當校に送附した。

一、同年十一月、當校と共に藏前關係の震災遭難者追悼法會を傳通院に於て舉行。

一、同年六月、我邦工業の振興に資するが爲め工業調査會を設置した。本調査會の調査は之を纖維及染織工業・製鐵及機械工業・化學工業・電氣化學工業・窯業・建築材料及家具製作工業の諸部門に分ち、委員三十名（委員長山口武彦氏）を擧げて之に當り爾來引續き今日に至る迄調査を行つて居る。

一、同年同月、母校出身中華民國人士との聯絡輯睦に關する調査會を設けた。（委員十名委員長山口武彦氏）。

一、同十四年一月、先年來募集した關東大震災罹災會員弔慰問金を決算し其全收入金壹萬六千貳百四拾圓參拾錢也を（一）住宅全燒及死亡會員（二）死亡會員（三）住宅全燒會員（四）住宅全潰會員（五）母校罹災職員及生徒等に分割贈呈し尙ほ其剩餘金を以て郊外新移轉の母校庭に震災死亡會員の爲め記念植樹を爲した。

一、大正十五年二月、母校民國留學生及奉天同學會員の招待會を神田維新亭に於て開催した。

一、同年同月、定款改正調査委員會を開き、各地方委員（東京・静岡・東海・京都・大阪・吳・兵庫・福岡・北陸・新潟・兩毛・仙臺地方委員計十八名）參集、前後二日間に涉つて會議の上具體的草案を作製した。

同年三月、定款改正調査委員會に於て決定した草案に基いて原案を作製し、且つ委員を設けて之を整理した。次で同年五月、通常總會に於て定款改正案（附帶事項を含む）を附議原案一部修正の上滿場一致を以て之を可決した。今次改正せられた定款は時勢の進展に適應する様に根本的に改正したもので、其中最も顯著な變革は從來の中央集權を地方分權制度に改め、各地方の代表會員に本會の重要會務の議決權を賦與した事である。尙本改正定款は明年三月十五日より實施することに決定した。此の改正は同年十月に主務省より認可の指令があつた。

一、大正十五年十一月、會史編纂委員會を設け、委員は現任編輯理事が之に當る事となつた。(委員六名委員長中村康之助氏)(昭和二年二月に略史完成)

一、昭和二年一月、改正定款第九章第四十五條に據る本會の支部地域を定め、會誌を通じて之を一般會員に通告した。

一、同年二月、本會工業調査會に於て調査の完了した機械工業部及化學工業部調査報告書(各一冊)を印刷發行した。

一、昭和三年十一月、聖上陛下御大禮の御儀を行はせられるに際し、同月十日附を以て叙位の御沙汰を拜し且つ藍綬褒章御下賜の恩賞に浴した國家の功勞者中、本會々員を挙げれば左の七氏である。

敘從六位

三菱造船會社々長

濱田彪

同

南洋興發會社專務

松江春次

松村製陶所主

松村八次郎

伊丹製絨所長

谷江長

旭硝子會社常務

山田三次郎

淺村特設事務所主

淺村三郎

明治製糖會社社長

相馬半治

猶ほこの御祝典の機會に文部省に於ては教育界に屬する功勞者に對し表彰を行ひ記念品を授與したが、その中本會々員からは齋藤俊吉、瀬谷準造、關口八重吉、永井年郎、秋山岩吉、齋藤吉廣、黒田正策、橋元喜藏、飯

河三角、吉崎七次郎、中村惣太郎、高木秀太郎の諸氏がその榮譽に與つた。

一、同年一月、丸ノ内中央亭に於て臨時總會を開き、會長長谷川長次氏外三百三十一名の提出に係る「母校の豫科設置に關する決議文」を可決した。而して席上時の理事長であり同會議長たる相馬半治氏が指名した二十五名の實行委員は其後實行委員會を設置して數回會合し、種々策に着手したが、折柄周邊の事情は日に非なるものがあつたので一時その實行を中止し、その全力を擧げて新に藏前會館建設實現に注ぐことゝなつた。

一、昭和四年四月、廣島市に於て昭和産業博覽會が開催されたのを好機として、廣島・吳兩支部が主催となり本會これを後援して全國會員大會を同地に開催した處、出席會員百五十名に及んだ。

一、同年五月、本會は第三十四回通常總會終了後、臨時總會を開き會員松下新作氏が代表となつて提案した「會館建設の件」を附議可決した。

一、同年九月、大阪市に於て大阪支部を筆頭に近畿各支部聯合主催に係る貿易品展覽會、又同月長岡市に於ては第七回全國工業家大會が開催されるのを機として、兩市に於て夫々會員大會を開き、觀覽見學並びに相互の輯睦に多大の實を擧げる所が



藏前工業會館

あつた。

一、同七年一月、本會はその住所を東京市芝區日蔭町一丁目一番地に變更した。

一、同年二月、會誌第三百三十七號を「新會館號」とし、瑞祥罩むるその開館式當日の盛況を始め工事の概要祝辭、繁昌記等の記事を滿載して全國會員への報告とした。

一、同年五月、第八回評議員會の承認を経て、本會内に滿蒙調査機關を設置し、各科會員を網羅した委員二十四名に對し左記各項の調査事業を委嘱した。

滿蒙資源の資料蒐集

滿蒙に關する諸事情の基本調査

滿洲國に於ける求人方面の調査

在滿會員との聯携

滿蒙事情講演會の開催

委員長は堀江正三郎氏、常任委員として今景彦・志倉光繼・齋藤確の三氏が當り、八年五月鋭意調査の結果「滿洲國素描」なる一卷を編集し且つ之を刊行して、當時の本會並びに支部役員・相談役・その他に配付し又希望者には實費を以てこれを頒つ。

猶ほ右の事業に關聯して、調査部では當時商工省並びに東京府市の後援の下に滿蒙輸出組合なるもの、實現を見たので、これと交渉し、主として自營會員の手になる各種製品の輸出方につき熱心に斡旋盡力の勞をとつ

た。

一、滿洲國建國以前から同地の資源開發と各種工業の戦士として活躍しつゝあつた本會々員は、各地の職場から相應呼し、會長に千石眞雄氏を推して、昭和八年九月十七日奉天に於て在滿全同窓大會を開き、誠意を披瀝して、藏前技術者の結束を固めた。

一、同八年秋、東京に於て行はれた實業教育實施五十年記念大會に當つて、本會では當時理事であつた津田信良氏を介し交渉の結果、本會の負擔を以て「實業教育沿革資料誌」なるもの二千部出版し、これを全國の各種實業學校に寄贈して祝意を表した。

一、同年秋、東京に於て舉げられた實業教育實施五十年記念會には本會より秋保安治氏を始め津田信良、宇野三郎、近藤榮助、秋山岩吉、小山幹也、夏目壽一、大野部一郎、佐藤松治郎の諸氏が委員として参劃した。而してその記念式舉行の當日には永年各種實業教育に盡瘁した全國の功勞者七百六十一名を表彰したが、そのうち本會々員としては橋本竹之助氏外八十餘名を算するに至り大に面目を施した。

一、同年十月、曩に實業教育振興に關する機關として文部省内に設置せられた「實業教育振興委員會」より同會委員長馬場鏝一氏の名を以て本會理事長大石鏝吉氏に宛て「我國産業の趨勢に鑑み、實業教育振興の方策如何」なる諮問事項を提示しその立案答申を依頼して來たので、本會では秋保安治氏外三十一名の會員に委嘱して臨時調査委員會を設置し、委員長に山口貴雄氏、又副委員長には齋藤確・杉村伊兵衛兩氏を選任した上、前後十數回に亘る研究を経て極めて創見ある答申案を作製し之を同會に提出した。

一、同十一年、第一回卒業式以降滿五十年に達したので、本會では全國に散在せる此等の卒業者を會館に招待し當時の幼稚な工業日本を克く指導誘掖せられた功績に對する感謝の情と、敬老の意とを兼ねて祝賀記念式を擧げ同時に物故した諸教官並に物故の同期卒業生への慰靈祭を併せ營み、更にその夜は有志會員多數參加して大祝賀宴を開き和氣滿堂盛況を極めた。

此の會に出席したのは福山市の岡本、名古屋市の柴田、富山市の平尾、東京の山口・太田・山田の諸氏であつたが、何れも皆な古稀の壽域を前後する高齢者であり乍ら慶録たる元氣の持主にて、大に人意を強うする所があつた。

猶ほこの記念大會はその後も毎年繼續して行はれて居る。

一、同年十二月、豫て當校と本會と聯携して計畫準備中であつた當校創立六十年記念資金募集に關する趣意書並びに寄附金募集要項等が發表された。爾後事務所を本會内に置き齋藤確氏常務理事に推されて日勤、銳意執務することとなつた。(寄附金は豫定を超過して百五十餘萬圓集つた)

一、同年十月、定例理事會に於て「日支事變に關する件」を議題として意見を交換し、出征會員に對する慶祝激勵・家族慰問等の方法を講ずる外、戦死者傷病死者等の弔慰方法に就いても備さに協議決定する所があつた。

一、同十三年三月、我國發明界の總元締たる帝國發明協會に於ては全國地方長官の推薦になる優秀發明に對し第四回表彰を行つたが、その結果、恩賜記念賞七、大賞二〇、進歩賞一〇、有功賞一六六のうち本會々員にして受賞の榮譽に浴した者約四十名に達し、斯界の注目を引く所となつた。受賞者の發明物件並びに氏名は左の通りである。(敬稱略)

恩賜記念賞

マグネシウム製造法

大河内正敏

建築組成材骨組法

野澤一郎

コンクリート資料計量供給機

眞武雄

大賞

非晶形炭素を黒鉛化する方

石川等

マグネシウム製造法

大河内正敏

建築組成材骨組法

野澤一郎

コンクリート資料計量供給機

眞鍋武雄

進歩賞

色模様付パイル織物代用品製造法

仁木源吉

水銀弧光整流器の保護装置

戸田義明

耐壓液化瓦斯容器

鳥羽雄吉

廻轉變流機自動起動装置

大谷元夫

第三編 關係團體

消弧線輪補償送電線に於ける斷線
障害防止裝置

建築鋼材骨組法

扁光性物製造法

耐濕含窒素肥料製造法

多要素陰極線オツシログラフ

テレビジョンに関する諸發明

交流電位差計

方位探知機の改良

糸柔軟性試験裝置

油母頁岩を原料とするセメントの
製造法

大槻 喬

織本道三郎

加藤與五郎

武井一

河藤一

齋藤一

加藤與五郎

外藤與五郎

荻原三四郎

外原三四郎

高柳健次郎

中島友次郎

田中貢

塚田太郎

成田時治

渡邊一文平

電氣通信導體

織布柔軟度試驗器

木炭瓦斯自動車用瓦斯發生爐

無線受信方式

有功賞

電氣扇保護網

銅面に亞酸化銅層を形成せしむる
方法

自熱電球其他類似裝置の莖軸製作法

無火花開閉裝置

水銀の製法

木棉糸布加工法

洋服裏地織物

三相潰電方式

第二章 藏前工業會

牧外一實

齋藤繁喜

鬼頭美一代

關英男

石川賴次

加藤與五郎

齋藤一

外藤一

柏木秀一

高村甚平

中上晁

遠藤權三郎

木幡啓藏

新免忠

一、同十四年一月、會員松江春次氏は故郷福島縣の縣立會津工業學校に機械科増設資金として金三十萬圓の巨資を寄附して工業報國の一端を披瀝した。

一、同年十月、正會員大橋頼三氏は多年オイルシエル液化の難事業に盡瘁し、燃料資源の確保に甚大の功績を擧げたる廉を以て同月三日畏きあたりより國策功勞者として敘勳の御沙汰を拜受し、大に面目を施した。

大正七年組織變更以後の歴代の理事長の氏名を擧げると、次の通りである。

- 小 林 懋 (大正七年五月就任 昭和二年四月退任)
- 相 馬 半 治 (昭和二年四月就任 同四年四月退任)
- 内 村 達 次 郎 (昭和四年四月就任 同六年四月退任)
- 濱 田 彪 (昭和六年四月就任 同八年四月退任)
- 笹 村 百 郎 (昭和八年四月就任 同十年四月退任)
- 大 石 鎧 吉 (昭和十年四月就任 同十二年四月退任)
- 秋 保 安 治 (昭和十二年四月就任 同十四年四月退任)
- 山 田 三 次 郎 (昭和十四年四月就任 同年六月逝去)
- 齋 藤 俊 吉 (昭和十四年九月就任)

(備考)

山田理事長歿後齋藤理事長就任までの期間は理事齋藤確氏がその職務を代行した。

第四項 現況

藏前工業會は現在(昭和十四年九月一日現在)名譽會員六名、特別會員一四八名、正會員六九四一名、合計七〇九五名を擁し、東京支部を始め五十一の支部を設け、内地は素より臺灣・朝鮮・滿洲・支那に及んでゐる。次に現行の「藏前工業會定款」を掲げる。

藏前工業會定款

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ併テ工業ノ發展ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ藏前工業會ト稱シ社團法人トス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ東京市芝區新橋二丁目八番地ニ置ク
- 第二章 事 業
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ施設ヲ行フ
 - 一、會員相互ノ聯絡並共助ニ關スル施設
 - 二、母校トノ聯絡ニ關スル施設
 - 三、工業及工業教育上ノ研究調査並獎勵ニ關スル施設
 - 四、工業知識ノ普及ニ關スル施設
 - 五、其他必要ト認ムル諸般ノ施設

第三章 會 員

- 第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、正會員 東京職工學校・東京工業學校・東京高等工業學校及附設工業教員養成所・東京工業大學・同附屬工學専門部及工業教員養成所ノ出身者並東京工業大學ヨリ學位ヲ受ケタル者
 - 二、特別會員 前號ノ大學・學校・養成所及専門部ノ職員又ハ職員タリシ者ニシテ評議員會ノ推薦ニ依リ會員タルコトヲ承諾シタル者
 - 三、名譽會員 工業ノ發達ニ關シテ功績顯著ナル者又ハ學識名望アルモノニシテ會員總會ノ推薦ニ依リ會員タルヲ承諾シタル者

第二章 藏前工業會

第六條 入會又ハ退會セムトスル者ハ其旨理事長ニ申出ツヘ

第七條 會員ハ其氏名ヲ會員名簿ニ登錄ス

會員ノ權利義務ハ登錄ニ因リテ發生ス

第八條 正會員ハ本會ニ對シ會費トシテ毎年金六圓ヲ納ムヘ

キモノトス但會計年度ノ中間ニ於テ入會シタルモノハ月

割計算トス

一時金百圓ヲ納メタル正會員ハ以後前項ノ會費ヲ要セス

第九條 會員ニシテ本會ニ對スル義務ヲ怠ルコト甚シキ時又

ハ本會ノ體面ヲ汚損スル行爲アリタル時ハ會員總會ノ決

議ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

第四章 役員及役員會

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 十四名以内(内一名ヲ理事長トス)

二、監事 三名以内

三、評議員 若干名

役員ハ兼務スルコトヲ得ス

役員ハ無報酬トス但第十五條第二項ノ適用ヲ妨ケス

第十一條 會員總會ノ決議ニ依リ本會ニ會長ヲ推戴スルコト

ヲ得

會長ハ名譽職トシ其在職期間ハ三箇年トス

第十二條 理事會ノ推戴ニ因リ評議員會ノ決議ヲ經テ本會ニ

相談役ヲ置クコトヲ得

相談役ハ名譽職トシ本會ノ施設ニ關シ會長又ハ理事長ノ

諮問ニ應スヘキモノトス

第十三條 理事ハ東京市及附近在住ノ正會員中ヨリ評議員會

ニ於テ之ヲ選舉シ尙理事ノ内一名ヲ限リ評議員會ニ於テ

常務理事ニ選舉スルコトヲ得

理事ノ任期ハ二箇年トシ毎年其半數ヲ改選スルモノトス

但一回ニ限リ重任ヲ妨ケス

常務理事ハ重任ヲ妨ケサルモノトス

補缺選舉ニ依リ理事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

理事ハ會務ヲ分掌ス

第十四條 理事長ハ毎年理事中ヨリ之ヲ互選ス

理事長ハ理事會ヲ代表シテ會務執行ノ責ニ任ス

第十五條 常務理事ハ理事長ヲ補佐シ會務ヲ處理ス

常務理事ニ對シテハ評議員會ノ決議ニ依リ手當ヲ支給ス
ルコトヲ得

第十六條 理事會ハ理事ヲ以テ之ヲ組織シ會務ヲ協議ス

理事會ノ議長ハ理事長之ニ當リ理事長支障アル時ハ其ノ

他ノ理事互選ニ依リテ之ニ當ル

第十七條 監事ハ正會員中ヨリ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

監事ハ會務監査ノ責ニ任ス其任期ハ二箇年トス但一回ニ

限リ重任ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ監事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第十八條 評議員ハ各選舉區ニ於テ區内ノ支部ニ屬スル正會

員中ヨリ之ヲ選舉ス

評議員ノ任期ハ二箇年トシ但一回ニ限リ重任ヲ妨ケス

評議員ノ選舉區及選舉區ニ於ケル其員數ハ評議員會ニ於

テ之ヲ定ム評議員及第廿六條ニ依リ特別代理人ノ選舉ニ

關スル規則ハ各選舉區ニ於ケル支部ニ於テ適宜之ヲ定メ

理事會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條 評議員當該選舉區外ノ支部ニ所屬ヲ變更シタル時

ハ其資格ヲ喪失ス

第二章 藏前工業會

第二十條 評議員ニ缺員ヲ生シタル時ハ遲滞ナク之カ補充ヲ
爲スコトヲ要ス

補缺選舉ニ依リ評議員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第二十一條 評議員又ハ會員ハ評議員會ニ議案ヲ提出スルコ

トヲ得但會員五名以上ノ賛成ヲ得タル場合ニ限ルモノト

ス

前項ノ議案ニ關シ評議員會ノ決議アリタル時ハ理事長ハ

議案提出者ニ對シ遲滞ナク其旨ヲ通知スヘシ

第二十二條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員會ハ議長及副議長各一名ヲ置キ評議員ノ互選ニ依

リテ之ヲ定ム

第二十三條 評議員會ハ會員通常總會ノ三週間以前ニ理事長

之ヲ招集ス

前項ノ外理事長ハ理事會カ其必要ヲ認メタル場合又ハ二

名以上ノ監事若ハ二十名以上ノ評議員カ會議ノ目的タル

事項ヲ明示シテ開會ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テ臨時ニ

評議員會ヲ招集ス

第二十四條 評議員會ハ本會ノ前年度收支決算・翌年度經費

豫算・財産目録・貸借對照表・其他重要ナル議案ヲ議決ス

第二十五條 評議員會ハ總員ノ二分ノ一以上出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス

評議員會ノ議事ハ出席シタル評議員及第二十六條ニ依ル特別代理人ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但第二十三條第二項ニ依ル評議員會ノ議事ニ限り書面表決ニ依リ過半數ヲ以テ之ヲ議決ヲ爲スコトヲ得

前項ノ議事ニ付可否同數ナル時ハ議長之ヲ裁決ス
評議員會ノ決議ハ當該議事ニ干與シタル評議員三名以上之ニ署名シ理事長之ヲ保管ス

第二十六條 評議員評議員會ニ出席スルコト能ハサル時ハ當該選舉區内ノ正會員中ヨリ特別代理人ヲ選舉シ當該評議員ニ代リテ之ニ出席セシムルコトヲ得

第五章 會員總會

第二十七條 會員總會ヲ別テ通常總會及臨時總會トス
通常總會ハ毎年五月東京市又ハ便宜ノ地ニ理事長之ヲ召集ス

理事長ハ前年度ノ收支決算財産目録貸借對照表ヲ總會ニ提出シテ其承認ヲ求メ且事業ノ報告ヲナスヘシ

第二十八條 臨時總會ハ緊急ノ場合評議員會ノ議決ヲ經テ理事長之ヲ召集スルモノトス

百名以上ノ會員ヨリ會議ノ目的及其召集ノ理由ヲ示シテ請求スルトキハ理事長ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ要ス
第二十九條 總會召集ノ通知ハ其開會期間ノ二週間以前ニ總會ニ附議スヘキ事項ヲ掲ケタル書面又ハ會誌ヲ以テ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス但臨時總會召集ノ通知ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十條 會員ハ三十名以上ノ賛成ヲ以テ議案ヲ通常總會ニ提出スルコトヲ得但定款變更ノ爲ニスル議案ハ正會員五十名以上ノ賛成ヲ以テスルコトヲ要ス

前項議案ハ遅クとも三月三十一日迄ニ其理由ヲ具シ書面ヲ以テ理事長ニ送達スルコトヲ要ス

本條ニ依リテ提出セラレタル議案ハ提出者ノ中少クとも一名總會ニ出席シ之ヲ説明スルニ非サレハ提出ノ効力ヲ失フモノトス

第三十一條 總會ノ議長ハ理事長又ハ理事之ニ當ル

第三十二條 總會ノ議事ニ關スル動議ハ出席會員五名以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第三十三條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ裁決ス但定款變更ノ決議ハ出席シタル正會員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス
總會ニ出席セサル會員ハ他ノ正會員ヲ以テ代理人ト爲シ其表決權ヲ行使スルコトヲ得
總會ノ決議録ハ議長出席シタル正會員三名以上之ニ署名シ理事長之ヲ保管ス

第六章 會計

第三十四條 本會ノ通常經費ハ會費寄附金預金利子其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第三十五條 豫算外ノ支出ハ其都度理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施シ評議員會ニ於テ事後承認ヲ求ム可シ

第三十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七章 基本財産

第二章 藏前工業會

第三十七條 本會ハ評議員會ノ決議ニ依リ會員又ハ有志ノ寄附並元本ノ利息其ノ他ノ收入ヲ以テ基本財産ヲ設ケ

第三十八條 基本財産ヲ寄附シタル者ノ氏名金額又ハ財産ノ種類價格等ハ之ヲ原簿ニ登錄シ永ク其厚意ヲ記念ス

第三十九條 基本財産ハ特別會計トシ其管理方法及利殖ノ爲ニスル處理ハ評議員會ノ決議ニ依ル

第四十條 基本財産ノ元本ハ本會事務所又ハ會館ノ設置若クハ擴張ノ爲ニスル土地建物器具等ノ購入又ハ建築ノ費用トシテ會員總會ノ決議ヲ經テ之ヲ支出スルコトヲ得

第四十一條 基本財産ヨリ生スル利息其ノ他ノ收益ノ一部ハ評議員會ノ決議ヲ經テ基本財産ヲ寄附シタル會員ノ弔慰又ハ慰籍及本會ノ事業ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第四十二條 本會通常會計ノ剩餘金ハ評議員會ノ決議ヲ經テ基本財産ニ繰入ルコトヲ得

第八章 協賛資金

第四十三條 本會ノ事業ヲ協賛スル爲醜金セムトスル者アル時ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ收受スルコトヲ得

前項ノ醜金ヲ協賛資金ト云ヒ其贈出者ヲ協賛員ト稱ス

第四十四條 協賛資金ハ別會計トシ評議員會ノ決議ニ依ル事項以外ニ使用スルコトヲ得ス

第九章 支部

第四十五條 本會ハ各地方ニ支部ヲ置キ其區域内ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス前項ノ地域ハ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第四十六條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、支部長 一名
- 二、常議員 若干名
- 三、幹事 若干名

第四十七條 支部長ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ開陳シ又ハ支部ノ決議ニ依ル議案ヲ之ニ提出スルコトヲ得

第四十八條 支部ニ關スル規則ハ定款ニ別段ノ定メアルモノノ外各支部ニ於テ適宜之ヲ定メ理事會ノ承認ヲ受クヘシ

第四十九條 支部ニ要スル經費ハ當該支部會員ノ負擔トス但本會ハ支部ニ對シ補助金ヲ交附スルコトヲ得

補助金ニ關スル規定ハ評議員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十條 支部ハ分割又ハ聯合スルコトヲ得但此場合ニ於テハ事由ヲ具シテ理事會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

第五十一條 舊定款第五十七條ニ依リ正會員、特別會員又ハ名譽會員タルモノハ當然本定款ニ依ル正會員、特別會員又ハ名譽會員トス

第五十二條 舊定款第五十八條ニ依リ會費負擔ノ義務ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ本定款ニ依リテ免除セラレタル者ト看做ス

第五十三條 舊定款ニ依ル役員ハ之ヲ本定款ニ依リテ選任セラレタルモノト看做ス

第五十四條 本定款ニ依リ昭和五年選舉セラレタル理事九名ノ中二名ハ昭和六年ニ於テ退任スヘキ理事ト同時ニ退任スヘキモノトス

但退任者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

本改正定款ハ昭和五年三月十五日ヨリ施行スルモノトス

第三章 手島工業教育資金團

第一項 本團の創立

創立の經過

大正五年秋多年當校長として工業教育に精進した手島精一氏が老齡の故を以て退任するや、濱尾新・濫澤榮一久保田讓・牧野伸顯・山川健次郎・森村市左衛門等の諸氏を初め、政界・教育界・實業界等の朝野の名士七十名が發起して、同年十月二十三日午後三時より上野の靜養軒で表彰式を舉行した。

同日は來會者千餘名に及ぶ盛會であつたが、席上諸名士の表彰演説の後に發起人の一人たる東京商業會議所會頭中野武營氏より手島氏の功績を永遠に記念するために「手島工業教育資金」の募集計畫を發表した。中野氏の演説は次の如くである。(中野武營氏、手島工業教育資金團の募集、工業生活、第二卷、第一號)

閣下並諸君、私は同志を代表致しまして、茲に手島工業教育資金設置のことに就きまして、一言意思を發表して諸君の御賛同を得たい。手島先生の工業界に於ける貢獻を永久に記念しまする爲に、有志者の贈金に依り茲に手島工業教育資金を設置致したいのであります。此の工業教育資金は手島先生の名を以て東京高等工業學校に此の金を提供せられ、而して適當なる處分方法を手島先生より講ぜらるることでございますから、我々が茲にそれを立入つて彼是詳しいことを申し上げる譯ではございませぬけれども、其の大體の事柄を申せば、一は工業に關する奨學資金に充てまするもので、二は工業に關する研究の資金に充

てますのでござります。此の奨學資金は東京高等工業學校の優秀なる學生にして學資に乏しき者が其の惠を受けることになるだらうと思ひます。それから工業研究資金は從來工業上特別の研究を要することがある場合に……此の資金を充てようと云ふ趣意でござります。將來是等のことに至大の便益を與へることに相成るだらうと云ふ趣意でござります。此のことに就ては、尙ほ具體的に事柄を定めて大方の諸君に御賛同を求めますことに致すと云ふ心得でござりますが、今日の此の機會に於きまして手島工業教育資金の設定を致したいと云ふ事柄を茲に發表致しまして諸君の御賛同を乞ひたき次第であります(拍手)

此の計畫に對しては、滿場喝采して賛成を表した。次いで手島氏起ち、諸名士の表彰演説に對する謝辭を述べた後に、此の計畫に言及して次の謝辭があつた。(手島精一氏、謝辭、工業生活、同上號)

殊に唯今中野先生より此の滿場に御語りになりました手島工業教育資金と云ふものも御賛成で御設定になりましたが、此のことは教育上必要なことですが、大體老生の如きものに取りまして斯くの如き資金を諸君が多數御賛成になりました御設定にならうと云ふことは、名譽と共に甚だ汗顔の至りに堪へないので……

其後此の計畫は着々と進行し、發起人の主なる者が募金方法に就いて數回協議し、中野武營氏を募集委員長とし、募集期間を大正六年三月末日までとして直に募集を開始した。是に對しては當校關係者は勿論のこと、朝野の名士より寄附が集り、上述期限以後も續々申込者があるので更に之を六月末日まで延期して、總計拾參萬四千餘圓の寄附額に達した。此の經過に關し、發起人側は寄附者に對して次の如く報告してゐる。

財團法人手島工業教育資金團寄附行爲成立由來書

昨大正五年秋手島精一氏老驅職務ニ堪ヘサルノ故ヲ以テ東京高等工業學校長ノ職ヲ辭セラル、ヤ朝野知名ノ士ハ氏ガ前後二十有五年ニ涉リ我邦工業教育及工業界ニ貢獻セラレシ功勞ヲ表彰セム爲メ十月二十三日上野精養軒ニ其表彰會ヲ開キ來リ會スル

モノ千餘名ヲ算セリ而シテ其ノ席上發起人ノ一員タル中野武營氏ヨリ手島氏ガ多年我ガ工業教育及工業上ニ盡瘁セラレシ功勞ヲ永遠ニ記念セムカ爲メ此際廣ク手島工業教育資金ナルモノヲ募集シ之ヲ我ガ工業教育及工業上必要ト認ムル費途ニ供シ以テ國家ニ貢獻シタシトノ趣旨ニテ右募集ノ件ヲ發表シ諸ル所アリシニ滿場異議ナク此舉ニ賛同ノ意ヲ表シタリ仍テ發起人中ノ重ナル者ハ更ニ募集方法ニ就テ數回協議セシ結果中野武營氏ヲ募集委員長ニ戴キ其ノ募集期間ヲ大正六年三月末日トシ直チニ之レガ募集ニ着手セリ然ルニ大方ノ人士ハ孰レモ此企圖ニ多大ノ賛同ヲ表セラレ之ガ爲メ締切後ニ至ルモ申込者續々絶エサルニ由リ更ニ其ノ締切ヲ六月末日迄延期シ茲ニ總計拾參萬四千餘圓ノ應募額ヲ見ルニ至レリ是ニ於テカ發起人ハ右資金ノ保管方法及用途ニ關シテ直チニ發起人會ヲ開キ手島氏ノ意見ヲ參酌ノ上慎重審議シ其結果別冊ノ如キ成案ヲ見ルニ至レリ

大正六年八月

發起人記ス

是より先、麴町區八重洲町なる藏前工業會に「財團法人手島工業教育資金團寄附行爲設立事務所」が置かれたが、前述の如く資金も集つたので愈々財團法人を設立することとなり、大正六年八月に設立者たる中野武營・手島精一・阪田貞一・小林懋・登坂秀興・大石鏝吉氏等の名を以て、文部大臣岡田良平氏宛に「民法第三十四條ニ依リ財團法人設立致度候ニ付御許可相成度」旨申請せられた。そして同年十月九日附を以て許可せられ、「財團法人手島工業教育資金團」の成立を見、次いで發起人役員會が開かれて本團の寄附行爲(規約)が定められた。當初の寄附行爲の主なるものは次の通りである。

第一章 名稱

第一條 本團ハ財團法人手島工業教育資金團ト稱ス

第二章 目的

第三章 手島工業教育資金團

第二條 本團ハ手島精一氏ノ功勞ヲ永遠ニ記念シ工業教育及工業ノ發展ヲ計ルヲ以テ目的トス
第三條 本團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、工業教育又ハ工業ニ關スル研究調査又ハ設備ヲナスコト
- 一、工業教育又ハ工業ニ關スル人材ヲ養成スルコト
- 一、工業教育又ハ工業ニ關スル獎勵又ハ補助ヲナスコト

第四條 本團ノ事業ヲ行フニ付テノ方法ハ評議員會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 事務所

第五條 本團ハ事務所ヲ東京市麹町區八重洲町一丁目一番地藏前工業會内ニ置ク

第四章 資産

第六條 本團ノ設立ノ日ニ於ケル資産ハ手島工業教育資金募集ニ應募サレタル寄附金及其利息トス(中略)

第五章 職員

第十二條 本團ノ職員トシテ評議員十七名以上ヲ置ク評議員中五名ヲ理事二名ヲ監事ト稱ス

第十三條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ定メ理事長ハ本團ヲ代表シ一切ノ事務ヲ處理ス(中略)

第十四條 理事中三名ハ手島精一氏若ハ其後ヲ承ケテ順次ニ其ノ家督ヲ相續シテ戸主タル者東京高等工業學校校長及藏前工業會長ヲ以テ之ニ當ツ

同一人ニシテ右ノ二若クハ三ノ資格ヲ兼ヌル者アルトキハ東京高等工業學校又ハ藏前工業會ニ於ケル他ノ最高職員ヲ以テ之ニ代フ

前二項ノ規定ニ依リ當然理事トナルヘキ者ノ中一時缺員シ若ハ理事トナルコトヲ欲セサル者アルトキハ評議員會ニ於テ之ニ

代ルヘキ者ヲ定ム(以下略)

此の規約に依つて職員を定めることとなり、評議員としては西村直・豊川良平・大石鉄吉・和田豊治・團琢磨・相馬半治・中野武營・植村澄三郎・内村達次郎・登坂秀興・山口武彦・小林懋・手島精一・有賀長文・阪田貞一・桐島像一・濫澤榮一・志村源太郎・森村市左衛門の十九氏が當選し(氏名いろは順)、更に評議員會の満場一致の推薦を以て手島精一氏を理事長に、阪田貞一(東京高等工業學校校長として)、小林懋(藏前工業會副會長として)、登坂秀興・大石鉄吉の諸氏が理事に、山口武彦・西村直の二氏が監事に選ばれた。

其後、大正七年一月二十一日に手島精一氏薨去につき、寄附行爲第十四條に依り理事中一名には家督相續者手島信治氏が就くはずであるが、同氏は千葉縣市原郡菊間村に居住するため、「遠隔ノ地ニ有之貴團事業ヲ執行スルニ不便ナルノミナラズ家事上ノ都合モ有之」として辭退し、同年四月二十七日評議員會の議を経て手島淳藏氏が理事に就任し、五月十日阪田貞一氏が理事長となつた。(括弧内は手島信治氏の届書より引用)

本團當初の事業に關しては、第一年度(大正六年十一月一日より翌年三月三十一日まで)に於ては「設立後日尙淺ク唯資金ノ蒐集ニ孜々タルノミニシテ未ダ事業ノ實績ヲ舉グルニ至ラザルハ不得止所ナリ。附記、中村康之助氏ニ米國ニ於ケルゲリー公學校制度及工業教育ニ關シ方法調査ヲ依託シタルモ本期間ニ發表スルノ運ニ至ラス」と報告され、大正七年度に關しても「本期間寄附金ノ收入高ハ金貳萬拾九圓八拾錢ナリ。故手島氏ノ紀念館設立ノ舉ハ未ダ着手ニ至ラス。規約第三條ノ事業方法ニ就テハ研究調査中ニアリテ其實績ヲ見ルニ至ラス。要スルニ本期間ハ未拂込寄附金ノ蒐集ト資金ノ利殖ニ昂メタルニ過キス」と報告されてゐる。(括弧内は本團より文部大臣及東京府知事への報告より引用)

第二項 其後の變遷並に現況

其後の變遷

斯くて大正八年度より漸次本格的な事業が始められた。事業の主なるものは本學(前身校)教官の研究補助が大部分であり、外に工業教育研究の爲の歐米派遣又は留學費補助、本學(前身校)講演部の工業知識普及講演への補助・手島記念室の設置等が行はれた。今其等の概況を年度別に示すと次の通りである。猶ほ最近には本學教官の研究補助が本資金團の事業の殆ど全部となり、その金額は年度に依つて違ふが年額六千圓乃至五千圓である。

大正六年度	米國ケリー公學校制度調査	三四美本 中村康之助	辯論部補助	佐伯 好郎
大正八年度	人材養成	教授 杉村伊兵衛	歐米實業教育調査	同 關口八重吉
大正十年度	論文印刷費補助	三四電卒 田中 龍夫	高周波抵抗其他研究	同 正田桂太郎
大正十年度	電熱器、電動機研究	教授 伊藤 奎二	歐洲實業教育調査	講師 津田 信良
大正十年度	辯論部補助	同 佐伯 好郎	鑄物研究	教授 杉村伊兵衛
大正十年度	工業教育調査	附工補講師 津田 信良	電熱器電動機研究	同 伊藤 奎二
大正十年度	工業教育調査	同 津田 信良	高周波抵抗其他研究	同 山本 勇
大正十一年度	辯論部補助	教授 佐伯 好郎		
大正十一年度	歐米實業教育調査	同 關口八重吉		
大正十一年度	高周波抵抗其他研究	同 正田桂太郎		
大正十一年度	歐洲實業教育調査	講師 津田 信良		
大正十一年度	鑄物研究	教授 杉村伊兵衛		
大正十一年度	電熱器電動機研究	同 伊藤 奎二		
大正十一年度	高周波抵抗其他研究	同 山本 勇		

大正十三年度	高周波抵抗其他研究	教授 山本 勇	昭和二年度	工業合成化學ニ於ケル「アセチレン」ノ應用ニ關スル研究	教授 海野 正
大正十三年度	燃料研究	菅 留吉	昭和二年度	白金族元素ニ關スル化學的研究	同 永海佐一郎
大正十三年度	鐵研究	教授 杉村伊兵衛	昭和二年度	電熱線ニ就テ	同 十合 晋次
大正十三年度	英米視察	同 鈴木京平	昭和二年度	無線用線輪ノ自己容量並ニ高周波抵抗ニ關スル研究	同 山本 勇
大正十三年度	英米視察	同 伊藤 奎二	昭和二年度	クローム酸シ一新法ニ就テ	同 清水 誠
大正十三年度	燃料研究	菅 留吉	昭和二年度	類似化學變化	同 村山 梅吉
大正十三年度	燃料炭研究	大三養電卒 山淺 末吉	昭和三年度	無線用線輪ノ自己容量並ニ高周波抵抗ニ關スル研究	教授 山本 勇
大正十三年度	高周波抵抗其他研究	教授 山本 勇	昭和三年度	クローム酸シ一新法ニ就キテ	同 清水 誠
大正十三年度	合成ノ研究	同 海野 正	昭和三年度	工業合成化學ニ於ケル「アセチレン」ノ應用ニ關スル研究	同 海野 正
大正十三年度	鑄鐵研究	同 杉村伊兵衛	昭和三年度	オゾン製造及類似靜放電變化	同 村山 梅吉
大正十三年度	海外留學	同 橋 節男	昭和三年度	電熱線ニ就キテ	同 十合 晋次
大正十三年度	英米留學	教授 橋 節男	昭和三年度	熱ノ染織用纖維ニ及ボス作用	同 菱山 衡平
大正十三年度	工業教育及研究機關調査	明三應卒 上野 長雄	昭和三年度	高電壓變壓器ノ高周波特性ニ就キテ	同 山本 勇
大正十三年度	高周波抵抗其他	教授 山本 勇	昭和三年度	白金族元素ニ關スル化學的研究	同 永海佐一郎
大正十三年度	白金族元素ノ化學的研究其他	同 永海佐一郎			
大正十三年度	クローム酸シ一新法	同 清水 誠			

「テルベン」類の加熱分解に関する研究	教授	内田 壯
皮革に関する研究	助教授	清水 誠
アルミニウム珪酸鹽よりアルミナ製造及之に伴ふ研究	教授	加藤與五郎
歯車の負荷高速度廻轉に関する研究	助教授	關口八重吉
精密機械用齒車試験法の研究	同	佐々木重雄
工具の製作に関する研究	同	關口八重吉
輕量木炭瓦斯發生機	助教授	長谷川一郎
輕負荷に於ける内燃機効率増進の研究(續)	教授	淺川 權八
水車の吸出管端と放水溝底との距離が水車の効率に及ぼす影響	教授	同
電視に使用する走査方式及放電管の研究	助教授	松本 容吉
送電線の接地、斷線及短絡選擇保護裝置	教授	板谷 松樹
極短波電波の發生及び其の應用	助教授	山本 勇
遮斷器に於ける電弧室内の壓力測定	講師	大槻 喬
鐵筋コンクリート基礎に関する實驗的研究(續)	講師	森田 清
セメントモルタル及コンクリート強度の短期推定に就て	助教授	小澤 省吾
日本住宅の發達の研究(其の二)	助教授	小林 政一
住宅の室界の研究(續)	教授	野村芳太郎
	同	前田 松韻

木造建築物の耐震構造に関する研究	講師	田邊 平學
構造物振動減衰作用に関する研究	助教授	勝野 千利
木造小學校耐震構造に関する研究	同	谷口 忠
モルタルの「引伸」に関する研究	講師	狩野 春一
宇宙線の研究	助教授	竹内 時男
冷光體の構造研究	同	同
定性分析書の著述に基礎となる研究	教授	永海佐一郎
合成燐光體に関する研究	助教授	箱守新一郎
金屬錯鹽の安定度及び分光學的研究	助教授	植村 秀夫
昭和九年度	助教授	末田 秀夫
金屬薄膜抵抗體に関する研究	教授	福田 勝
格子付水銀整流器に関する研究	同	尾本 義一
鎔接用定電壓流流光の安定度増進法	助教授	大槻 喬
掘潰可熔遮斷器の研究	講師	小澤 省吾
「セメントモルタル」及「コンクリート」強度の短期推定に就て	助教授	小林 政一
鐵筋コンクリート基礎工事に關する實驗的研究	助教授	野村芳太郎
室内保温材料の研究	研究助手	加藤得三郎
	研究助手	小林 政一
	研究助手	加藤得三郎

木造建築物の耐震構造に関する研究(前年度未續)	講師	田邊 平學
高熱を受けたる鐵筋コンクリート強度に関する研究	助教授	勝野 千利
モルタルの「引張」に関する研究	講師	谷口 忠
超音波に関する研究	講師	狩野 春一
水素ねおんの特殊發光	教授	木下 正雄
重水に関する研究	助教授	竹内 時男
分光術應用秘密通信法	同	同
翡翠の合成研究	助教授	永廻 登
定性分析書の著述上基礎となる研究	教授	永海佐一郎
合成燐光體に関する研究	助教授	箱守新一郎
金屬錯鹽の安定度及び分光化學的研究	助教授	植村 秀夫
エセリンの合成的研究	助教授	末田 秀夫
蒸溜塔の能率に関する研究	教授	星野 敏雄
染料中間體の製造に應用せらるゝ主要反應の基礎的研究	同	内田 俊一
稻の物理的處理による遺傳質の改變に関する研究	講師	上野 繁藏
	講師	今井 喜孝
昭和十年度		
「アンチノックガソリン」の製造	講師	小林良之助

横流制御型水銀蒸氣管の應用	教授	山本 勇
鎔接電弧の安定度増進	同	大槻 喬
騒音測定に関する研究	同	尾本 義一
絶縁物の衝擊電壓に對する特性の研究	助教授	藤高 周平
極短波電波の發生並に送受信回路の研究	同	森田 清
大電極の高電壓放電	同	鈴木 松雄
定性及定量分析書の著述に基礎となる研究	教授	永海佐一郎
インドル誘導體の合成的研究	助教授	星野 敏雄
各種建築材料の透濕量測定	助教授	木下 正雄
火災の研究	助教授	増井 次夫
セメント硬化促進劑の研究	助教授	木下 正雄
鐵鋼の防銹法	助教授	清水 定吉
昭和十一年度	助教授	近藤 信一
硫化鐵燻燃熱の測定	教授	河上 益夫
松精油より樹脂の合成に関する研究	同	松井元太郎
纖維素溶液の混合に関する研究(續)	同	内田 壯
「ノック」性に関する研究	同	金丸 競
	講師	小林良之助

「アルコール」燃料に關する研究	講師 小林良之助	グイタミン並にホルモン類の合成研究	助教授 星野 敏雄
餘剩鹽素を原料とする鹽酸製造法定性及定量分析書の著述上基礎となる研究	助教授 永廻 登	焰の輻射に關する研究	同 矢木 榮
感性物質分析法並に合成燐光體に關する研究	教授 永海佐一郎	工業爐の基礎的研究	同 同
金屬錯鹽の安定度及分光化學的研究	助教授 箱守新一郎	昭和十三年度	
チアゾール誘導體の合成研究	助教授 植村 秀夫	特殊處理による「ゲージ」の試作	教授 山田良之助
焰の輻射に關する研究	助教授 末田 秀夫	飛行機用薄板の安定に關する研究	助教授 富田久三郎
昭和十二年度	講師 星野 敏雄	無線干涉を利用せる氣中遮斷器の研究	講師 小澤 省吾
内燃機關の馬力増大に關する研究	講師 矢木 榮	木柱の挫屈に關する實驗	助教授 田邊 一平
建築材料見本の蒐集	助教授 原 正健	「高速度荷重に對する建築構造物の耐力」に關する研究	助教授 後藤 龍一
非等質體に於ける應用の研究	研究助手 小林 政一	建築材料の吸水及透水現象と其防止法に關する研究(前年分通但繼續)	助教授 勝田 千利
燐房による室内氣流の觀察	助教授 加藤得三郎	桃山建築裝飾の研究	講師 狩野 春一
建築材料の吸水、透水及其防止法に關する研究	同 二見 秀雄	硝子噴射被覆法に關する研究	同 藤岡 通夫
定性及定量分析書の著述に基礎となる研究	講師 谷口 吉郎	建築用可塑性材料に關する研究	助教授 加藤與五郎
瓦斯及コークス工業に於ける副産物硫化水素の利用の研究	助教授 狩野 春一	高熱を受けたる鐵筋コンクリートの強度増進に關する研究	助教授 武井 愷
金屬錯鹽の分光化學的研究	助教授 永海佐一郎	農村工業化に關する調査研究	助教授 星野 愷
	助教授 加藤多喜雄		助教授 内田 三衛
	助教授 永廻 登		助教授 相 三衛
	助教授 植村 秀夫		助教授 谷口 光雄
	助教授 末田 秀夫		助教授 今井 光雄
			助教授 奥田寛太郎
			講師 川西 正徳

昭和十四年度	教授 山田良之助	粘土類の可塑性に關する研究	助教授 近藤 清治
「ゲージ」用材料の研究	同 同	硝子噴射被覆法に關する研究	助教授 鈴木 信一
鋼の特殊焼入法に關する研究	同 同	セメント硬化程度測定(電氣的及振動的方法及其ノ他)	助教授 武井 愷
輕量木炭瓦斯發生機	同 淺川 權八	無尾翼飛行機の空氣力學的特性に關する研究	助教授 星野 愷
高アルミナ磁器の研究	助教授 近藤 清治		助教授 河合 紀雄
	助教授 鈴木 信一		教授 岡本 哲史

此間の主要なる理事の異動並に寄附行爲の改正が二、三あつたが、その主なるものを挙げると次掲の通りである。

- 一、阪田理事長逝去に就き、大正十年一月吉武榮之進氏が理事長に就任した。
 - 一、大正十四年四月吉武理事長理事辭任に付き理事長の職を退き、同年五月手島淳藏氏理事長となつた。猶ほ理事一名の補充としては同年四月に東京高等工業學校教授中村幸之助氏が就任した。
 - 一、大正十五年十一月、寄附行爲第十二條を改正して理事を七名に増員した。
 - 一、昭和二年六月、寄附行爲を改正して、第十四條第一項を改正して「藏前工業會長」の次に「藏前工業會長 缺員ノトキハ藏前工業會理事長」を加へた。
 - 一、昭和四年七月、寄附行爲第十四條を改正し、「東京高等工業學校長」を「東京工業大學長」に改めた。
- その外此間に藏前工業會の移轉に伴ひ、寄附行爲第四條に二回の改正が行はれた。

現況

以上の経過を経て本資金團の現在（昭和十五年九月）の寄附行為は次掲の如くに定められてゐる。

財団法人手島工業教育資金團寄附行為

大正六年十月認可、大正十五年十一月一部改正、昭和二年五月一部改正、昭和四年七月一部改正、昭和七年四月一部改正

第一章 名 稱

第一條 本團ハ財団法人手島工業教育資金團ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本團ハ手島精一氏ノ功勞ヲ永遠ニ記念シ工業教育及工業ノ發展ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條 本團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、工業教育又ハ工業ニ關スル研究調査又ハ設備ヲナスコト
 - 二、工業教育又ハ工業ニ關スル人材ヲ養成スルコト
 - 三、工業教育又ハ工業ニ關スル獎勵又ハ補助ヲナスコト
- 第四條 本團ノ事業ヲ行フニ付テノ方法ハ評議員會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 事務所

第五條 本團ハ事務所ヲ東京市芝區日蔭町壹丁目壹番地藏前工業會内ニ置ク

第四章 資 産

第六條 本團ノ設立ノ日ニ於ケル資産ハ手島工業教育資金募集ニ應募サレタル寄附金及其利息トス

第七條 本團ハ評議員會ノ議決ヲ以テ基金ヲ設ク
基金ハ評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレノ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第八條 本團ノ目的ヲ達シ本團ニ金品ヲ寄附スル者アルトキハ理事之ヲ受領スヘシ但特別ノ條件若ハ負擔ヲ付シタル寄附ニ付テハ評議員會ニ於テ之ヲ受領スヘキヤ否ヤヲ決ス
寄附者ニ於テ寄附ノ際其使途目的ヲ指定シタル金品ハ其使途目的ニ從ヒテ處分スルコトヲ要ス

第九條 手島工業教育資金ノ募集ニ應シタル者並ニ本團ニ金品ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其旨ヲ明記シタル芳名錄ヲ作り永久ニ之ヲ保存シテ其好意ヲ表彰スルモノトス

第十條 本團ノ資産ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入

レ又ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ利殖ヲ圖ルモノトス但特別ノ事情アルトキハ評議員會ノ議決ヲ以テ他ノ方法ヲ採ルコトヲ得

條件アル寄附財産ハ其條件ニ從フテ管理スルコトヲ要ス

第十一條 本團ノ經常費ハ資産及事業ヨリ生スル收入ヲ以テ支辨ス

第五章 職 員

第十二條 本團ノ職員トシテ評議員十七名以上ヲ置ク

評議員中七名ヲ理事二名ヲ監事ト稱ス

第十三條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ定メ理事長ハ本團ヲ代表シ一切ノ事務ヲ處理ス

理事長事故アルトキハ他ノ年長理事代テ其職務ヲ行フ

監事ハ本團ノ財産ノ狀況及理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ本寄附行為ニ依リ評議員會ニ屬スル事項及理事又ハ監事ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ議決ス

第十四條 理事中三名ハ手島精一氏若ハ其後ヲ承ケテ順次ニ其ノ家督ヲ相續シテ戸主タル者東京工業大學長及藏前工業

第三章 手島工業教育資金團

會長藏前工業會會長缺員ノトキハ藏前工業會理事長ヲ以テ之

レニ當ツ

同一人ニシテ右ノ二若クハ三ノ資格ヲ兼ヌル者アルトキハ東京工業大學又ハ藏前工業會ニ於ケル他ノ最高職員ヲ以テ之ニ代フ

前二項ノ規定ニ依リ當然理事トナルヘキ者ノ中一時缺員シ若ハ理事トナルコトヲ欲セサル者アルトキハ評議員會ニ於テ之ニ代ルヘキ者ヲ定ム

手島精一氏ノ家督ヲ相續シテ戸主タル者未成年者ナルトキハ其法定代理人若ハ其指定シタル者ヲシテ戸主未成年ノ間之ニ代リテ理事トナルモノトス

第十五條 前條ノ規定ニ依ル理事以外ノ職員ハ其改選期毎ニ前條ノ規定ニ依リテ理事タル者ニ於テ其他ノ職員中未タ改選期ニ入ラサル者ノ全員ト協議ノ上當期ニ選任スヘキ職員ノ總數ヲ本團緣故者中ニ求メテ之ヲ選定ス

前項ニ依リテ選定ヲ受ケタル者ハ其互選ヲ以テ理事及監事タルヘキ評議員ヲ定ム

第十六條 理事又ハ監事中ニ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會

ニ於テ評議員中ヨリ互選ニ依リテ補闕理事又ハ補闕監事ヲ定ム

評議員十二名未滿ニ減シタルトキハ現任職員協議ノ上補闕評議員ノ選定ヲ爲スコトヲ要ス

第十七條 選定ニ依ル職員ノ任期ハ四箇年トス其改選ハ半數ツ、トシ再任ヲ妨ケス

補闕職員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條 職員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ後任者ノ就職スル迄ハ仍ホ前任者ニ於テ其職務ヲ行フモノトス

第十九條 理事必要ト認ムルトキハ本團ニ事務員若干名ヲ置クコトヲ得

第六章 評議員會

第二十條 評議員會ハ毎年一回三月理事長之ヲ招集ス但シ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ招集スルコトヲ得

理事長ハ監事又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ受ケタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ要ス

第二十一條 評議員會ノ會長ハ評議員會ニ於テ毎會評議員中ヨリ互選スルモノトス

第二十二條 理事及監事ハ評議員會ニ重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第二十三條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニヨル

職員ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得但其代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本團ニ差出スコトヲ要ス評議員會ノ決議ニ付キ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十四條 評議員會ハ評議員總數ノ三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第七章 會計

第二十五條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 本團ノ豫算ハ毎年評議員會ノ議決ヲ經決算ハ其承認ヲ得ルモノトス

第二十七條 監事ハ理事カ評議員會ニ提出セントスル豫算案

第八章 補則

第三十條 此密附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十一條 將來此密附行爲ノ條項ヲ變更セントスルトキハ評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

及決算書ヲ調査シ評議員會ニ其意見ヲ述フヘシ

第二十八條 理事ハ評議員會ノ承認ヲ得タル決算書ヲ其年度内ニ於ケル事業報告書ト共ニ之ヲ藏前工業會雜誌上ニ於テ公告スヘシ

第二十九條 本團ノ財産目錄貸借對照表其他會計ニ關スル書類ハ十年間存置スルモノトス

次に現在（昭和十五年九月）の職員は理事長は手島淳藏氏（手島家）・理事は大石鏡吉・中村幸之助（東京工業大學長）・齋藤俊吉（藏前工業會理事長）・松江春次・笹村吉郎・高田直屹の六氏、監事は山口武彦・西村直の二氏である。

附

錄

一、官制に基く職員定員の變遷

1. 前身校職員定員の變遷

明治	勅令	校長	教授	助教授	幹事	助手	書記	技手	備考
明治二三・一〇・一四	勅令二三三號	—	一二	一六	—	—	九	一三	本令ハ二四・八・一六ヨリ施行
明治二四・七・二四	勅令一三七號	—	一二	一六	—	—	六	一〇	
明治二四・七・二四	勅令一四一號	—	一〇	一三	—	—	六	一〇	
明治二六・八・二四	勅令八七號	—	一〇	二三	—	—	五	—	二六・九・一ヨリ施行 二四・勅令一四一號ハ廢止
明治二九・五・一八	勅令二二七號	—	一二	三〇	—	—	五	—	
明治三〇・四・二八	勅令一三六號	—	一七	三〇	—	—	六	—	
明治三一・七・二〇	勅令一七三號	—	一七	三一	—	—	六	—	
明治三二・四・四	勅令一七八號	—	一七	三二	—	—	六	—	
明治三三・三・二九	勅令八六號	—	一七	三三	—	—	七	—	
明治三三・三・三一	勅令二五號	—	一九	三〇	—	—	七	—	三三・四・一ヨリ施行
明治三四・三・二七	勅令九九號	—	二四	三九	—	—	八	—	三五・四・一ヨリ施行 明二六・勅令八七號ハ廢止
明治三五・三・二七	勅令九九號	—	二四	三九	—	—	八	—	
明治三八・三・二八	勅令九七號	—	二五	三九	—	—	八	—	三八・四・一ヨリ施行

附 録

明治三九	三・二九	勅令 四六號	一	二七	三七	八	三九・四・一ヨリ施行
明治四〇	六・二七	勅令二四七號	一	二八	三六	八	公布ノ日ヨリ施行(四〇・六・二六)
明治四一	三・三〇	勅令 六九號	一	三〇	三七	八	四一・四・一ヨリ施行
明治四二	四・六	勅令 八八號	一	三一	三七	八	公布ノ日ヨリ施行(四二・四・七)
明治四三	三・二六	勅令 六七號	一	三二	二八	七	四三・三・三一ヨリ施行
明治四五	五・二九	勅令一三〇號	一	三二	二九	七	公布ノ日ヨリ施行(四五・五・三〇)
大正 二	六・一三	勅令一八三號	一	三二	二八	七	公布ノ日ヨリ施行(二・六・三)
大正 三	八・二六	勅令一七〇號	一	三三	二九	七	〃
大正 四	一・二・二七	勅令三二六號	一	三二	三二	八	〃
大正 五	一・二・二八	勅令二六四號	一	三五	三三	八	〃
大正 六	九・二二	勅令六一一號	一	三七	三三	八	〃
大正 七	七・一八	勅令二八六號	一	三七	三五	八	〃
大正 一	四・二九	勅令二四二號	一	三七	三三	八	〃
大正 一三	三・二九	勅令 五九號	一	三六	二九	八	大正一三・四・一ヨリ施行
大正 一四	四・一	勅令 八一號	一	三六	二八	八	公布ノ日ヨリ施行(四・四・一)
大正 一四	六・三	勅令二一六號	一	三六	二八	九	〃
昭和 二	二・二七	勅令三六六號	一	三六	二八	九	公布ノ日ヨリ施行(二・二・二七)

2. 東京工業大學職員定員の變遷

昭和	大正	明治	長	大學	教授	助教	事務	學生	助手	書記	學生	司書	技手	附屬	備	考
昭和四・四・一	勅令 三六號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和五・四・八	勅令 七九號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和六・三・三〇	勅令 二三號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和七・九・三〇	勅令 二五號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和八・三・二七	勅令 三五號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和九・二・二八	勅令 二九號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一〇・二・二五	勅令 一八號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一一・七・三〇	勅令 三五號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一二・三・三	勅令 三二號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一三・五・三	勅令 三三號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一四・二・二二	勅令 三三號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一四・四・七	勅令 一八號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一四・三・二七	勅令 八二號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃
昭和一五・六・二五	勅令 四三五號	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〃	〃

學年進行に伴ふ職員の増員、並
學生主事學生主事補追加(四・一)
學年完成に伴ふ増員(四・一)
豫備部設置並豫備部生徒の進學
に伴ふ教官増員(四・一)
外國人學生の學年進行に伴ふ職
員増員(四・一)
建築材料研究所の新設(三・一)
校舍竣工に伴ふ技手の増員(三・一)
豫備部生徒増募に伴ふ教官の増
員(七・二)
學生主事補増員(五・四)
資源化學研究所設置(三・三)
航空機工學科設置並に收容力増
加に依る職員増加(四・一)
精密機械研究所設置(三・一)
學生増募、化學工學科設置
航空機工學科學年進行に伴ふ職
員増員(六・二)
(括弧内は施行月日)

二、教官數・生徒數の變遷

1. 前身校教官數・生徒數の變遷

年 度	教 員			計	生 徒	卒 業 者	入 學 志 願 者	入 學 者	入 學 志 願 者 對 入 學 者 比 例
	教 授	助 教 授	囑 託 及 雇 外 國 教 師						
明治十四年				三	五三		一三三	六〇	四五・一一
明治十五年				九	八五		七一	三二	四五・〇七
明治十六年				一四	一〇五		九〇	三三	三六・六七
明治十七年				二二	一六二		一九五	七〇	三五・九〇
明治十八年				三一	一八九		三〇〇	八一	二七・〇〇
明治十九年				二四	一四三	二四	四〇三	七〇	一〇〇・〇〇
明治二十年				二〇	一六五	二一	四〇三	七〇	一七・三七
明治二十一年				二一	一八三	四三	四五三	七二	一五・八九
明治二十二年				二二	一八八	四一	三五九	六八	一八・九四
明治二十三年				三三	二一六	五〇	三五四	九三	二六・二七
明治二十四年				三六	二二二	五九	三八一	八一	二一・二六
明治二十五年	六	七	九	二二	二二二	五九	三八一	八一	二一・二六

年 度	教 員			計	生 徒	卒 業 者	入 學 志 願 者	入 學 者	入 學 志 願 者 對 入 學 者 比 例
	教 授	助 教 授	囑 託 及 雇 外 國 教 師						
明治二十六年	七	一八	二七	三二	二三三	五三	三三一	七六	二二・九六
明治二十七年	六	一七	二二	三三	二一四	七〇	不詳	六七	
明治二十八年	七	一八	二三	四六	二〇五	七三	〃	七三	
明治二十九年	一	一九	二四	四六	二四九	五〇	〃	一〇八	
明治三十年	一三	一六	二一	四六	二八三	五五	〃	一〇三	
明治三十一年	一三	一七	二二	四四	三一七	五〇	三五七	九五	二六・六一
明治三十二年	一五	一八	二四	四八	三四七	五〇	三九八	一四一	三五・四二
明治三十三年	一四	一九	二〇	五二	三六一	九三	四五三	一三二	二九・一四
明治三十四年	一五	一九	二二	六〇	三九三	一〇〇	五六二	一四〇	二四・九一
明治三十五年	一九	二二	二二	六六	四四六	一〇一	七四一	一八七	二五・二四
明治三十六年	二一	二二	二二	七〇	四九四	一〇九	七三一	一九六	二六・八一
明治三十七年	二〇	二二	二二	六二	五二四	一一九	八六一	一八一	二一・〇二
明治三十八年	二二	二二	二二	七四	五六〇	一六一	一、〇三八	二三八	二二・九三
明治三十九年	二三	二二	二二	六九	六一五	一五三	一、一五九	二四一	二〇・七九
明治四十年	二五	二一	二二	七九	六七〇	一七八	一、四八八	二六八	一八・〇一
明治四十一年	二七	一九	二二	七八	七七二	一八三	一、五五九	三二一	二〇・五九
明治四十二年	二八	一七	二二	八二	八二一	二〇七	一、五一三	二九七	一九・六三
明治四十三年	二四	一九	二二	八二	八四二	二二四	一、三七二	二八四	二〇・七〇

明治四十四年	二四	一八	三九	二	八三	八八九	二二七	一、三七四	三一	二二・六三
明治四十五年	二六	一九	四一	二	八八	九三一	二二一	一、三一四	三〇〇	二二・八三
大正二年	三〇	一七	二八	二	七七	九一七	二四六	一、七六一	三一二	一七・七二
大正三年	二七	二〇	二五	二	七四	九三〇	二四四	一、七五五	三一三	一七・八三
大正四年	三〇	一七	二七	二	七六	九〇〇	二七二	一、七一五	二九〇	一六・九一
大正五年	二七	二〇	三二	一	八〇	九〇九	二八二	一、九四五	三二六	一六・七六
大正六年	三二	一七	三五	一	八五	九三〇	二六三	二、二八四	三二九	一四・四一
大正七年	三二	一五	三七	二	八六	九四二	四八七	二、三一三	三一六	一三・六六
大正八年	三一	一三	三八	二	八四	九五三	二六四	二、三〇一	二九七	一二・九一
大正九年	二九	一七	三九	二	八七	九〇二	二七八	一、八二〇	二六二	一四・四〇
大正十年	二九	一〇	四八	二	八九	八四四	二七五	一、二八〇	二五六	二〇・〇〇
大正十一年	二八	〇	四九	二	八九	七九八	二四八	一、二六一	二七一	二一・四九
大正十二年	二八	一三	四三	二	八六	七六二	二二〇	九七四	二四八	二五・三六
大正十三年	三一	一二	四八	二	九三	七六〇	二三一	八五七	二六二	三〇・五七
大正十四年	三〇	一三	四八	二	九三	七九二	二四四	一、二五七	二七一	二一・五六
大正十五年	二九	一四	四九	二	九四	八二二	二二五	一、五三二	二九五	一九・二一
昭和二年	三〇	一三	四六	二	九一	八五五	二五六	一、六八三	二九七	一七・六四
昭和三年	三一	一二	四八	二	九三	八五〇	二六三	一、八〇六	二八〇	一五・五〇

一、明治二十年ニ於テハ前年豫科ヲ廢シタル爲メ授業上ノ都合ニヨリ生徒ヲ募集セシムルニシテ入学セシモノヲ計上ス
 一、卒業者ノ欄ニハ豫科卒業者及研究生卒業者ハ之ヲ計入セシムル又入学志願者、入學者ノ欄ニハ豫科ヲ卒業シ本科ニ進入シタル者ハ計入セシムル
 一、教員ノ欄ニハ外國留學及滯在中ノ者ハ計入セシムル

2. 附設工業教員養成所教官數・生徒數の變遷

明治二十七年	七	九	五九	一六	不詳	六三	
明治二十八年	〇	七	八二	一六	〃	四三	
明治二十九年	一	七	七六	三五	〃	四一	
明治三十年	一	七	九九	一九	五三	五一	
明治三十一年	一	五	八六	三五	五六	三一	五八・四九
明治三十二年	二	一	七五	二六	一〇六	三六	三二・一四
明治三十三年	二	三	七一	三一	一三〇	三四	三三・九六
明治三十四年	二	一	七一	二二	一七三	五一	二六・一五
明治三十五年	二	九	九二	二二	一七三	三八	二九・四八
明治三十六年	一	一	一八	二八	一五五	三一	二四・五一
明治三十七年	一	一	一六	二八	一八三	三一	一六・〇九

昭和一四年度	昭和一二年度	昭和一二年度	昭和一二年度	昭和一二年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	教員		工學部		專門部		合計
											教授	助教授	教授	助教授	教授	助教授	
三四	二九	二九	二八	二七	二五	二四	二四	二三	一七	一四	一〇	一三	三〇	二	二	六〇	一三六
三三	三〇	三〇	三三	三一	三二	二六	二七	二五	二二	一一	一〇	九	三六	四	二	四六	一三一
五一	四七	三五	三六	四〇	三八	四二	四二	六〇	四六	三一	一〇	九	三六	三	二	四六	一三一
一一八	一〇六	九四	九七	九八	九五	九二	九三	一〇八	八五	五六	一〇	一三	三六	二	二	六〇	一三六
七	七	六	六	六	六	六	四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
八	九	一〇	一〇	一一	一一	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六	一七	一七	一七	一八	一八	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一三四	一二三	一一一	一一四	一一六	一一三	一〇九	一〇九	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八

5. 東京工業大學教官數の變遷 (各年度三月一日現在)

大正九年	一	一	一	二	七七二	三一九	八五〇	三五〇	四一・一八
------	---	---	---	---	-----	-----	-----	-----	-------

大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	明治四十五年	明治四十四年	明治四十三年	明治四十二年	明治四十一年	明治四十年	明治三十九年	明治三十八年	明治三十七年	明治三十六年	明治三十五年
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	四	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	六	五	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八五九	七五四	八七八	七一五	六一六	四九七	四〇〇	四五〇	五二七	四〇一	五二五	四五八	三二七	三二四	二六八	二二四	二〇七	一三一
四二六	八〇〇	八三三	五九四	三五七	二六二	三二九	三五六	三三七	四二六	三四二	三五〇	二七六	二〇三	一三〇	一一三	七五	一七六
一、一五五	一、六二一	二、一五四	一、五九〇	一、〇一四	八九四	九八二	一、〇一一	一、一七四	七一〇	一、〇一五	九六九	六〇一	三八四	三五五	二二四	三〇三	二八八
九五七	一、四〇二	一、六二五	一、二九〇	九八六	六六七	七八一	七九一	九五五	七一〇	一、〇一五	六六九	四二一	三八四	三五五	二二四	二七二	二六三
八二・八六	八六・四九	七五・四四	八一・一三	九七・二四	七四・六一	七九・五三	七八・二四	八一・三五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	六九・〇四	七〇・〇五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	八九・七七	九一・三二

6. 東京工業大學學生數の變遷

年度	學生		卒業		入學志願者		入學		退學者及死亡者	
	學生	生徒	學生	生徒	學生	生徒	學生	生徒	學生	生徒
昭和四年度	一四五	五九四	七三九	二四九	二四九	一〇九	一四九	三〇〇	四	一八
昭和五年度	二八四	三六四	六四八	三〇三	三〇三	一五四	一五六	二五〇	一七	二五
昭和六年度	四四一	五七	四九三	一八	四三三	八三	一六七	三三	一五	二七
昭和七年度	四四一	五三	五〇六	一九	一五六	一五	二九八	一三	一〇	九
昭和八年度	四七六	五〇	五三八	二二	一四四	二六	一六九	三三	一〇	一五
昭和九年度	四九二	五六	五五五	一三	一六六	三八	一九九	一九	一一	二二
昭和一〇年度	五二三	六六	五七九	一三	一七六	三六	二〇二	二〇	一〇	二四
昭和一一年度	五三二	七二	五八三	一七	一八九	三七	二一七	二二	一一	二九
昭和一二年度	五三六	七三	六〇九	二一	一七三	三七	二二九	二二	一二	三三
昭和一三年度	五五五	一〇一	六五七	二九	一八五	四八	二四〇	二二	一三	三八
昭和一四年度	六四二	一六六	八〇七	三八	二四四	七〇	三三三	三三	一九	四三

外國人ヲ含ム、學生中ニハ研究科生、生徒中ニハ選科生、臨時工師養成部、臨時化學分析工員養成部ヲ含ム

7. 東京工業大學各科別卒業者數

科別	年度														
	昭和六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	計					
染料化學科	八	一一	一三	一〇	一三	一三	一二	一四	一五	一五	一四	一五	一六	一五	一〇九
紡織學科	一三	一四	一三	一二	一四	一五	一七	一七	一七	一四	一七	一七	一六	一六	一三一
窯業學科	一〇	七	一一	九	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	九八
應用化學科	二〇	二一	二〇	二五	二五	二五	二七	二八	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二一七
電氣化學科	九	一一	一〇	一二	一一	一三	九	一二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	九八
機械工學科	二九	二八	二六	二六	三五	三三	三六	三四	三六	三六	三六	三六	三六	三六	二九三
電氣工學科	二三	二六	一九	二九	二五	二八	二七	二二	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二二三
建築學科	一六	一九	二一	二〇	二六	二三	二〇	二七	二一	二一	二一	二一	二一	二一	一七三
計	一二八	一三七	一三三	一五三	一六二	一五二	一六〇	一五六	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一、三四二

備考 學年末以外ノ卒業者ハ次年ノ卒業者數ニ算入、外人ヲ含ム

三、卒業者の活動狀況

1. 前身校卒業者の狀況

明治十九年	九	六	二	一	一	二	一	三	一	計
技術官吏										
教員										
會社等										
自家營業										
入他校へ										
本校專攻科入學										
留學又ハ渡航										
一年志願兵又ハ兵										
就職未定										
死亡										
計										二四

備 考	毎年次年度五月末現在							
	昭和六年 一四年度	昭和七年 一三年度	昭和八年 一二年度	昭和九年 一一年度	昭和十年 一〇年度	昭和十一年 九年度	昭和十二年 八年度	昭和十三年 七年度
官公署	一九	二〇	一三	八	一五	二四	二四	二九
學校教員	二六	一〇	一三	一三	七	三	〇	九
實業方面	五五	九一	九三	一四	一二	一〇九	一一九	一〇二
自家營業	二	三	一	一	二	二	二	二
研究員又ハ他 大學人學者又 右ニ類スル者又	七	一	二	一	一	四	三	一
人學者又ハ職 業ニアル者又 廣ニアル者	一	四	二	一	二	一	三	一
就職未定	一七	一四	三	二	四	一	一	三
計	一二七	一三六	一三一	一三九	一四〇	一四〇	一五四	一五八

2、東京工業大學卒業者の活動狀況

備 考	附 録										
	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正一五年	大正一四年	大正一三年	大正一二年	大正一一年	大正一〇年	大正九年
一、自十九年至二十一年ハ二十二月末現在、 二十二年ハ二十七月末現在 二、大正四年十一月規則改正ニ依リ卒業期ノ改正（即九月ニ始リ八月ニ終ル學期ヲ四月ニ始リ三月ニ終ルニ改ム）ノ結果大正七年度卒業ノ生徒ハ八月卒業ニシテ七年度末ノ狀況（外國人ヲ含ム） 八年度以降ハ三月卒業者ニシテ次年度末ノ調査（外國人ヲ含マズ） 三、昭和四―五年度ハ附屬工業專門部	三七	一九	三四	四三	二五	二九	三一	三九	三四	九	九七
	七	七	七	七	八	七	四	一三	九	一八	一七
	一〇九	一二五	一四二	一二五	一二八	一一六	一二六	一一一	一一一	一〇	一〇
	四	五	一五	七	一	七	〇	一三	一八	一〇	一〇
	三	四	九	二	二	八	六	〇	〇	〇	〇
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一六	二	二	二	七	一六	一〇	一〇	一七	一七	一七
	二六	一八	一一	一	一	三	一六	五	三九	三九	三九
	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	二三〇	二二一	二二〇	一九八	一九三	一八六	二〇三	二〇二	二二六	二二六	二二六

3、卒業者就職状況表（昭和十四年五月末日調）

備考	計	大 學 部		元附屬工學專門部		元附屬工業教員養成所		臨時工師養成部	
		人 員	百分比	人 員	百分比	人 員	百分比	人 員	百分比
技術官・吏	一五三	一三・〇	五九九	七・九	八八	八・四	四	一八・二	
學校教員	九八	八・〇	三二二	四・二	二五二	二四・二			
會社等ノ技術員	八二	六八・七	三、二四四	四二・六	二五九	二四・八	一七	七七・二	
自家營業	九	〇・八	八一	一〇・八	一〇三	九・八			
研究生、大學入學	七	〇・六					一	四・五	
外國留學其他在外者	一	〇・一	五〇	〇・七	三	〇・三			
外國人	六〇	五・〇	七三八	九・七					
兵役	一四	一・四							
未定	一五	一・四	五一七	六・八	一二八	一二・二			
死亡	一三	一・〇	一、三一九	一七・三	二一五	二〇・五			
計	一、一八二		七、六一〇		一、〇四八		二二		

四、經費の變遷

年 度	經 常 費	臨 時 費	合 計	備 考
明治十四年				文部省經費支出金ヨリ
明治十五年				
明治十六年				
明治十七年				文部省經費仕拂高ヨリ
明治十八年				
明治十九年				
明治二十年				
明治二十一年				
明治二十二年				
明治二十三年				
明治二十四年	四九、四九一 ^円	四〇一 ^円	四九、八九三 ^円	文部省所管經費
明治二十五年	四八、七六二	一、九〇〇	五〇、六六三	支拂高ヨリ
明治二十六年	四二、六四四	四、二二八	四六、八七二	
明治二十七年	四五、八〇六	二、一八八	四七、九九四	

明治二十八年	四九、五九四	一、五一二	五一、一〇六
明治二十九年	六七、六一五	五三二	六八、一四七
明治三十年	六二、〇二〇	一、一三七	六三、一五七

年度	經常部		臨時部		合計	經常部		臨時部		合計
	支出金	其ノ他	支出金	其ノ他		支出金	其ノ他	支出金	其ノ他	
明治三一年	六三、六三〇	一八、〇六三	四、四六一	—	八五、一四〇	七五、四四〇	三、八二八	—	七九、二六八	
明治三二年	六四、九六六	三三、五七三	一七、五〇〇	六四〇	一〇〇、六六九	八五、九四五	一三、九六六	—	九九、九二一	
明治三三年	七〇、三六五	一八、四七三	三三、六五〇	五、一四九	一三、一四〇	八五、二八六	—	—	八五、二八六	
明治三四年	七四、八三三	三三、四四四	三三、六五〇	六、二八八	一四、〇三六	九五、六九七	—	—	九五、六九七	
明治三五年	九四、六四四	三七、三六七	三三、六五〇	—	一六、〇四三	一一九、九二六	—	—	一一九、九二六	
明治三六年	九五、三六八	三〇、四九三	一〇、〇〇〇	—	一五、三一一	一四一、四三三	—	—	一四一、四三三	
明治三七年	九五、二七一	二九、二五五	三三、六五〇	六、六三三	一五、八〇八	一三〇、六三三	—	—	一三〇、六三三	
明治三八年	九八、四八一	二九、四八三	—	五、二一七	—	一二三、三四六	—	—	一二三、三四六	
明治三九年	一〇一、三二九	三九、三三三	一〇、〇〇〇	—	—	一三五、八三三	—	—	一三五、八三三	
明治四〇年	一〇五、一〇八	四一、七六六	—	七、八〇〇	—	一三七、五九八	—	—	一三七、五九八	
明治四一年	一〇五、一〇八	四一、七六六	—	—	—	一四七、〇三三	—	—	一四七、〇三三	
明治四二年	一〇一、〇四九	七四、二一六	—	—	—	一六一、六六六	—	—	一六一、六六六	

年度	經常部		臨時部		合計	經常部		臨時部		合計
	支出金	其ノ他	支出金	其ノ他		支出金	其ノ他	支出金	其ノ他	
明治四三年	一一一、七六八	八四、四六〇	—	—	一九六、二二八	一四、四六六	—	—	一九六、二二八	
明治四四年	一一五、三三六	九四、六六五	—	—	二〇九、九〇一	一七、一〇六	—	—	二二七、〇〇七	
明治四五年	一二四、四三三	九〇、六一一	—	—	二一〇、〇四四	—	—	—	二一〇、〇四四	
大正二年	一一一、六四五	九八、一七六	—	—	二〇九、八三一	—	—	—	二〇九、八三一	
大正三年	一二六、七四四	九三、七三三	—	—	二二〇、四七六	—	—	—	二二〇、四七六	
大正四年	九七、〇四〇	九九、五五三	—	—	一九六、五九三	—	—	—	一九六、五九三	
大正五年	一四一、三四一	一一一、五五五	—	—	二五二、八九六	—	—	—	二五二、八九六	
大正六年	一三九、七六八	一一九、〇三三	—	—	二五八、八〇一	—	—	—	二五八、八〇一	
大正七年	一五五、三九五	一二七、六〇〇	—	—	二八二、九九五	—	—	—	二八二、九九五	
大正八年	一六五、二九九	一〇九、七一九	—	—	二七五、〇〇八	—	—	—	二七五、〇〇八	
大正九年	二六〇、九三七	一一七、四七一	—	—	三七八、四〇四	—	—	—	三七八、四〇四	
大正一〇年	三〇五、九五六	一〇三、四八四	—	—	四〇九、四四〇	—	—	—	四〇九、四四〇	
大正一一年	三〇〇、四三八	一一四、五四九	—	—	四一五、〇〇七	—	—	—	四一五、〇〇七	
大正一二年	三三〇、四五六	五〇、四八八	—	—	三八〇、九四四	—	—	—	三八〇、九四四	
大正一三年	三三〇、三三三	七六、八四五	—	—	四〇七、一七八	—	—	—	四〇七、一七八	
大正一四年	三三一、三三〇	七三、一三三	—	—	四〇四、四六三	—	—	—	四〇四、四六三	
大正一五年	三三四、六四〇	七三、三三三	—	—	四〇七、九七三	—	—	—	四〇七、九七三	
昭和二年	三三五、〇八三	七六、七五二	—	—	四〇一、八三三	—	—	—	四〇一、八三三	

備考	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和一〇年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
文部省直轄學校圖書館歳入歳出額現計表ヨリ	三三三、二五三	六〇九、九七七	六六三、三三三	五五〇、九五〇	五〇八、三七九	五八八、六三八	五五七、三九九	六三三、二六三	五八一、八八六	六二八、一三三	六五七、八四六	八二四、二五四
	七六、六九三	八一、九三三	八一、六六六	八〇、三〇三	一二五、八七六	七五、五六八	一三三、九四五	八六、三四四	一四五、八二六	一七、四九五	一七九、六八九	一九八、二三一
	四二〇、九七七	六九一、八二九	七四三、七九八	六三三、一五三	六三四、二五五	六六四、二〇六	六八一、三四四	七三三、四〇六	七三三、七三三	七九九、六七七	八三七、四四三	八三三、〇三三
	三〇〇	一四、六〇〇	三二、七三三	一〇、〇〇〇	二〇、九〇〇	一、〇〇〇	二七、五〇〇	三六、九〇〇	四三、六〇〇	一七九、四〇〇	二九二、四八七	八三三、四八五
	—	—	三、五〇〇	五、七〇〇	二四八、二三八	八三、七三六	五八、九三〇	五三、二四〇	五三、四〇五	八八、六九三	六五五、九二一	二二五、九七九
	三〇〇	四二、三三七	三五、二八三	三五、七〇〇	二六九、一九八	八四、七三六	七六、四三〇	九〇、三〇〇	九七、〇五五	二六八、〇九三	九四八、三九八	一、〇六八、四六三
	四二、三三七	七〇、四三九	七九、〇八〇	六六、八五三	九三、四三三	七四、九四三	七五、七四〇	八三、六三六	八三、七六七	八四、〇五五	七五、八三三	一、〇〇〇、八四〇
	四二〇、六〇三	六七一、〇三三	七五、六三九	六六、九三三	六二七、八三八	六五一、六六六	六六六、二九	六六六、四八三	七三、七四〇	七三、七四〇	七三、四三〇	九三、〇〇三
	三三三	一七、六〇〇	六三、四九九	四三、六八四	二〇四、〇八五	七六、五四六	七三、七四〇	九〇、一〇七	九六、八五六	二五、五五五	八八、二七六	七三、〇三三
	四二〇、八二五	六六八、七〇三	七七八、一〇八	六五九、六〇六	八三、九二三	七三、三三三	七四九、八九三	七六六、九九九	八〇九、六四〇	九八、二九二	六七一、六九六	一、六七五、〇一五

五、東京職工學校以來の本學の職員

東京職工學校創立以來の本學の職員の氏名は次の通りである。

備考

- 一、東京職工學校、東京工業學校、東京高等工業學校、東京工業大學、並に其等の附設機關、附屬機關に於る職員を網羅す。
- 一、姓の頭首の音に據り五十音順に分類し、各分類毎に之を就職年月順に配列す。○印は現職者にして昭和十五年七月末日の調査に據る。
- 一、假名遣は音表的假名遣による。お、を、共に「お」の部に、蝶は「てふ」によらず「ち」部に等の類)
- 一、括弧内の職名は退職者において退職直前の官職名にして、昭和四年三月以前の退職者は元東京高等工業學校の官職名とす。現職者においては昭和十五年七月末現在に於る官職名とす。
- 一、職名に「養」とあるは附設工業教員養成所、「徒」は附屬職工徒弟學校、「補」は附屬工業補習學校、「專」は東京工業大學附屬工學專門部、「豫」は附屬豫備部、「工師」は臨時工師養成部、「分析」は臨時化學分析工員養成部、「工技」は臨時工業技術員養成所の略。(臨時工師養成部及臨時化學分析工員養成部を臨時工業技術員養成所より分けたるは設置の年代に相違あるに依る)

あノ部

職員名簿〔あノ部〕

荒川 澤之助 (書記)
 赤坂 鎮之助 (書記)

一〇八五

明一四、一六就
 明一九、一一退
 大三、一〇三就
 大七、一〇三退

青野 莊三 (書記)	明 九五	三二	退就
蘆葉 六郎 (助教諭)	明 九五	四九	退就
有吉 復介 (書記)	明 九五	三二	退就
荒木 延次郎 (助教諭)	明 九六	二一	退就
雨森 又二 (雇手)	明 七六	五二	退就
青山 重遠 (技手)	明 六八	七二	退就
青木 直治 (雇手)	明 九八	一九	退就
秋元 進 (囑託)	明 一九	二九	退就
青山 武一郎 (囑託)	明 五四	八九	退就
朝生 義太郎 (書記)	明 三八	四二	退就
淺田 六郎 (養、雇)	明 三九	六〇	退就
秋山 行藏 (書記)	明 四〇	七二	退就
青山 治三郎 (養、雇)	明 三〇	六四	退就
足立 泰治 (教授)	明 四〇	一七	退就
秋山 省二 (書記)	明 三三	九四	退就
荒木 寛敏 (講師)	明 三九	九七	退就
安倍 三代藏 (助教諭)	明 四一	八二	退就
栗生 貞一 (助教諭)	明 三三	四七	退就
○淺川 權八 (教授)	明 三五	五	退就
新井 ふみ (雇手)	明 三六	三二	退就
淺井 郁太郎 (講師)	明 三五	三九	退就
赤松 元太郎 (助教諭)	明 三九	三九	退就
秋月 源太郎 (教授)	明 四八	九	退就
秋月 悦太 (助教諭)	明 四〇	一〇	退就
安達 達 (講師)	明 四二	七八	退就
栗屋 謙 (講師)	大 三	九	退就
青木 良吉 (囑託)	大 五	四	退就
秋保 安治 (專、教授)	大 六	三	退就
淺野 肇 (講師)	大 七	三	退就
荒木 宏 (講師)	大 八	九	退就
蘆葉 清三郎 (講師)	大 三	二	退就
荒井 富次郎 (雇手)	大 二	三	退就
安東 仁 (書記)	大 二	九	退就
青木 保 (講師)	大 三	七	退就

相浦 貫一 (講師)	大 〇〇	三一	退就
淺田 一郎 (雇手)	大 二一	三四	退就
安彦 留治郎 (囑託)	大 四一	六四	退就
芦田 耕作 (雇手)	大 四一	一四	退就
明石 秀三 (專、講師)	大 五	三〇	退就
阿 隆 介 (兼、書記)	大 八	七一	退就
天 幸 盛 (大、雇)	大 七	三五	退就
天 幸 盛 (大、雇)	大 七	三五	退就
荒井 直一 (雇手)	大 三	五四	退就
阿部 保 (雇手)	大 三	九四	退就
青木 宗太郎 (講師)	大 三	三四	退就
東 東 造 (技手)	大 二	四四	退就
○淺野 清重 (書記)	大 二	四四	退就
○安 藤 通 (助教諭)	大 二	四四	退就
有山 兼孝 (講師)	大 二	六五	退就
○東 山 昇 (助手)	大 二	七	退就
阿部 重孝 (養、講師)	大 六	三九	退就
阿部 邦彦 (養、教授)	昭 二五	一四	退就
赤羽 良淳 (講師)	昭 二五	二四	退就
阿部 御基 (臨時囑託)	昭 二五	五	退就
○厚木 勝基 (講師)	昭 二五	四	退就
○縣 信太郎 (技手)	昭 二五	八	退就
天 羽 馨 (囑託)	昭 二六	三	退就
足立 謙吉 (豫、講師)	昭 二七	八	退就
阿 藤 一男 (雇手)	昭 二七	四	退就
○淺生 貞夫 (助手)	昭 二七	四	退就
○相 三 衛 (助教諭)	昭 二七	四	退就
○栗 屋 深 (助教諭)	昭 二七	四	退就
安 藤 文郎 (囑託)	昭 二七	九	退就
穴 澤 一郎 (臨時雇手)	昭 二九	六	退就
有馬 盛忠 (配屬將校)	昭 二九	八	退就
荒井 深 (雇手)	昭 三〇	三	退就
相川 秀雄 (助手)	昭 三〇	二	退就
吾妻 光俊 (講師)	昭 三〇	二	退就

職員名簿(あ・ノ部)

○阿部望之(助手)	昭三三、一二退就
朝倉康孝(臨時雇)	昭一三、三五退就
阿藤和雄(雇)	昭一三、三五退就
○粟野安郎(雇)	昭一四、六退就
○有江義憲(助手)	昭一四、八退就
○青山正義(臨時雇)	昭一四、一〇退就
○秋田康穂(臨時雇)	昭一四、一〇退就
○阿部惠一(助手)	昭一四、一〇退就
○青木利之(雇)	昭一四、一二退就
○淺枝敏夫(助手)	昭一五、四退就
○青柳澄(臨時雇)	昭一五、五退就
伊與木與三郎(書記)	明一六、一八退就
飯田貞次(雇)	明一六、一八退就
池田久米(助教)	明一六、一八退就
伊藤新六郎(助教)	明一六、一八退就

部

猪瀬傳一(雇)	明一九、六退就
衣斐松雄(雇)	明一九、六退就
巖谷立太郎(囑託)	明二〇、九退就
板橋直壽(雇)	明二一、二退就
五十嵐秀助(囑託)	明二一、二退就
石戸頼一(雇)	明二一、二退就
井口在屋(囑託)	明二一、二退就
岩波静彌(囑託)	明二一、二退就
飯島清兵衛(雇)	明二一、二退就
今村彌兵衛(養、囑託)	明二一、二退就
飯河三角(助教)	明二一、二退就
一戸清方(助教)	明二一、二退就
石倉八十七郎(助教)	明二一、二退就
池山英二郎(助教)	明二一、二退就
乾親技(助教)	明二一、二退就
入枝勝彦(雇)	明二一、二退就
岩間勝治(雇)	明二一、二退就

職員名簿(あ・いノ部)

井手馬太郎(教授)	明三三、一〇六退就
伊藤重次郎(雇)	明三三、一〇六退就
井上斐次郎(養、雇)	明三三、一〇六退就
石川六郎(助教)	明三三、一〇六退就
岩岡保作(教授)	明三三、一〇六退就
今井正夫(雇)	明三三、一〇六退就
石原四郎(雇)	明三三、一〇六退就
市川忠一(雇)	明三三、一〇六退就
石川弘(雇)	明三三、一〇六退就
板谷嘉七(囑託)	明三三、一〇六退就
飯野知次(教授)	明三三、一〇六退就
○飯塚國三郎(囑託)	明三三、一〇六退就
伊藤奎二(元教授)	明三三、一〇六退就
飯田留藏(雇)	明三三、一〇六退就
井岡大輔(囑託)	明三三、一〇六退就
井上仁吉(講師)	明三三、一〇六退就
伊藤一郎(講師)	明三三、一〇六退就

飯塚正市(助教)	明四四、四九退就
伊東亮次(助教)	明四四、四九退就
今津明(囑託)	明四四、四九退就
石塚定吉(書記)	明四四、四九退就
市川又熊(書記)	明四四、四九退就
泉哲(教授)	明四四、四九退就
稲田實(囑託)	明四四、四九退就
今井香治(雇)	明四四、四九退就
○石井信二(學生主事)	明四四、四九退就
池田晋(囑託)	明四四、四九退就
井上徳文(雇)	明四四、四九退就
猪瀬喜三(雇)	明四四、四九退就
石田好太郎(雇)	明四四、四九退就
生野榮藏(雇)	明四四、四九退就
市川孫三郎(助教)	明四四、四九退就
市村彦太郎(囑託)	明四四、四九退就
伊藤仁吉(講師)	明四四、四九退就

池田 昶 (助 手) 昭一四、九四退就
 ○伊藤 卓爾 (助 手) 昭一四、九四退就
 ○岩倉 義男 (助 手) 昭一四、九四退就
 岩田 静枝 (雇) 昭一四、九四退就
 今泉 珠江 (臨時雇) 昭一四、九四退就
 今村 安彦 (臨時雇) 昭一四、九四退就
 岩崎 善一 (臨時雇) 昭一四、九四退就
 ○今野 寛六 (雇) 昭一四、九四退就
 ○稻生 謙次 (工技講師) 昭一四、九四退就
 池戸 光枝 (雇) 昭一四、九四退就
 ○石川 順佳 (雇) 昭一四、九四退就
 ○伊藤 敦 (雇) 昭一四、九四退就
 ○磯 正純 (助手) 昭一四、九四退就
 ○市川 順市 (講師) 昭一四、九四退就
 ○井上 守人 (雇) 昭一四、九四退就
 ○磯崎 傳作 (授業囑託) 昭一四、九四退就

上原 六四郎 (教授) 昭一四、九四退就
 内田 彌三郎 (雇) 昭一四、九四退就
 植田 豊橋 (教授) 昭一四、九四退就
 植松 謹藏 (囑託) 昭一四、九四退就
 内山 久太郎 (助教授) 昭一四、九四退就
 潮田 景次 (雇) 昭一四、九四退就
 内田 萬次郎 (囑託) 昭一四、九四退就
 内海 静 (教授) 昭一四、九四退就
 海上 豊次郎 (雇) 昭一四、九四退就
 フレデリック・シー (備外人教) 昭一四、九四退就
 ウィードラップ (備外人教) 昭一四、九四退就
 内村 敏三 (雇) 昭一四、九四退就
 ウキリアム・ジョージ (備外人教) 昭一四、九四退就
 植原 悦二郎 (講師) 昭一四、九四退就
 宇野 三郎 (兼助教授) 昭一四、九四退就
 上田 富三郎 (助教授) 昭一四、九四退就

エドモンド・ウエルド (備外国人) 大五三、九四退就
 内田 徳太郎 (囑託) 大九六、六六退就
 上島 桂次 (雇) 大八六、七七退就
 ○内田 壯 (教授) 大六六、一〇退就
 宇都宮 藤彌 (雇) 大三七、三三退就
 内丸 最一郎 (講師) 大二〇、七四退就
 白倉 鏡次郎 (教授) 大一九、二二退就
 海野 正 (豫、教授) 大一〇、三三退就
 内田 祥三 (講師) 大三〇、三四退就
 浦郷 繁一 (雇) 大二〇、二四退就
 ○植村 琢 (教授) 大一一、二二退就
 植村 勇 (雇) 大一一、二二退就
 内坂 素夫 (講師) 大一一、二二退就
 ○上野 繁藏 (教授) 昭三三、七退就
 ○内田 榮一 (囑託) 昭四三、六退就
 ○内田 俊一 (教授) 昭五三、三退就
 ○浦上 榮 (囑託) 昭五三、三退就

○内田 豊作 (助教授) 昭五、八四退就
 ○浦野 三朗 (講師) 昭五、八四退就
 梅澤 芳英 (雇) 昭二〇、六四退就
 内田 勝 (雇) 昭三三、一五退就
 打浪 正巳 (雇) 昭三三、一五退就
 宇野 繁太郎 (助手) 昭三三、一五退就
 ○内海 諭 (雇) 昭一四、九四退就
 ○内田 貢 (豫、講師) 昭一四、九四退就
 ○内田 莊祐 (助手) 昭一四、九四退就
 ○植木 芳雄 (雇) 昭一四、九四退就
 ○上野 彌三郎 (囑託) 昭一四、九四退就
 ○上野 一雄 (雇) 昭一四、九四退就
 江野 澤龜吉 (雇) 昭三四、九二退就
 江口 鶴治郎 (助教授) 昭四三、四退就
 ○榎本 修二 (助教授) 昭五三、三退就

江崎 數藏 (徒、講師) 大二三、一〇就
 江川 清道 (豫、講師) 大一一、九就
 遠藤 政直 (專、講師) 昭四、一二就
 海老原 敬吉 (教授) 昭四、一就
 越前谷 民雄 (助手) 昭一、六就
 榎本 繁男 (雇) 昭九、六就
 江田 資郎 (臨時雇) 昭一、四、一〇就
 江見 萬里 (助手) 昭一、四、一二就

お / 部

沖野 忠雄 (文部省御用掛) 明一、七、四七就
 尾谷 直温 (書記) 明一、五、三六就
 大賀 治郎 (雇) 明一、七、一七就
 萩原 三郎 (雇) 明一、六、二二就
 大西 半之助 (雇) 明一、九、九就
 大平 松次郎 (雇) 明一、〇、九就
 尾瀬 田良恭 (雇) 明一、〇、九就

大角 成允 (雇) 明二〇、二九就
 大越 要次郎 (書記) 大明二、二七就
 大森 俊次 (囑託) 明二、二七就
 大久保 猪之助 (囑託) 明二、九就
 大竹 多氣 (講師) 明二、三、九就
 岡本 親 (助教授) 明二、三、九就
 岡本 金一郎 (教授) 明二、三、九就
 大久保 忠敬 (囑託) 明二、三、九就
 岡部 正樹 (書記見習) 明二、三、九就
 小寺 倉吉 (助教授) 明二、三、九就
 大谷 竹吉 (囑託) 明二、三、九就
 大塚 章之助 (助教授) 明二、三、九就
 太田 能壽 (助教授) 明二、三、九就
 大久保 藤吾 (教授) 明二、三、九就
 岡田 具 (助教授) 明二、三、九就
 奥村 順四郎 (教授) 明二、三、九就
 小川 雅文 (雇) 明二、三、九就

大塚 專一 (講師) 明三、二、二就
 大崎 銆太郎 (雇) 明三、二、二就
 雄山 長善 (雇) 明三、二、二就
 小野 寺顯平 (雇) 明三、二、二就
 岡崎 善雄 (助教授) 明三、二、二就
 大谷 丑之助 (雇) 明三、二、二就
 大谷 爲吉 (助教授) 明三、二、二就
 大島 徳次 (雇) 明三、二、二就
 小澤 信次郎 (助教授) 明三、二、二就
 大坂 常治 (助教授) 明三、二、二就
 大島 子之助 (雇) 明三、二、二就
 大竹 融 (雇) 明三、二、二就
 岡本 勝三 (助教授) 明三、二、二就
 岡本 常四郎 (雇) 明三、二、二就
 大谷 謙一 (助教授) 明三、二、二就
 大脇 保雄 (雇) 明三、二、二就
 尾島 菊 (雇) 明三、二、二就

職員名簿 (え・おノ部)

大場 信吾 (囑託) 明三、八、二〇就
 大竹 幸助 (雇見習) 明三、八、二〇就
 大友 幸助 (教授) 明三、八、二〇就
 小澤 春雄 (助教授) 明三、八、二〇就
 太田 代唯 (講師) 明三、八、二〇就
 小野 精一 (囑託) 明三、八、二〇就
 太田 豪三 (雇) 明三、八、二〇就
 太田 勤治 (教授) 明三、八、二〇就
 小野 竹三 (講師) 明三、八、二〇就
 萩村 錦太 (講師) 明三、八、二〇就
 大野 政吉 (講師) 明三、八、二〇就
 岡田 楠次郎 (助教授) 明三、八、二〇就
 大塚 八郎 (書記) 明三、八、二〇就
 大住 吾八 (助教授) 明三、八、二〇就
 大岩 憲 (雇) 明三、八、二〇就
 小澤 順次郎 (雇) 明三、八、二〇就

かノ部

河津	河邊	笠原	萱野	河原	海福	神作	河野	加瀬	葛西	加藤	河井	川上	川地
正次	正夫	留七	輝秀	徳立	悠	濱吉	正太郎	正太郎	徳一郎	知徳	清三郎	新太郎	方敬
(講師)	(助教)	(助教)	(助教)	(囑託)	(囑託)	(助教)	(助教授)	(助教授)	(助教授)	(囑託)	(囑託)	(囑託)	(教授)
明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳

加藤	金子	金子	川邊	堅田	河合	加藤	河合	加賀	河津	加藤	桂	片山	神田	金子	金子	加藤
均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三	均三
(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)	(講師)
明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳	明三、不詳

職員名簿〔かノ部〕

梶田	嘉儀	金刺	川上	各務	金島	川崎	片岡	加藤	梶島	加藤	川崎	神崎	川口	川越	兼子	神部
敬興	一郎	龜甲	逞治	三三	茂太	正男	一馬	述之	二郎	述之	敏夫	こ	直忠	直之	善一	正次
(雇)	(講師)	(雇)	(雇)	(囑託)	(教授)	(助教)	(書記)	(助教)	(學生主事)	(助教)	(雇)	(雇)	(雇)	(雇)	(雇)	(雇)
大四五、一八	大八元	大四元	大二元	大七元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元	大三元

加藤	神尾	狩野	金原	片岡	川上	河備	笠原	柏	片岡	掛谷	金藤	河原	加賀	龜谷	勝田	金丸
數馬	甲三	春一	武	初太郎	八十太	新造	尙太	邦四郎	三太郎	宗一	到	政之助	政之助	巖	千利	鼓
(雇)	(助教)	(講師)	(雇)	(書記)	(講師)	(囑託)	(書記)	(雇)	(雇)	(講師)	(雇)	(講師)	(講師)	(雇)	(助教)	(教授)
大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三	大一九、一三

○菊田 守雄 (助 手) 昭二、一
 ○清浦 雷作 (助 手) 昭二、一
 ○岸 武八 (講 師) 昭三、一〇就
 ○木村 一郎 (履 履) 昭一、四
 ○菊地 原英和 (履 履) 昭一、四
 ○木戸 睦彦 (助 手) 昭一、五、四

く 部

黒 澤 新 (備 備) 明就一、五、三
 桑 木 忠 郷 (履 履) 明二、〇、七
 草 野 元 重 (御 用 掛) 明一、八、七
 久 保 田 鼎 (幹 事) 明二、〇、二
 久 能 省 三 (履 履) 明二、四、三
 久 留 正 道 (嘱 託) 明二、五、四
 黒 瀬 唯 太 郎 (書 記) 明三、七、八
 黒 田 重 三 郎 (履 履) 明二、九、七
 久 芳 常 登 (履 履) 明三、四、七

熊 澤 治 郎 (專、講 師) 明三、〇、二七退就
 黒 岩 末 男 (履 履) 昭三、六、一
 黒 澤 次 久 (講 師) 昭三、九、六
 黒 澤 助 三 (履 履) 昭三、九、六
 倉 田 謙 (講 師) 昭三、九、六
 栗 本 又 五 郎 (校 醫 兼 講 師) 昭三、九、六
 桑 田 熊 藏 (講 師) 昭三、九、六
 黒 瀧 慎 三 郎 (履 履) 昭三、九、六
 郡 司 四 郎 (履 履) 昭三、九、六
 久 保 田 稔 (嘱 託) 昭三、九、六
 栗 林 信 郎 (講 師) 昭三、九、六
 栗 原 重 男 (嘱 託) 昭三、九、六
 工 藤 正 平 (大 講 師) 昭三、九、六
 熊 野 吉 次 郎 (豫、嘱 託) 昭三、九、六
 限 部 一 雄 (元 兼 教 授) 昭三、九、六
 國 守 慶 治 (嘱 託) 昭三、九、六
 鯨 井 恒 太 郎 (兼 教 授) 昭三、九、六

け 部

櫛 部 太 郎 (助 手) 昭五、五、八
 倉 木 多 一 郎 (履 履) 昭五、五、八
 草 場 琢 成 (司 書) 昭五、五、八
 栗 原 健 次 (履 履) 昭五、五、八
 限 部 深 (臨 時 履 履) 昭五、五、八
 黒 部 武 雄 (履 履) 昭五、五、八
 葛 岡 常 雄 (助 手) 昭五、五、八
 窪 島 新 七 (配 屬 將 校) 昭五、五、八
 黒 川 一 夫 (履 履) 昭五、五、八
 草 間 德 三 (臨 時 履 履) 昭五、五、八
 熊 谷 春 忠 (臨 時 履 履) 昭五、五、八
 倉 西 正 嗣 (教 授) 昭五、五、八
 黒 沼 春 雄 (臨 時 履 履) 昭五、五、八
 外 川 四 郎 (助 教 授) 大八、五、二
 外 川 昇 (助 教 授) 大八、五、二
 劍 持 輝 雄 (書 記) 昭一、一、三

職員名簿(きくけこノ部)

こ 部

小 侯 正 治 (備 備) 明三、二、七
 小 島 吉 五 郎 (履 履) 明三、二、七
 郷 道 重 木 (書 記) 明三、二、七
 小 林 一 太 郎 (助 教 授) 明三、二、七
 小 山 健 三 (元 幹 事) 明三、二、七
 小 暮 鏡 三 郎 (履 履) 明三、二、七
 後 藤 牧 太 (嘱 託) 明三、二、七
 高 力 直 寛 (教 授) 明三、二、七
 今 景 彦 (助 教 授) 明三、二、七
 小 松 絲 (嘱 託) 明三、二、七
 小 板 橋 和 三 郎 (履 履) 明三、二、七
 小 泉 角 五 郎 (助 教 授) 明三、二、七
 小 林 豊 藏 (教 授) 明三、二、七
 小 出 延 吉 (履 履) 明三、二、七
 兒 玉 隼 雄 (講 師) 明三、二、七

小室 信藏 (助教) 明三三、一九就
 近藤 由一 (講師) 明三五、一四就
 甲田 二郎 (雇) 明三六、一八就
 後藤 秋太郎 (助教) 明三八、一四就
 小泉 義和 (囑託) 明三九、一四就
 小林 源七 (雇) 明四〇、一四就
 木曾 恕一 (講師) 明四一、一四就
 後藤 彦四郎 (雇) 明四二、一四就
 近藤 清治 (教授) 明四三、一四就
 小林 寛二 (助教) 明四四、一四就
 古城 鴻三 (雇) 大五三、一四就
 小林 行治 (雇) 大六六、一七就
 小林 育三 (雇) 大〇七、一四就
 五辻 卓 (雇) 大一一八、一四就
 小池 舜一 (雇) 大一二八、一四就
 小池 重吉 (雇) 大六八、一三就
 後藤 幸一郎 (雇) 大四九、一四就

兒玉 清雄 (雇) 大九〇、二四就
 高田 直屹 (専、講師) 大九〇、二四就
 小松 武治 (講師) 大九〇、二四就
 小阪 東洋 (雇) 大九〇、二四就
 小杉 山梅 (雇) 大九〇、二四就
 小河 原藤吉 (講師) 大九〇、二四就
 小森 谷富司 (専、雇) 大九〇、二四就
 小林 政一 (教授) 大九〇、二四就
 小泉 石松 (専、囑託) 大九〇、二四就
 小茂 鳥喜作 (雇) 大九〇、二四就
 古賀 逸策 (教授) 大九〇、二四就
 越野 煥一郎 (囑託) 大九〇、二四就
 郷 末茂 (雇) 大九〇、二四就
 小竹 無二雄 (講師) 大九〇、二四就
 小島 徳太郎 (囑託) 大九〇、二四就
 小林 義郎 (書記) 大九〇、二四就
 小竹 雄四郎 (雇) 大九〇、二四就

合志 一夫 (助手) 昭九六、八五就
 小林 六四郎 (講師) 昭四七、三四就
 小林 貞之助 (助手) 昭四七、三四就
 近藤 三千雄 (臨時雇) 昭三三、一四就
 古賀 雄造 (助手) 昭一八、一四就
 小山 義男 (囑託) 昭九九、八五就
 藤田 瀧男 (技術雇) 昭九、一一就
 小林 良之助 (助教) 昭一〇、一四就
 好地 武恭 (雇) 昭二二、一四就
 小林 剛三 (雇) 昭一一、一四就
 後藤 一雄 (助手) 昭二二、一四就
 小島 靖一 (助手) 昭一五、一四就
 午坊 芳一 (雇) 昭一三、一四就
 小林 長之助 (兼事務官) 昭一三、一四就
 小林 清次 (雇) 昭一四、一四就
 小林 篤二 (書記兼) 昭一四、一四就
 後藤 芳雄 (雇) 昭一四、一四就

○耕山 菊郎 (助手) 昭一五、二就
 ○近藤 政市 (講師) 昭一五、二就
 ○國分 清 (雇) 昭一五、二就
 坂本 孟雄 (雇) 明二八、三一退就
 坂田 貞一 (校長) 明二九、一六退就
 佐分利 廣太 (囑託) 明二〇、一五退就
 嵯峨根 不二郎 (囑託) 明二二、一四退就
 阪野 素直 (書記) 明二九、一四退就
 齋藤 元喜 (雇) 明二二、一四退就
 齋藤 孝 (教授) 明二二、一四退就
 佐久間 方雄 (囑託) 明二九、一四退就
 齋藤 俊吉 (教授) 明二九、一四退就
 佐野 善作 (囑託) 明三〇、一四退就
 齋藤 龜吉 (助教) 明三〇、一四退就
 佐野 靜哉 (雇) 明三五、一四退就

才津 惣一 (師)	佐々木竹松 (兼行方)	佐藤 貞彌 (囑託)	佐原 三男 (囑託)	櫻井 三千三 (囑託)	佐伯 好郎 (教授)	坂本 秀一 (囑託)	佐藤 寅次郎 (囑託)	佐々木 薫 (臨時雇)	佐川 春水 (講師)	佐藤 與三郎 (囑託)	エッガー・テイ サイクス (専備英人 教師)	齋藤 長吉 (助教授)	齋藤 恒吉 (助教授)	佐野 利器 (講師)	坂本 彰 (雇)	佐々木 高保 (囑託)
大九 九二 退就	大八 八四 退就	大八 八七 退就	大七 七三 退就	大七 七三 退就	大六 六三 退就	大六 六三 退就	大六 六三 退就	大五 五三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就
佐竹 規方 (講師)	佐木 三郎 (囑託)	坂本 榮吾 (技手)	佐々木 清吉 (専、講師)	佐藤 頼二 (雇)	櫻井 季雄 (専、講師)	佐藤 篤五郎 (助手)	佐原 茂一 (兼書記)	佐藤 七郎 (囑託)	櫻川 貞雄 (専助教授)	佐川 榮 (雇)	齋木 彌助 (雇)	佐々木 曉順 (助教授)	佐久間 田之助 (雇)	齋藤 澤治 (書記)	坂本 忠治 (雇)	齋藤 興次 (雇)
大九 九二 退就	大八 八四 退就	大八 八七 退就	大七 七三 退就	大七 七三 退就	大六 六三 退就	大六 六三 退就	大六 六三 退就	大五 五三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就	大四 四三 退就

齋藤 博久 (臨時雇)	澤谷 次男 (雇)	○佐藤 次郎 (雇)	澤田 勝太郎 (助手)	○坂井 辰郎 (雇)	○坂元 常樹 (講師)	佐藤 寛三郎 (臨時雇)	櫻井 春雄 (助手)	佐藤 晋 (助手)	佐田 辰夫 (囑託)	齋藤 芳朗 (雇)	齋藤 米四郎 (雇)	○齋藤 貞治 (囑託)	櫻井 時夫 (講師)	○佐々木 重雄 (教授)	○齋藤 幸男 (助手)
昭三 三三 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就	昭一 一四 退就
潮瀬 茂一 (雇)	篠崎 堅 (兼書記)	シノ部	○佐藤 幸司 (臨時雇)	○齋藤 豊治 (臨時雇)	○三枝 定 (講師)	○酒井 亮 (助手)	○佐藤 哲也 (臨時雇)	作山 齊宏 (助手)	○齋藤 淳 (雇)	○齋藤 繁喜 (工技講師)	○笹沼 宗一郎 (副手)	○齋藤 健一 (助手)	○佐藤 一雄 (助手)		
昭一 一五 退就	昭一 一五 退就		昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就	昭一 一五 退就		

柴田才一郎	(教 授)	明三二五	一九〇就
滋賀重列	(囑託)	明二七	三八就
島田佳矣	(助教授)	明三五	四八就
鹽田佐	(雇)	明三二	五四就
島谷孝信	(書記)	明三三	二四就
志倉光繼	(教授)	明三九	一四就
柴山與四郎	(助教授)	明三二	四七就
首藤環	(囑託)	明三三	五七就
蓋谷武松	(雇)	明三三	一死就
芝田理八	(講師)	明三三	一死就
志村重雄	(臨時雇)	明三九	一〇八就
清水德松	(雇)	明四〇	一〇就
市東晋一郎	(雇)	明四三	一〇就
清水清	(雇見習)	明四五	六四就
鹽田宗平	(雇)	大四五	三四就
芝辻テイ	(雇)	大三三	七七就
蓋澤元治	(講師)	大三二	九四就

清水義雄	(雇)	大五三	五九就
清水三貞	(講師)	大八五	八六就
柴田勝太郎	(助教授)	大七五	八九就
島崎久座	(雇)	大六五	四九就
調正六	(雇)	大六六	六四就
七條實信	(助教授)	大六六	四四就
島保次郎	(雇)	大六六	四四就
清水豐次郎	(雇)	大六六	四四就
志多清一郎	(雇)	大六六	四四就
清水敏雄	(雇)	大六六	四四就
清水良光	(講師)	大六六	四四就
柴田重滿	(講師)	大六六	四四就
正司貞雄	(雇)	大六六	四四就
重松實	(書記)	大六六	四四就
白井傳三郎	(講師)	大六六	四四就
島津春雄	(専教授)	大六六	四四就
清水誠	(助教授)	大六六	四四就

重原整三	(雇)	昭四四	四四就
島秀雄	(講師)	昭一四	三四就
下山吉郎	(助手)	昭〇五	三一退就
城野勝太郎	(雇)	昭九五	三四就
清水武夫	(雇)	昭六	二就
鹽見賢吾	(助手)	昭〇七	一一退就
清水定吉	(助教授)	昭五九	三三退就
下平謙也	(助手)	昭三九	二四退就
進藤實	(雇)	昭一〇	四三退就
篠塚新次	(雇)	昭一一	九九退就
鎖目憲哉	(臨時雇)	昭一四	三四退就
新谷爲中	(技工雇)	昭二二	九就
白崎五郎	(雇)	昭一四	四就
志田正二	(助手)	昭一四	八就
柴田武雄	(助手)	昭一四	一〇就
清水義勝	(助手)	昭一四	一二就
白井孝三	(臨時雇)	昭一五	三一退就

下村富美子	(雇)	昭一五	一就
白木國男	(雇)	昭一五	二就
柴田圭一	(教務囑託)	昭一五	六就
篠澤和久	(臨時雇)	昭一五	六就
鈴木貞幹	(雇)	昭一七	一〇退就
鈴木源吾	(助教授)	昭二一	四九退就
鈴木純一郎	(講師)	昭三三	九退就
鈴木嘉助	(囑託)	昭三三	七八就
鈴木信道	(雇)	昭三三	一〇退就
鈴木榮次郎	(囑託)	昭三三	一〇退就
ハバート・アルモンス	(傭外國人)	昭三四	三四就
杉目宗助	(囑託)	昭三六	六退就
杉田宗助	(囑託)	昭三七	三退就
杉田達治	(教授)	昭三七	一七退就
鈴木達治	(教授)	昭三七	一七退就
杉村伊兵衛	(教授)	昭三七	一七退就

高山甚太郎 (講師)	明二四、八一就 大二三、七就	瀧浦 潭 (囑託)	明三九、一三就
谷本龜二郎 (助教)	明三六、一六就	田所 美治 (講師)	明三九、一三就
玉木辨太郎 (講師)	明三九、三三就 明四三、一六就	田 島 義造 (囑託)	明四〇、一三就
竹中 久藏 (養、雇)	明二九、一六就	橋 節 男 (兼技師)	明四〇、一三就
田代 貢 (雇)	明三〇、一六就	竹内 光直 (講師)	明四二、一三就
高橋 了 (雇)	明三〇、一六就	高野 佐三郎 (囑託)	明四二、一三就
高井利五郎 (養、囑託)	明三一、一七就	高瀬 豐二郎 (雇)	明四三、一三就
高野岩三郎 (囑託)	明三一、一七就	田原 正人 (講師)	明四三、一三就
瀧田 岩造 (助教)	明三一、一七就	田中 敬信 (講師)	明四三、一三就
高田重次郎 (雇)	明三二、一七就	高木 太作 (助教)	大八、一三就
田口 繁矩 (囑託兼校醫)	明三二、一七就	高橋 榮太郎 (雇)	大八、一三就
田中 喜一 (教 授)	明三二、一七就	谷 田 純 (雇)	大八、一三就
竹中 増次郎 (雇)	明三二、一七就	多 胡 英治 (雇)	大八、一三就
大銃寺 昌藏 (雇)	明三三、一七就	竹内 左内 (雇)	大八、一三就
高光 壽一郎 (雇)	明三三、一七就	竹内 時男 (助教)	大八、一三就
高野 諄治 (兼教授)	明三三、一七就	高橋 重太郎 (兼、助教)	大八、一三就
玉上 義男 (雇)	明三三、一七就	武田 敬止 (助教)	大八、一三就

高橋 偵造 (講師)	大四八、二九就	田中 芳雄 (兼教授)	昭二、一四就
高島 元雄 (雇)	大〇九、三二就	田部 井省三 (助手)	昭二、一四就
田中 秀央 (講師)	大九九、八四就	田代 芳郎 (囑託)	昭三、一三就
田中 盛太郎 (雇)	大四九、一五就	田邊 平學 (教授)	昭四、一四就
高橋 吉藏 (雇)	大三〇、三三就	高瀬 理三郎 (助手)	昭四、一四就
高橋 九郎 (雇)	大二〇、三九就	武 井 武 (教授)	昭四、一四就
田中 瀧男 (雇)	大二二、三四就	田 淵 清雄 (授業補助)	昭四、一四就
高橋 理一郎 (専、講師)	大二六、三六就	竹 村 貞二 (雇)	昭四、一四就
爲我井 進一郎 (雇)	大二五、三三就	瀧 水 良佐 (雇)	昭五、一四就
田村 茂穂 (兼書記)	大一四、九就	谷 口 吉郎 (助教)	昭五、一四就
竹内 壽太郎 (講師)	大一四、一〇就	田中 泰夫 (助手)	昭五、一四就
田丸 節郎 (囑託元教授)	大一五、一〇就	田村 國三郎 (助手)	昭五、一四就
竹崎 進 (雇)	大一五、一〇就	田代 助 (助手)	昭五、一四就
谷 口 忠 (教授)	大一五、一〇就	田 中 實 (助手)	昭五、一四就
竹谷 廣中 (書記)	大一一、二二就	田 端 耕造 (教授)	昭五、一四就
棚橋 壽一 (雇)	昭三、一四就	高木 啓三 (教授)	昭六、一四就
武富 英一 (講師)	昭三、一四就	高木 昇 (助手)	昭六、一四就

寺井末吉(囑託) 明二八、一一〇退就
 手塚千代吉(助教) 明三五、五七退就
 寺門徳太郎(助教) 大四五、二九退就
 手島市太郎(雇) 大四五、二九退就
 寺田繁一(配屬將校) 昭一四、一職就
 手塚 潔(助手) 昭一四、一職就

と の 部

鳥谷部紹胤(書記兼教諭) 明一九四、一一〇退就
 豊田 資常(書記) 明一九五、三九退就
 土井助三郎(助教諭) 明三〇、七退就
 富田 眞治(助教諭) 明三〇、七退就
 豊九 勝二(助教諭) 大三五、八六退就
 鳥谷部末治(囑託) 明三三、一六退就
 鳥井 榮吉(養、雇) 明三四、二二退就
 徳久 與一(養、雇) 明三五、一八退就
 得能 文(講師) 明四二、三八退就

土居 松市(教授) 明四四、一一〇退就
 利根川守三郎(教授) 大四五、二九退就
 道家 勉三(雇) 大六三、一〇退就
 外山 國彦(囑託) 昭大、三五、七退就
 豊田 豊三郎(雇) 大八六、五退就
 富田久三郎(助教諭) 大一一〇、五退就
 富山國之助(専、教授) 昭大、一〇、一〇退就
 外村 徳三(講師) 大一一、三退就
 十合 晋次(助教諭) 昭大、一〇、九退就
 富岡 惟中(講師) 昭大、一〇、九退就
 友田 宜孝(講師) 昭大、一〇、九退就
 豊岡 宜鷹(雇) 昭大、一〇、九退就
 富山 保(講師) 昭大、一〇、九退就
 富田 久之(雇) 昭大、一〇、九退就
 徳田 久武(養、後養、臨時雇) 昭一四、三五退就

な の 部

中野 庸道(書記) 明一九五、三三退就
 中里佐太郎(雇) 明一九六、二九退就
 中村安次郎(書記) 明一九六、一一退就
 永田 健助(囑託) 退明一七、九退就
 内藤 正直(雇) 明一九九、一一退就
 中澤 岩太(囑託) 明二〇三、七退就
 中原 淳藏(教授) 明二〇三、七退就
 中村達太郎(囑託) 明二〇三、七退就
 内藤道太郎(助教諭) 明二〇三、七退就
 橋林 英實(助教諭) 明二〇三、七退就
 永井 米藏(講師) 明二〇三、七退就
 中澤 敬治(書記) 明二〇三、七退就
 中山市太郎(教授) 明二〇三、七退就
 中川謙二郎(教授) 明二〇三、七退就
 中野 初子(講師) 明二〇三、七退就
 中島 徳藏(講師) 明二〇三、七退就
 中村幸之助(學長) 明二〇三、七退就

職員名簿(と・なノ部)

中島 武太郎(講師) 明三三、一〇退就
 中田 清次(豫、講師) 大三四、三退就
 長井 兼藏(囑託) 明三三、一〇退就
 中田 榮太郎(雇) 明三三、一〇退就
 中島 信虎(囑託) 明三三、一〇退就
 中村 勝義(雇) 明三三、一〇退就
 中村 瓊春(雇) 明三三、一〇退就
 永海 佐一郎(教授) 明三三、一〇退就
 長島 長次郎(雇) 明三三、一〇退就
 永田 郁之助(雇) 明三三、一〇退就
 中島 萬次郎(講師) 明三三、一〇退就
 中田 金次郎(雇) 明三三、一〇退就
 中島 直(講師兼校醫) 明三三、一〇退就
 中島 要三(雇) 大四、一退就
 仲西 池七(助教諭) 大四、一退就
 中村 好太郎(囑託) 大五、一退就
 中本 高一(雇) 大五、一退就

名和信治(囑託) 昭大 四六 七四 死就
 中村傳治(講師) 昭大 二六 三九 退就
 成合富徳(雇) 大 〇七 二六 退就
 中野義雄(雇) 大 九七 四七 退就
 中野健吉(雇) 大 一八 五三 退就
 中島祥吉(雇) 大 〇八 二四 退就
 中山岩藏(補講師) 大 九九 八二 退就
 中島友正(講師) 大 二九 二二 退就
 中原虎男(助教) 大 九 四 職就
 永田健三(雇) 大 二九 四四 退就
 南波確治(専教授) 昭大 六九 三四 退就
 成松敬介(囑託) 昭大 六九 三六 退就
 野澤鑑(雇) 大 〇九 一九 退就
 中原喜三郎(講師) 大 一〇 一四 退就
 中尾勝(雇) 大 一六 三一 退就
 中島直一(講師) 大 五 八四 退就
 永地秀太(徒講師) 大 三三 三〇 退就

昭大 四六 七四 死就
 昭大 二六 三九 退就
 大 〇七 二六 退就
 大 九七 四七 退就
 大 一八 五三 退就
 大 〇八 二四 退就
 大 九九 八二 退就
 大 二九 二二 退就
 大 九 四 職就
 昭大 六九 三四 退就
 昭大 六九 三六 退就
 大 〇九 一九 退就
 大 一〇 一四 退就
 大 一六 三一 退就
 大 五 八四 退就
 大 三三 三〇 退就

永田金三郎(書記) 昭大 四三 五六 退就
 名木橋綱三(書記) 昭大 二三 三二 退就
 中村征太郎(書記兼助手) 昭大 六四 〇九 退就
 中尾萬三(講師) 昭 五五 八四 退就
 長岡勇衛(囑託) 昭 三六 三二 死就
 瀧川廣親(助手) 昭 六六 一四 退就
 永雄節郎(講師) 昭 六六 四 職就
 中村孝義(雇) 昭 六六 四 職就
 永井武一(配屬將校) 昭 八六 八八 退就
 永廻登(助教) 昭 六 九 職就
 中山浩三(臨時雇) 昭 一〇 三三 退就
 中山明夫(助手) 昭 九七 六四 退就
 中田孝(助教) 昭 七 四 職就
 中島徳次(囑託) 昭 九 八六 退就
 波岡從陽(雇) 昭 三九 〇九 退就
 長岡弘之(雇) 昭 三〇 二一 退就
 内藤政重(助手) 昭 五〇 三二 退就

昭大 四三 五六 退就
 昭大 二三 三二 退就
 昭大 六四 〇九 退就
 昭 五五 八四 退就
 昭 三六 三二 死就
 昭 六六 一四 退就
 昭 六六 四 職就
 昭 六六 四 職就
 昭 八六 八八 退就
 昭 六 九 職就
 昭 一〇 三三 退就
 昭 九七 六四 退就
 昭 七 四 職就
 昭 九 八六 退就
 昭 三九 〇九 退就
 昭 三〇 二一 退就
 昭 五〇 三二 退就

○永田武夫(助手兼助手) 昭現 〇 九 職就
 長澤政雄(雇) 昭 三一 四一 退就
 中村玉夫(雇) 昭 三一 一一 退就
 中澤三郎(雇) 昭 三三 四九 退就
 那須高之助(助手) 昭 五 三 退就
 中島敏(助手) 昭 三三 一二 退就
 永井實(雇) 昭 四三 三五 退就
 奈倉良一(助手) 昭 四三 三〇 退就
 中村留男(臨時雇) 昭 四三 二二 退就
 中田晴雄(雇) 昭 四四 一一 退就
 ○長崎準一(助手) 昭現 四 四 職就
 ○長久保國治(雇) 昭現 四 四 職就
 長田忠良(臨時雇) 昭 一四 四八 退就
 ○長岡敏久(雇) 昭現 五 四 職就
 ○中里仲章(雇) 昭現 五 四 職就
 ○中川守之(講師) 昭現 五 四 職就

昭現 〇 九 職就
 昭 三一 四一 退就
 昭 三一 一一 退就
 昭 三三 四九 退就
 昭 五 三 退就
 昭 三三 一二 退就
 昭 四三 三五 退就
 昭 四三 三〇 退就
 昭 四三 二二 退就
 昭 四四 一一 退就
 昭現 四 四 職就
 昭現 四 四 職就
 昭現 五 四 職就
 昭現 五 四 職就
 昭現 五 四 職就

新谷恭太郎(雇) 昭 二二 五四 退就
 新妻嘉一(雇) 昭 三三 〇 九五 退就
 西山貞(雇) 昭 三三 三三 六〇 退就
 西尾友言(雇) 昭 三三 二七 退就
 西普一郎(講師) 昭 三三 五五 七三 退就
 新坂富藏(助教) 昭 三三 八七 一一 退就
 西村辰次郎(雇) 昭 四四 元 九九 退就
 新倉鑛(雇) 昭 二二 二九 退就
 新山新(徒講師) 昭 二二 〇五 退就
 苦瓜孝司(囑託) 昭 二二 一四 退就
 二宮昇平(雇) 昭 二二 一四 退就
 西谷健吉(囑託) 昭 二二 一四 退就
 西川裕(囑託) 昭 二二 一四 退就
 新田六郎(雇) 昭 二二 一四 退就
 西松唯一(講師) 昭 二二 一四 退就

昭 二二 五四 退就
 昭 三三 〇 九五 退就
 昭 三三 三三 六〇 退就
 昭 三三 二七 退就
 昭 三三 五五 七三 退就
 昭 三三 八七 一一 退就
 昭 四四 元 九九 退就
 昭 二二 二九 退就
 昭 二二 〇五 退就
 昭 二二 一四 退就
 昭 二二 一四 退就
 昭 二二 一四 退就
 昭 二二 一四 退就
 昭 二二 一四 退就

○西藤 一郎(助手) 昭一〇、一二就
 西内 康起(臨時雇) 現昭一四、四就
 ○西卷 正郎(助手) 昭一三、一〇九就
 職就

ぬノ部

沼野 岩雄(雇) 大一一〇、五三就

ねノ部

根岸 政一(教授) 明三九、八七就

根田 清(大囃託) 昭大一二、六二死就

○根本 近(書記) 昭現四、四就

根岸 武雄(雇) 昭一〇〇、一三三就

のノ部

野島 信貫(助教授) 明三三〇、一一八就

野澤 久吉(雇) 明三三一、一八二就

則武 美夫(囃託) 明四〇九、三二退就

野田市 三郎(教授) 大昭四〇、三死就

野村 孝次郎(囃託) 明四二、一五退就

野口 孝次郎(雇) 大四三、四七退就

野尻 收(書記) 大〇六、九三退就

野上 一郎(徒、講師) 大一九、〇四退就

野澤 秀雄(雇) 大二二、一〇四退就

野田 俊彦(専、講師) 昭大二三、二七死就

○野田 稻吉(助教授) 昭現四、四就

野村 芳太郎(助手) 昭二五、三四退就

野田 順次(助手) 昭二九、四四退就

野口 二郎(雇) 昭現四、二二職就

はノ部

長谷川 鑒(備) 明一八四、五七退就

長谷川 友治郎(雇) 明七五、二八退就

原田 貞之助(囃託) 明一九八、一七退就

蓮池 惟孝(助教授) 明二一九、二退就

波多野 重太郎(元教授囃託) 明三三、二退就
 明三三、三退就
 大三四、七退就

早川 宇吉(教授) 明三〇七、六五退就

林田 雄良(雇) 明二九九、一七退就

服部 侍(雇) 明三三九、二〇退就

林田 篤(雇) 明三〇一、一五退就

橋本 龜次郎(養、雇) 明三一〇、四七退就

春名 繁春(雇) 明三〇一、〇八退就

芳賀 惣治郎(講師) 明三三六、一九退就

橋本 竹之助(助教授) 明三三七、一七退就

波多野 貞之助(講師) 明三四、八九死就

原田 潤(囃託) 明四〇〇、一一退就

長谷川 壽二(雇) 明大四二、六二退就

林 彌源太(助教授) 大四二、四九退就

橋本 重隆(教授) 昭大三三、六一退就

原岡 三郎(雇) 大四三、四九退就

長谷川 清(雇) 大四四、一〇四退就

濱島 直吉(雇) 大四五、四六退就

羽金 政吉(雇) 大六四、二九退就

坂内 多藏(講師) 大四四、二四死就

塙 正雄(雇) 大四五、二二退就

林 宗四郎(雇) 昭大九六、六一退就

馬場 秋次郎(徒、講師) 大一一〇、四五退就

萩原 芳之助(講師) 大三三、三一退就

春木 仲太郎(徒、雇) 大三一、二退就

長谷部 三郎(専、雇) 昭大四三、四三退就

蜂屋 貞秀(囃託) 大五三、二四退就

長谷川 一郎(工師講師) 昭大五三、三三退就

林 正之(専、雇) 昭大五四、五四退就

林 良夫(雇) 大四四、一〇九退就

波多野 精(専、雇) 昭大四五、九三退就

早川 新吉(雇) 昭七三、三四退就

速水 永夫(講師) 昭九四、三四退就

林 水茂(雇) 昭九四、六四退就

原田 三郎(雇) 昭一四、四四退就

林 榮二(舊編委)(技術履)	昭四、一〇五退就
林 茂助(助教)	昭五、一二三退就
原 正健(助教)	昭六、四退就
箱守新一郎(助教)	昭六、七退就
服部 佐(豫、講師)	昭五、九退就
服部 新一郎(助教)	昭五、九退就
島山政之丞(配屬將校)	昭二、九退就
原 愿雄(助手)	昭三、八退就
林 清(助手)	昭一、一〇四退就
原田 芳夫(履)	昭一、四退就
早川 康式(豫、教授)	昭一、六退就
羽田他所夫(履)	昭三、四退就
林 浩(助手)	昭三、一〇四退就
橋本 健一(臨時履)	昭三、一六退就
長谷川 武雄(履)	昭一、四、一五、四、七退就
半田 健士(履)	昭一、四、三退就
橋口 貞幹(工技講師)	昭一、四、五退就
原田 幸夫(助手)	昭一、四、五退就

原田 長男(臨時履)	昭一、五、一〇三退就
林 則行(助手)	昭一、五、三退就
林 杵雄(助手)	昭一、五、三退就
原 泰信(助手)	昭一、五、三退就
林 雄二郎(助手)	昭一、五、四退就
平賀義美(舊姓石松定)(教授)	昭二、四、一〇三退就
平塚 彌太郎(助教)	昭二、三、一三退就
平野 耕輔(元教授講師)	昭二、八、一〇三退就
平山 英三(講師)	昭三、〇、六四退就
平澤 繁太郎(助教)	昭三、八、二四退就
日置 慎吉(養、履)	昭三、四、一〇退就
正野 直矩(履)	昭三、四、一〇退就
正田 桂太郎(元教授講師)	昭三、四、一〇退就
久恒 治助(履)	昭三、六、一〇七退就
廣瀬 濟(助教)	昭三、五、八八退就

平林 武(囑託)	昭三、七、二九退就
土方 榮作(履)	昭三、七、五退就
日高 藤麿(講師)	昭一、八、三退就
肥田 丈夫(講師)	昭一、八、三退就
弘中 廣志(徒、講師)	昭一、九、三退就
菱山 衡平(助教)	昭一、〇、三退就
廣瀬 正吉(履)	昭一、〇、八退就
廣瀬 守江(徒、講師)	昭一、〇、八退就
平瀬 俊雄(履)	昭一、一、九退就
平野 煥(履)	昭一、三、三退就
久末啓一郎(助教)	昭一、三、四退就
日原 政員(履)	昭一、四、三退就
開 正之(履)	昭一、四、五退就
尾藤 堅(助手)	昭一、四、五退就
平野 弘(助手)	昭一、五、三退就
平林 貞治(履)	昭一、五、四退就
平林 篤(履)	昭一、八、二退就

平山 繼男(助手)	昭一、一、一〇四退就
平 栗政吉(臨時履)	昭一、二、一退就
飛 彈康二(助手)	昭一、三、二退就
平本 常三郎(講師)	昭一、三、二退就
平松 英二(配屬將校)	昭一、三、二退就
古立 鎌太郎(履)	昭一、五、二退就
二見 一策(書記)	昭一、六、八退就
藤井 永孝(囑託)	昭一、三、九退就
藤田 恒次郎(助教)	昭一、二、九退就
藤井 鐵也(教授)	昭一、二、九退就
府川 直次(履)	昭一、三、六退就
藤懸 永治(補、囑託)	昭一、三、六退就
福谷 貴祐(履)	昭一、三、六退就
福岡 常治郎(講師)	昭一、三、六退就
深作 安文(講師)	昭一、三、六退就